

第 13 回 佐用町議会(定例)会議録 (第 2 日)

平成 19 年 6 月 1 3 日 (水 曜 日)

出席議員 (22 名)	1 番	石 堂 基	2 番	新 田 俊 一
	3 番	片 山 武 憲	4 番	岡 本 義 次
	5 番	笹 田 鈴 香	6 番	金 谷 英 志
	7 番	松 尾 文 雄	8 番	井 上 洋 文
	9 番	敏 森 正 勝	10 番	高 木 照 雄
	11 番	山 本 幹 雄	12 番	大 下 吉 三 郎
	13 番	岡 本 安 夫	14 番	矢 内 作 夫
	15 番	石 黒 永 剛	16 番	川 田 真 悟
	17 番	山 田 弘 治	18 番	平 岡 き ぬ 糸
	19 番	森 本 和 生	20 番	吉 井 秀 美
	21 番	鍋 島 裕 文	22 番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (1 名)	17 番	山 田 弘 治		
		午後から 10 分程遅刻		
早退議員 (1 名)	7 番	松 尾 文 雄		
		午後 3 時 から		

事務局出席 職員職氏名	議 会 事 務 局 長	岡 本 一 良	事 務 副 局 長	谷 村 忠 則
説明のため出席 した者の職氏名 (28名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	天 文 台 長	石 田 俊 人
	総 務 課 長	達 見 一 夫	財 政 課 長	小 河 正 文
	まちづくり課長	南 上 透	生涯学習課長	福 井 泉
	会 計 課 長	岸 井 春 乗	税 務 課 長	上 谷 正 俊
	住 民 課 長	山 口 良 一	健 康 課 長	井 村 均
	福 祉 課 長	内 山 導 男	農 林 振 興 課 長	大 久 保 八 郎
	建 設 課 長	野 村 正 明	地 籍 調 査 課 長	船 曳 利 勝
	商工観光課長	芳 原 廣 史	農 業 共 済 課 長	田 村 章 憲
	下 水 道 課 長	寺 本 康 二	水 道 課 長	西 田 建 一
	クリーンセンター 所 長	城 内 哲 久	教 育 委 員 会 長 総 務 課 長	坪 内 頼 男
	教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	岡 本 正	消 防 長	加 藤 隆 久
	天文台業務課長	杉 本 幸 六	上 月 支 所 長	金 谷 幹 夫
	南 光 支 所 長	森 崎 文 和	三 日 月 支 所 長	飯 田 敏 晴
欠 席 者 (1 名)	天文台公園長	黒 田 武 彦		
		天文台長代理出席		
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1 . 一般質問

午前 10 時 00 分 開会

議長（西岡 正君） 皆さんおはようございます。本日、2 日目の開催に当たりまして、早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日、天文台公園の黒田園長が欠席の届けを受けております。日本公開天文台協会の会長として岡山県の井原市で開催されます日本公開天文台総会があるようでございます。代理として、石田台長が出席をしていただいております。ありがとうございます。

なお、本日傍聴におきましては 2 名の方が傍聴申し込みがありました。傍聴いただきまして、本当にありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

また、傍聴者におかれましては、傍聴に遵守しなければならないことについては、お守りいただきますようお願いを申し上げます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。直ちに日程に入ります。

日程第 1 . 一般質問

議長（西岡 正君） 日程第 1 は一般質問であります。14 名の議員から一般質問の通告を受けておりますので、通告に基づき順次議長より指名をいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず 9 番、敏森正勝君の質問を許可いたします。

〔 9 番 敏森正勝君 登壇 〕

9 番（敏森正勝君） おはようございます。9 番議席の敏森でございます。

今日は、町の発展は基盤づくりからということでお伺いしますので、よろしくお願いいたします。

昔から、上流よりも下流が発展している。そこには、何が考えられるか。

環境、住みやすさ、便利さ、働く場所が大きな力となっている。

人口が多くなれば知恵も働く、中心となる核ができ、やがては上流から生活を求めて中心へやって来る。そういう道筋は昔からできております。しかし、地域の条件差はあるが合併後の基盤づくりが焦点となっています。特に末端地域との格差是正、それには道路の完全整備が必要であり県道の橋梁架け替え、国道 373 号線のトンネル工事また姫鳥線の新設工事等急ピッチで進められており、ようやく 179 号線の徳久バイパスもトンネルルートで決まり、一步を踏み出した感じがあります。まだまだ、懸案事項も残っており県道中三河佐用線の開通、あるいは三日月地域の大内谷から山崎へ抜ける道路、県道多賀相生線を路線変更しテクノに通ずる道路など、住民にとっては念願の道路と言えます。これらの道路整備はもとより、再三にわたり申し上げております農政改革による今後の農業のあり方であります。高齢化は待ってはくれません。農業に対する意識改革は必要であり、集落営農ができなければ担い手農家を増やす取り組みを考えられないか。担い手農家になる条件の緩和、支援策また認定農業者への労働分担、町、普及センター、農協が一体となって佐

用にあった農業を目指して欲しい。

環境問題にしても、人の心構えの大切さ、「ちょっとぐらいよいだろう」が、大きな過ちである。約束事が守れないかぎり、ゴミの山積はあとをたたない。

道路基盤、農政基盤、環境問題そして人づくりは、町の発展の基盤づくりと考えます。

町長の将来を見据えた考えをお伺いします。

この場での質問を終わります。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、改めて、おはようございます。早朝からご苦労様でございます。今議会におきましては、14名の議員の皆さん方、皆様方からご質問の通告をお受けしております。今日、明日と2日間にわたりまして、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、最初に、敏森議員からのご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

敏森議員からのご質問、個々のいろいろな道路の問題、農政の問題、環境の問題が、中にありますが、そういうものを含めトータルしてですね、町の発展は基盤づくりということのご意見でありまして、ご質問の趣旨は、具体的な個々の課題だけではなくてですね、いわゆるまちづくり、行政をどのような理念で進めるかっていう、大きな命題を問われているのではないかと思いますので、大変大きな難しい問いでありますので、なかなか的確にお答えすることはできませんが、お許しをさせていただきたいと思えます。

まず、町民、皆が安全に安心して心豊かに暮らせる為に必要な町の要素。それが町の基盤と言えるものではないかと思うわけであります。それには、たくさんの課題があるわけでありまして、まず、基本的な要素は、生活を支える経済的な安定をつくれるような雇用、そして仕事、そういう条件が町に整っているかどうか。また健康な生活をおくるために医療体制また体が不自由になった時に的確な介護が受けれるか。安心して療養ができるか。生活ができるかという介護サービスの充実。また、次の世代を担ってくれる子ども、一番大事な子どもを育てる、そういう子育て環境と共に、子ども達に充分な教育ができる環境が整っているかどうか、また災害や事故、そういうものが少しでも減らせる、少ないそういう地域であるかどうか。それと地域を、それぞれ長年支えてきた、そこで生活をしてきた農地や森林、山、そういうものをですね、守って行くことができるかどうか。それと、今の現代の生活の中で、新しい情報や文化、スポーツなどに充分に触れることができるかどうか。また、それらの生活を行う為にですね、幅広い活動が、自由な活動ができるような、そういう交通網が整備されているかどうか、そういう事が、住民の皆さん方が、やはり、望まれる町の要素ではないかというふうに思うわけです。これらの要素を向上させるために必要な、これらの課題をですね、やはり行政としては、バランス良く向上させることが、まちづくりではないかというふうに思っておりますが、これまでも、それぞれ長年、そういう目的でもって、努力をしてきたわけでありまして、やはり、これらは、一気にまちづくりはできるものではございません。時間とお金がかかるわけでありまして。現在の厳しい財政の中で、そのできる事業にも限界があります。町の将来を展望した時、当然、道路整備や環境整備、いろんな事業については、一つひとつ全力で取り組んでまいりたいと思えますが、何よりも大事なことは、自分の町を愛し、我がふるさとに誇りを持って、まちづくりに参画をしていただく、町民、1人ひとりが参画をしていただくような、そういう地域づくり人づくりにあるのではないかというふうに思います。

農政改革におきまして、農業の大切さや田舎に住むことの誇りを持てるような人材がなければ、これを確実に進めることはできないというふうに思うわけであります。正に、人づくりは町の発展の基盤づくり、これが最も大事なことではないかというふうに思います。そこに住む者がお互いに助け合ったり、支え合うという、心豊かな人づくりができていないと、町の将来に展望はありません。しかし、人づくりというのは、一朝一夕にできるものではございません。学校教育、社会教育のなかで取り組んでいます、また地域づくりの取り組みを通じて、高齢者や障害者等、社会的弱者に配慮をしたり、人や自然、ふるさとを愛する心をつちかっけていかなければならないというふうに考えております。今後とも、学校教育や社会教育のなかで、地域課題や社会問題を真剣に考え、話し合い、地域、また個々が何をすべきかを学び実践し、まず大人が見本となるようなまちづくりにも力を注いでまいりたいというふうに考えておりますので、今後とも、ご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げまして、敏森議員からのご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

ご質問のなかにありました、個々の事業等の課題につきましては、再質問があれば、その中で、お答えをさせていただきたいと思っておりますので、どうぞ、よろしくお願いを申し上げます。

議長（西岡 正君） 敏森議員、よろしいですか。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9 番（敏森正勝君） 初めに、道路基盤についてお伺いしたいと思います。

合併後、未だ2年が経っていない状況であり、もう既に、何年も経ったように思われますが、それだけに広大な地域でありながら、隈なく見渡せた町長であると思っております。そこで地域差はありますが、京都のように、道路基盤をしっかりとおさえたものにすれば、そこに住民は、寄って来る。人の流れとは、そういったものであり、企業、店舗も増加する。そして、もう1つは、便利さであります。道無き所に道をつくるバイパスルート、それが完成すれば、少しの間は便利だと思います。それもつかの間であり、人間には欲望の塊であります。少しでも良くしよう。人に負けまい。他町に引けを取らないものにしようという狙いがあります。地域差があり、白紙の上に計画を立てるのではなく、佐用町全体から見て、どこをどうするかでなく、どこを、どの様な方向に導いて行くかが大きな道筋であると思います。中三河佐用線がありますが、周辺を良くしてからトンネルか。それとも、トンネルをしてから周辺道路整備なのか、例として、他市とのことを言うようですが国道昇格から、直ぐに千種から斉木へ抜ける道路にしても、周辺道路整備ができていない、特に千種地域においては、トンネルが先になってきており、道路整備はトンネル後になっている。どちらが得策なのか頭を悩ますところではありますが、将来的に考えて、場所にもよるが、トンネルが先か、周辺道路が先かお伺いしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 新しい、そういう地域間を結ぶような道路の、この改良建設、これには、莫大な予算がかかるわけです。で、現在、県においても新しい新佐用町の合併後の、そういうまちづくりの支援の為にですね、道路改良等かなりいろいろと支援をいただいて、

計画をいただいております。しかし、それにも財源的な一応制限がありますから、どの路線もですね、全てが採択になっているわけではございません。この中三河佐用線におきましても、合併支援道路としては、未だ認定を受けているわけではありませんが、やはり、その沿線、周辺道路沿線にはですね、それぞれ集落があり、人の生活があります。そういう生活を支える為にですね、まず暮らしの道、道路ということでの、最低限の道路の整備という形で早急に行っていただいているわけです。ただ、そういう将来を展望した時にですね、それはここの集落だけでありますが、町全体で考えた時には、それをつないで行って、便利なルートとしてですね、道路の建設が大きな町の発展につながるだろうと。また必要であろうというふうにも考えております。ただ、現在の技術におきましては、トンネルというものが工期も早いですし、便利な道路に、建設には欠かせない工法でありますけれども、これにつきましては、経費の問題、工事費の問題等も勘案されますし、今後の調査、実際の具体的な建設の段階において、いろいろと検討をさせていただかなければならないと思います。しかし、中三河佐用線におきましては、私も知っておりますけれども、地形的に見てですね、やはり一部トンネル化をした道路が必要であろうというふうには思っております。ただ、それにつきましては、地域からの強い要望もありますし、やはり地域あげてですね、今後取り組んでいかないと、中々たくさんある要望の中でですね、また厳しい財政の中で、これを実際に具体化していくには、時間もかかりますが、そういう力というものが、必要であろうというふうに思っておりますので、地域一緒になってですね、今後とも頑張っていきたいというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいでしょうか。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9 番（敏森正勝君） トンネルを先にしてもらえれば、周辺道路整備は、当然早くできると思いますが、道路整備をしてからとなると、中々整備の仕方が遅くなると思います。そういった事につきまして、それで良いという事ではございませんけれど、次の問題に入らせていただきたいと思います。

大内谷から山崎へ抜ける道路にしましても、三日月地域の方々の要望が非常に強い。旧町時代からの要望として挙がって来たようではありますが、できない状況として何が考えられるか。後 2 キロ程度であると聞いておりますが、地元住民に納得のいく説明が欲しいと思います。そういった事で、三日月へ行った時に、そういう事を聞きましたので、ひとつお願いしたいと思 います。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 私、この線を実際に、未だ申し訳ないですけど通った事はありません。谷の奥までは上がったことがあるわけですが、通行不能区間が約 3 キロぐらいあるというふうに聞いております。で、その内ですね、1 キロの分については、拡幅計画

が、改良計画があつてですね、用地も買収をされているというふうに聞いておりますけど、これについては、未だ未舗装、舗装もできてないという状況であります。これは、隣の町と市とを結ぶ路線でございますので、宍粟市との連携も踏まえてですね、今後の課題とさせていただきますと思うわけです。あまり、この地元と言いますか、特に本郷谷の皆さん方から、この路線が、どうしても生活上必要であるとかというような、そういう要望というようなものは、未だ、直接、私は、あまり聞いた事はないわけですが、宍粟市への、非常に最短の道路であるということは、認識をいたしております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいでしょうか。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9 番（敏森正勝君） はい、それでは、次に行きます。

県道多賀相生線、昭和 60 年当時路線変更して、テクノへ通ずる道路として幅員 7 メートルの道路計画をし、奥多賀の一番上の家まで道路拡幅工事を行っておりますが、他町との絡みもありましたが、今回は、同一町内での問題でありますので、特に下流にあたる久崎方面よりテクノへのアクセス道路としての活用はすさまじいものになって来ると期待するものでありますが、町道でなく県道でありますので、方向性が見い出されるのかどうかであります、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。町長。

町長（庵逄典章君） この道路の計画につきましては、議員もご承知のとおり、科学公園都市の建設に伴い、また新しいゴミ処理施設の建設、そういう事のなかでですね、この奥多賀線の改良を行っていきたいということで、関係市町村、町と一緒にですね、建設の期成同盟会をつくって取り組んだ経緯がございます。ただ、一番まあ問題と言いますか、これが途中で、今休止した状態になっているのは、ご存知のように、テクノ、科学公園都市がですね、当初の計画から見て、非常にまあ発展が遅れているということ。県として 1 工区の完成後ですね、2 工区以降、2 工区、3 工区につきましては、当面事業を休止するという、そういう状況にある中でですね、県としても、未だ、そういう、この道路に対する必要性というものが、未だ薄いということで、現在に至っているというふうに思っております。確かに、科学公園都市が今後ですね、現在でも第 1 工区にも、新しい企業の誘致また県のリハビリとか学校施設、そういう福祉施設も充実をしてきております。そういう面の利用から見てもですね、ここ科学公園都市へ至る道路の整備というのは、これは本当に佐用町にとってもですね、非常にまあ、できれば有効な、非常に必要な道路であろうと言うふうには認識をしておりますが、ご存知のように県で計画した段階においても、非常に距離もありますし、非常に莫大な工事のかかる道路でもあります。町だけでは、当然、町ができる事業ではございませんので、県のですね、これから科学公園都市への発展、科学公園都市の工事進捗の要望の中に含めてですね、こういう問題をあげていきたいというふうに思っております。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9 番（敏森正勝君） 町道でなく県道でありますので、その方向性は、県の方にあるという事でございますが、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次に、農政改革であります。高齡化が進む中で平成 19 年度から農地・水・環境向上対策並びに品目横断的経営安定対策が始まっておりますが、集落毎に中々旨く調整ができていないのが現状であります。町、農協、普及センターによる認定農業者への配慮が欲しいと思います。将来の農業を見据えるならば、町も農協も普及センターも 1 つになった考え方を持って行かないと、言うに言われぬ現状ができつつあるというふうに思います。特に、認定農業者になり、これから農業の一端を担っていこうとしている人が、1 人でも多くなっていくことが将来の農業のあり方ではないかと思ひます。現在農協より 1 人の認定農業者が、その地区を任されているが、その地区内に、認定農業者が他にいる場合、農協より地区を任されている認定農業者の同意が必要というが、何故だろうか。同じ認定農業者でありながら、高齡者で困っている人を助ける意味で審査委員会に提出して許可を受けた認定農業者が、他の認定農業者の同意が必要とはどういうことなのかな。作業委託を受けた認定農業者ばかりで、ライバル同士何故一方の同意が必要なのか不思議であります。

そういったことについて、お伺ひしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、答弁願ひます。はい、町長。

町長（庵逄典章君） 非常に、国のですね、農政改革ということで、大きな改革がなされてきているわけです。その中で、大規模農業という事を言われますけれども、佐用町の全域において、そのような大規模の農業をですね、行っていけるような土地の条件ではないわけですが、やはり、ただ、そうは言っても、個々の個人個人の農地を、ここが管理をすることは、もう難しい状況にもあるわけです。国のそういう政策に則りながらですね、農業を守って維持していく為には、農地の集約化、規模の拡大ということも、当然、これは地域の課題として取り組んでいかなければならないわけです。まあ、そういう中で、集落営農そして最終的には、組合組織ができればいいと思うんですけども中々それだけをつくるだけの農地の集約化も農地そのものが少ないということです。そういう中で、やはり敏森議員言われます地域の農業を支えていっていただける認定農業者、この認定農業者をですね、育成して行くこと、これが今佐用町の農業を、これからも維持して行く為に必要、非常に大事な課題ではないかというふうには思っております。ただ、認定農業者がですね、じゃあ、その営農を行っていく為の農地の規模ですね、これがたくさんあって、1 人 1 人が、その例えば 10 ヘクタールぐらいはどうしても必要だという中で 2 人 3 人で 3 ヘクタールずつ分け合っているかという、なかなかそれは、また成り立たなくもなるわけです。ですから、その認定農業者の方の、それぞれ力と言ひますが、どれぐらいな農業、農地が管理できるかという、それは差がかなりあると思うんですけども、基本的には、できるだけ効率良くですね、やはり、その営農を行っていく為に必要な農地の確保と言ひますが、その調整ということは、これはやっぱり必要だろうというふうには思ひます。私も、その農協でですね、審査会があって、認定農業者に対してですね、実際に受けながら、その農業ができないというような方がいらっしゃるのかどうか、あまり具体的な事は、私未だ把握はしていませんけれどもね、まあ、その辺は、やっぱり農業を進める上で、何が課題で何が必要なのか、問題なのかというような事は、問題があればですね、その都度、それぞれ関係者とよく相談し、協議をしてですね、できるだけ認定農業者が意欲を持って今後とも、この農業に従事していただけるような環境づくり、そういう事には、

当然、努めて行きたいというふうに考えております。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9 番（敏森正勝君） 認定農業者を育てることこそ、高齢化に伴う農業改革の一端を担っていると思われるので、将来に合ったものにする為に三者会議を常に行い、良い方向に持っていていただきたいと思います。また、環境問題にしましても、草刈をよくしている所については、ポイ捨ては無くなり、草が良く生えている箇所空き缶、ビンなどがよく捨ててあります。捨てる人にも少しは気になるのか、ちょっとぐらい誰も何も言わないだろう、そういう気持ちで、1人、2人居ればどうなるか。環境づくりは、私達の地域の誇りをかけた挑戦であり、20世紀に私達が失っていたものは何であるかを教えてくれると、豊岡市長も言われております。小さな集落でまとまりが薄れてきております。これからの農業は、お互いに助け合って暮らしていかなければ大変でございます。昔の良さを無くさないよう、若い世代に教えながら全員で集落づくりから始めなければならないと思います。良い方法を皆で考え、活気のある夢のある町にしていかなければ、益々、若者も遠のいてしまいます。環境保全は足元からしっかりと見につけさせ、地域を守るという人間性、良識のある人物を育てることが必要ではないでしょうか。町長は、どういうふうに思われますか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今、国においても、安部首相がですね、美しい国をつくろうと、美しい国にしていこう、昔の美しい国のように戻していこうということ、そういう事も、1つの大きな今の国としての考え方も示されておりますけれども、当然、この事は、やはり佐用町、地域においても、やはり生活環境、生活をしていく上ですね、自分達の生活をする地域、町が綺麗な町であること、それは、人の心が、こう落ち着き和む為に必要なことではないかと思えます。当然、それは、1人ひとりからの責任であり、これは当たり前なことだと思うわけですが、現在の、この世相の中で、ゴミをどこにでも撒き散らしたり、その自分の周囲は綺麗でも、公共の場というものがですね、非常に乱れているという点も、これも歪めない所では、そういう事実がある事は確かであると思えます。そういう中で、先般もですね、やはり自分達の町は、自分達で綺麗にしていこうという取り組みの1つを実践をしていく為に、6月1日ボランティアの日を中心にですね、町職員も全員が出て、各道路を中心にですね、清掃活動を行っておりますし、また三日月支所の職員からの自発的な取り組みで、特にテクノへ上がる弦谷線、非常にまあ、ゴミが、投げ捨てが、後を絶たないわけです。いたちごっこになってるわけですが、しかし、それを放っておいては、本当に、人の心が乱れます。荒れてしまいます。そういう事で、定期的にですね、自分たちが取り組み、地域の方も一緒になって、そういうゴミを無くし、捨てない、そういう綺麗な地域をつくろうという、そういう取り組みをしていこうという、そういう行動も、今起しております。私は、まあ、いろんな地域づくり協議会、まちづくり協議会等にも行かせていただいた時もですね、やはり、そういう事からですね、やはり地域を、しっかりと守って行く気運をつくって欲しいということもお話をさせていただいておりますのでね、やはり、外から来る人が、たくさん捨てるわけが多いですけども、そういう人達にも、この佐用町は、本当に皆、そういう事に、皆が力を合わせて、綺麗な地域を、自分達の地域を守っているんだというところを見せれるようなですね、そういう事が分か

っていただけるようなまちづくり、そういう事に努めて行きたいというふうに考えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9 番（敏森正勝君） 最後に道路基盤、農政基盤、環境問題それぞれつながりがない限り、町の発展は望めない。お金を出して物を建てたりつくったりするのは、し易いが、人づくりには1人でも反対したり、意見の食い違いによって行動が変わったりします。難しいかもしれませんが、基盤をしっかりとつくっていくことを心掛け、町の発展につながる基盤としたいと思います。時間的には少ないですが、今後に期待し、終わりを、終わらせていただきたいと思います。

議長（西岡 正君） 続いて、4 番、岡本義次君の質問を許可いたします。

〔4 番 岡本義次君 登壇〕

4 番（岡本義次君） 4 番、岡本義次でございます。

今日はですね、町長に2点のことを問うていきたいと思っております。香魚と言われる鮎がピチピチ飛びはね、空には蛍が乱舞し、あじさいや菖蒲の花が綺麗に咲かせております。それらを眺めた時に心が和み、ああ、佐用町って何て素晴らしい所だ。我が故郷はなんといい所だろうと思っております。そして、より一層ですね、佐用の町が元気になるようにという事で、今日は、2 件の質問をさせていただきたいと思っております。

1 件はですね、雇用の確保は努力されているのかということでございます。今佐用町は、子どもの産まれてくる数が激減しております。これは、何も佐用町だけでなく、日本の国そのものに、人口減少がおきております。全国的に地方では若者が働く所がないが為に、大都市の東京や大阪、名古屋等への流出で、都市部は増えて田舎では、過疎的に余計減っているような人口格差がおきております。出生率もですね、1.26 から 1.32 に若干持ち直しつつありますけれど、未だ佐用町においてはですね、若者がいない為に減ってきているわけでございます。広報見ていただいたらお分かりになるようにですね、佐用町も、このまま何もしなければですね、10 年後、あちらこちらの集落そのものが無くなったり、今でもですね、限界集落が増えつつあります。昔からですね、村八分という1つのお葬式とか火事があった場合には、村、何をいってもですね、協力しない人でも、そこへ駆けつけてですね、やっていくという、そういう事自体がですね、はやできなくなりつつあるわけでございます。

そこでですね、町長に次の事を伺ってきたいと思います。

1 つ、町長は佐用町に若者が少しでも残れるような政策はとられておるのでしょうか。

1 つ、企業を呼ぶ為に、どういうご努力をされておりますか。

1 つ、一社でも企業訪問をし、インターネット等で勧誘されたりしておりますか。

1 つ、役場の幹部、こういう大事なことのテーマで、それぞれ、ここにいらっしゃる皆さんの良いですね頭脳を持たれた方々の勉強会はされておるのでしょうか。

それからですね、企業が、1 つ、きてもらえるように、時限的なですね、条例等作成す

る気持ちは、考えはありますか。

1つ、今後どうしていくのでしょうか。そういう事を、問うていきたいと思っております。

それから2件目でございますけれど、土砂の取り捨て場にパーキングをとという事で、今町内において、河川の堆積土砂や工事の残土の取り捨て場がないが為に、それぞれの業者が大撫山に土地を、自分自分が確保し、取り捨てております。皆さんご存知のように大撫山には、西はりま天文台公園があり一般公開世界の望遠鏡のなゆたがあります。景観が台無しになろうとしております。各業者が、それぞれ不良土砂を捨てて、大撫が、大撫山が荒廃しております。これは、きまった取り捨て場が無いが為であり、町として、どこか一定の取り捨て場をつくり、取り捨て料をもらってでも、どこかを作るべきだと思います。

そこで、次の事を、町長に伺って行きます。

1つ、町長は、今現在の大撫山に各業者が、まちまちに取り捨てている現状をどのようにお思いになりますか。

1つ、新たにどこか他の場所のつくる考えはありますか。

1つ、もしないのであれば、私は、仮に幕山とここには書いておりますけれど、幕山じゃなくっても、中国縦貫のそういう隣接地に町が土地を買収し、今トンネルの掘っておるような残土なり、そういう河川の堆積土砂並びに、そういう工事の残土をですね、積み上げてですね、そして町が元気になる為にもですね、将来、ここ1、2年という見据えじゃなくって、何年かの計画の下でですね、そういう中国縦貫のパーキングをつくりですね、そこで、その土地を商売をやってみたいという方には、賃貸したり、また特産物の販売をしたりですね、ガソリンとか物を売ってですね、何も、ただ通っておる車や人を素通りにさせるという事は、もったいない気がします。ですから、それらを、今中国縦貫も山陽道ができた時には、一息押されて、少のうなっておりますけれども、今ですね、失業率も5.5から3.8パーセントに改善したり、日本の景気がですね、貿易がですね、機械の、そして自動車の伸びが15兆円もの、そういう伸びがあって、今年はあるだろうというふうに言われております。GDPもですね、3.3パーセントに情報修正しですね、設備上の、そして、そういういわゆる貿易の方が増えておりますので、中国自動車道も時たま見た時に、前と比べて車の数が増えております。ですから、そういう車をただ素通りにさせずにですね、やはり一旦休憩させて、そこにお金が落ちる。そして雇用の場ができる、そういうですね、1つのですね、やはり将来計画を今合併した、そういう特例債使ってでもですね、5年後、10年後にはやっていくという1つのね、そういう夢があってもいいんじゃないかと思えます。

1つ、道路公団も民間になり交渉してみる気はありますか。

という事で、この場での質問とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、それでは答弁願います。町長。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、岡本議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、雇用の確保の努力はしているかとのことでございますが、日本の現在の社会構造は少子高齢化に加え、地方では大学への進学、大企業への就職など、活躍の場を求めて若者の都市への流出が続いていることは佐用町においても例外でなく、その結果として過疎化が進み、限界集落と言われるような地域が出現していることは議員ご指摘のとおりでございます。高校生のアンケート結果によりますと「地域内に住みたい」という希望が

10 パーセント近くぐらいということで、非常に低く、若者の定住には憂慮するところではありますが、定住を少しでも促進するために、誰もが住みよい住みたいまちと実感できるような総合的にバランスの取れたまちづくりが必要であろうというふうに思っております。そのためにも、中長期にわたる総合計画を策定したわけではありますが、今年度におきましては町内全域への光ファイバー網の敷設、長年の懸案でありました国道 179 号の徳久バイパスなど道路網の整備、南光支所等の改築、姫新線の高速化、学校施設整備、佐用保育園などの園舎などの改築など、合併効果をいかした施策の実現を通して「合併して本当に良かった」「佐用町に住んでよかった」と誰もが感じられるような愛すべきふるさとの実現に向け、努力してまいりたいというふうに考えております。

企業誘致につきましては、西播磨圏域として、播磨科学公園都市への企業誘致を県に、いろいろと要望し、科学公園都市への企業誘致というものが、今少しずつ実現しているところでもあります。また、町といたしましては、県企業立地課や財団法人ひょうご産業活性化センターなどがあるわけですが、そういう所と連携をしながら情報をいただいております。しかし、なかなか新規の企業誘致は難しい状況が続いております。逆にですね、町内の企業が、企業活動の効率化の為に町外へ移転する、町内の事業所を閉鎖するというようなですね、そういう動きもあるわけです。私は、まず新しい企業誘致は、当然ではありますが、現在、佐用町内で企業活動をしていただいている企業が、この佐用町内でですね、もっと発展していただく、やっぱし、そういう企業とのですね、十分な連携が必要ではないかというふうに思っております。そういう事の 1 つの例として、具体的な企業名は、企業秘密の点もありますので、未だ申し上げるわけにはいきませんが、町内の工場をですね、閉鎖して統合をしていくという計画を持っておられた企業に対しまして、企業の責任者、取締役とお会いしてですね、やはり町内、佐用町がやはり、その企業に対して今後ともですね、非常に期待していると。何とか佐用町内での新しい企業展開をお願いしたいという思いを、いろいろとお話をさしていただいて、その企業におきましては、今後新しい企業、設備投資を行ってですね、引き続いて佐用町内で、この事業を展開をしていただくような、そういう計画を、今持っていただけのような形になってきております。そういう事で、私は、職員、担当課においてもですね、やっぱし、町内の企業訪問、企業とのやはり、いろんな情報交換、そういう事もですね、日頃から行いながら、町内で、今、企業をいろいろな生産活動、企業活動していただいている企業とのですね、コミュニケーションを今後とも充分とっていききたい、そういうふうに考えて、職員もそういう形で、今動いておりますので、また、いろんな情報があればですね、皆さん方も、いろいろとご指導をいただきたいなというふうに思っております。企業誘致につきましても、引き続いて努力をしてまいりたいと思いますが、特に企業として必要な人材、人はですね、中々集まらないと。好景気がかなり続いて、生産業、製造業はですね、非常に今企業の業績が良い所が多いんですけども、中々その為の人が集まらないという事、そういう事にもですね、学校教育、学校現場ともですね、連携をとって新しい人材の確保等なんかに、一緒に努力をしていかなければならないなというふうに思っております。

次に、その企業誘致の為の時限条例的な条例等の制定についてということではありますが、現行条例で企業立地促進条例を制定しておりますので、本年 3 月に策定した総合計画も踏まえて、定住を踏まえた魅力あるまちづくりに各課と連携をとりながら中長期的、総合的に取り組んでまいりたいと思っておりますので新しい条例の制定ということは、今のところ考えておりません。

次に、土砂の取り捨て場にパーキングをというご質問でございますが、大撫山に、いろいろな残土が処分をされて来たと。これは、概ね昭和 50 年代から、そのような状況が生まれて来たんではないかというふうに思っております。しかし、これにつきましてははです

ね、各企業、業者の方々が所定の行政手続きを経て、また指導を受けてですね処理をされているものと認識をいたしております。過去にも、そのことにより住民からの苦情はあまりなかったように聞き及んでおりますが、実際に現地では、例えば、下段の農地等隣接地からかなり余裕を持って、且つ十分な締め固めを行いながら処理をされておりますので、防災面で特に今のところ危険だというふうには判断をしておりませんが、谷谷にですね、土砂が埋められているような状況は、これはやはり自然な状態ではなくてですね、それが後、活用がされておられませんし、土砂がこう埋められたむき出しの状態というものは、非常にまあ、景観上も見苦しい状態であるというふうに思っております。そういう事で、新たにですね、そういう残土なり河川の浚渫土砂等の処分地、そういう物をつくる予定があるかという事でありますが、私も、そういう、どこにでもですね、処理をされると、またそれが、将来的に災害を起すようなですね、危険な状態になっては、非常にまた、これも困りますので、きちっとした処理場が必要だという認識は持っております。しかし、実際にですね、こういうその処理場を建設するというのは、処分地をつくるというのは、非常にまあ、候補地も難しいですし、また運営方法また周囲の方々の同意というような点についてもですね、そう簡単に大規模な物をつくることはできないのが現実でございます。しかし、やはりこれからですね、町内のいろんな事業を行っていくためにもですね、そういう施設というものは必要であろうというふうに思っておりますので、研究をしていきたいというふうに考えております。まあ、今のところはですね、工事現場で発生する残土については、他の公共事業等との調整を図りながらですね、有効にできる土砂は有効に使って行く、そういう形で、処理をされているのが現実です。また、再利用できる、再生できるものはですね、再生をして、アスファルトとか、そういう物は、また建材として使っていると、そういう事で、後まあ、そういう土砂がですね、不法にどこにでも処分されるような事がないように、そういう事については、充分に行政指導また監視を強めて行きたいというふうに思っております。

次に、中国縦貫バスの隣地を町が買い取って、その残土の取り捨て場とし、また活用ができないかというご質問でございます。こういう事、私も初めてお聞きしているんですけども、まあ、有料道路、高速道路にですね、を利用してですね、民間なり行政が、そういう、そのパーキングを独自に作ったりですね、それを活用したりする事が、これが本当にできるのか可能なのかどうか、こういう事については、公団も、そりゃ確かに民営化をされておりますけどもね、やはり安全面とかですね、それを利用して行く為に必要な工事というものは、非常に大きなものがかかります。公団に、公団というか、これは西日本高速道路株式会社ですね、そちらの方にですね、問い合わせはしてみたいと思います。ただ、1つパーキングを作るにしてもですね、それに取り付ける進入道路また出て行く道路、そういう物がですね、非常に高速道路との現在、安全性を確保した中で作って行くためにはですね、莫大なお金がかかるということは、容易に推察ができると思います。そういう中で実際にですね、費用対効果が生まれるような、何とかクリアーできるようなですね、そんな事業ができるかどうかというのは、非常に私は難しいなという感じはいたしております。まあ、公団の方には一度問い合わせをしてみたいというふうに思っているところであります。

以上、この場での岡本議員からの質問の答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君）

はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） それでは、2 件目のね、土砂の取り捨てという方から先に、ちょっとやっていただきたいと思います。

今、町長がですね、そういう事もまあ、考えて勉強もしてみたいという事でございますけれど、今、ご存知のようにですね、防災面でも、それから所定の手続きを踏んでですね、各業者がやって、それはクリアーしとるという事でございますけれど、それは、やはりですね、そういう佐用町において、堆積した河川の土砂でも一杯あってですね、今、下秋里の方で、今、ほ場整備も絡めてでもね、そういうやつやっておられますけれど、これらもですね、やがて、どう言うんですか、今取った分で限界という事で、今、各地域において針葉樹林の所はね、やはり下が木が間伐、枝打ちしない為に、雨が降る度に土砂が流れてですね、河川の堆積を埋めてですね、未だ相当残って取ってくれという要望の所がたくさんある訳です。県土木にしましても、その堆積土砂を捨てる所が無いんで、ちょっと困ったんですよっていうテクノの局長ですね、陳情に行っても、会っても、そういう話が多々出るわけですよ。ですから、そういう各県が捨てる所並びに、そういう各業者がバラバラにですね、谷を埋めて行くという事じゃなくってね、やはり、今、私は、たまたまここに、幕山の、今、ちょっとバスストップがありますんでね、今、今日日、田んぼ一反もうどう言うんですか、本気で皆さんお作りになってね、米ドンドン作りよんじゃなくって、やっぱり減反でですね、何ぼかは空いたりして、1 反 100 万もせんような時代ですよ。ですから、町は 1 つは、やる気があるかないかという事でございます。ですから、そこら辺、町長ですね、ただ、今、各業者が所定の手続きしてクリアーしとる防災面でも安心やという事で、そのままに、今の状態これでいいんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 私も今、答弁させていただいたなかでですね、現在の状況が、それでいいというふうには申しておりません。山の上ですね、いくら所定の手続きなり、そういう作業方法で処分されたとしても、やはり不自然でありますし、長年の中で、危険もあるわけです。ですから、そういう今後町内にもですね、建設の残土だけではなくって、今、お話のように、防災面でもですね、河川のやはり改修、浚渫、そういう点でも、たくさん、その捨て場が必要なわけです。それを、何とか確保したいという事で、いろいろと今のところは工夫をしてですね、土地の確保を行って処理を少しでもして進めているわけです。まあ、今回も、こないだも県の方にお話をさせていただいているのは、上月の工業団地の中にですね、未だ、そういう処分ができるような所があります。そういう所もね、活用して、早くその要望のある所、必要な所の浚渫も行っていたきたいという事もお話しております。それから、町といたしましてもですね、そういう、その処理場が大規模の物がつくれないかという事で、既にですね、今、高速道路の中国横断道路姫鳥道の建設に伴う残土の処分地として申山という所にですね、町が買収して旧町の佐用町の中でですね、処分地をつくって、そこに処分をして、大きな造成をしているんですけども、当初、そこが 100 万立米の処分地で、実際に公団、道路として必要なのが、80 万立米という事で、20 万立米ぐらいな余裕があるだろうというふうに思っておりました。そこにですね、後、町として、処分ができる所を確保したいということを私は考えておりましたけども、後まあ、その公団の方の道路工事の方でですね、一部土砂、地盤の弱い所が出て来て、計画以上にですね、その処理をする土地、土砂が増えております。ですからどれぐらいね、余裕ができるか分かりませんが、そういう所も活用していきたいと思っておりますし、また既に各それぞれの担当課にもですね、候補地を探して、その処理ができるような所つくるためにですね、研究をするように指示をしております。

今、岡本議員が言われるように、いくら土地が安いとか農地が安いと言ってもですね、その農地まで潰してね、やる前に、やはりもっと実際に利用されていない土地、もう少し簡単に経費が少なくてできるような土地、そういう所を、まず捜して行くのが先決だというふうに思っております。ですから、現在のままでね、それでいいんだというふうには、決して考えておりませんので、ご理解いただきますように。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） ええっとですね、町長が、今、トンネルの残土もね、100 万立米ぐらいな所を確保して、今、捨ててもらっておるという事でございますけれど、まあ、それらの所でもね、やはり、どこでもって言うんじゃないかって、その次に、その所の跡地をね、どうするかという事も考えた上でね、まあひとつはやっていただきたい。と言うんは、やはりですね、そういう、そのパーキングにするにしても、そりゃ、面積的にも、それから金もたくさんいるかも分かりません。そやけど、それは、また皆に出資していただいたり、また、そこを出資していただいたもんが、商売できるような格好の、いろいろな取り組みのね、勉強、私がいつも言うんは、世の中がドンドン、ドンドン、変化して行っておりますんで、いつもですね、勉強してもらわんとですね、こんだけ町の立派な幹部、立派な人いらっしゃってね、月に 1 回でも、そういう勉強でもされとんですかっていう、そこら辺は、どうですか。町長。

議長（西岡 正君） 答弁願います。町長。

町長（庵逄典章君） 月に 1 回するとかですね、何回するかということではなくって、常に、それぞれの担当課において、それが仕事として、日頃から、そういう事に研究をし、情報を集めてですね、いろいろと考えているというふうに思っております。で、その残土処理場についてもですね、今、お話のように、ただ処理するだけじゃなくて、それをどういうふうに、後活用して行くかっていう事、当然その事は考えておりますし、また地域の皆さんとも一緒に考えて行こうという事で、やっております。ですから、申山なんかについてもですね、非常に広大な土地ができます。それを地域の為に、また佐用町のいろんな活性化の為にですね、これを活用して行く方法、これ私自身も、いろいろと今まで研究もし、考えておりますけれども、地域の皆さん方からもですね、一緒にご意見をいただきながら、それに向けても工事の方も 3 年後には完成をいたします。できるだけ早くですね、引き続いて、そういう事業ができるようにですね、活用ができるように考えていきたい。そういう事は、常に考えております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） パーキングの問題にしましてもね、やはり、そういう 1 つのですね、町が元気なる、発展するというような 1 つの目的があってですね、そう簡単に 1、2 年とか 3 年、5 年ではできなかも分かりません。しかし、やはり 10 年計画ぐらいでですね、将来は、こういうふうに佐用においても、パーキングを作ってですね、今、今日日、時た

ましか利用しません、パーキング、金、土、日とかね、そういうゴールデンウィークなり祭日でもすれば、たくさんの車が入ってね、そこで飲食されたり、また土産買ったり、いろいろガソリン入れたりされておるわけです。ですから、そういう事をする事によってね、やはり佐用に金が落ちる仕組みづくりいうのをね、やっぱり皆が一人ひとりが皆立派な頭、僕いっつも言うんですよ。1人より2人、2人より3人、3人寄れば文殊の知恵と、ここに30何人かの幹部の立派な方、いい頭脳の方一杯いらっしゃるんですから、テーマを持ってね、今、私は、この後の雇用の1番のところで、ちょっと申しますけれど、今、合併してですね、職員が他の町と比べて、町長はいつもね、合併してない所とは、比較してもらったら困りますという言い方されますけれど、やはり、今、これ将来、ほなやっぱり、合併して、大分、まあ一年半も経ちですね、落ち着いて来ました。ですから、皆さんはですね、もう余裕しゃくしゃくとある同僚議員も言うておりましたけれどね、メモする人が極端に少なく、課長自身は知っとるんかも分からんけども、その担当課の担当者に行った時、ええっ、何の事って、ビックリしよんですよ。ですから、そんなことね、誰がどんな事の発言して、自分とこの課に、どういう状態になっていきようという事も伝えとりもせんのに、そういうね、私に言わしたらね、民間だったら、もう直ぐリストラっていう線が待っとなですよ。ですから、皆さんがね、何ぼ合併して人が余っておっても、わしら、60歳の定年までおったらええと、そういう1つの安易感いうんかな、危機感がないと思います。ですから、私は、先だつてのね、3月の議会でも言うたけど、今、人がおる時こそ、一週間でも研修に行かせてくださいと。そして本当に税金でも、ほんまに持って来て、私はね、役場って言ったら、サービス業ですよ。1つはね。行政もありますけれど。ですから、そういうふうに、今、おる時こそ、素晴らしい若者も一杯入っておりますからね、そういう人をピックアップしてね、町長直属のね、そういう1つのプロジェクトチームみたいなん作ってね、テーマを作ってね、佐用が元気になる為にはどうすべきとかね、それで、こないだも観光協会が総会ありました。その中でも、私言うたんですよ。やっぱり、勉強していこうやないかと。そうせんかね、世の中変わってきよと、このまま何もせんたらね、佐用は尻つぼみになりますよ。お宅ら、そら、ほんまに1つのね、やっぱり皆が銘々危機感を持ってね、こら偉い事になると、下手しよったら夕張になるんやぞというような気持ちの中でね、今、元気で、今、こういう余裕のある時こそね、やってもらいたいんですよ。そこら辺、町長どうですか。

議長（西岡 正君） はい、お答え下さい。はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、今、岡本議員がね、町の将来、現状をね、見て、町の為に、今、やっぱり、皆が力を合わせて頑張らないけないというご指摘をいただいております。この事は、誰もね、やっぱり思って、特に職員はですね、そういう気持ちで、それぞれの仕事を通して、またやっぱり町職員というのは、自分の仕事の範囲だけではなくてですね、やっぱり広い視野に立ってですね、やはり、いろいろと研究、常に勉強をしていく、そして、自分も、それに努力して行くという、そういう気持ちで、仕事をしていかなければならないと思います。だから、それは、職員それぞれが自覚をしているというふうに思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） ええっと、そしたらですね、土砂の取り捨てる分についてはですね、またやっぱり、そういう1つの若い子入れてでもね、将来見据えて勉強会なり、そういう研究するような場を作っていただく事ができますか。町長。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。町長。

町長（庵逄典章君） 土砂の捨て場という事についてはですね、これは、1つは、先ほど言いましたように、その後の活用もありますけれども、まずは、そのいう場所、選定をし、可能な所というのを作っていきなさいけないわけです。で、岡本議員が言われる高速道路に沿った所ですね、高速道路の車両を利用を踏まえた物をつくるかどうか、まあ、これは、先ほど言いましたように、私は、中々その公団がね、民営化になったと言っても、やはり、これまで、一般国道ではありませんからね、そういう所に、そういう事業が本当に、その可能性があるのかどうか、まず、その点をね、よくいろいろと話を聞いた上で、実際に、そういう事ができて、しかもかなり、その事がね、町にとって、今言われるような方向で事業が、非常に有効な事業ができるんだろうという、ある程度、私自身もね、その見通し持たないと、職員に、こういう事いう指示をする事はできないと思います。だから、公団の方に、それは一遍そういう事をね、やれるかどうか、いう事は、尋ねてみるというふうに、今の段階ではお答えをさしていただいているわけです。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） そしたら、そういう事ですね、公団に、公団言うか、西日本の会社ですね、問い合わせしていただいたらですね、そういう1つの模索をしていただきたいと。それから、やはり今、こないだも小赤松、家内のね、ああいう堆積した所でも何十年って土砂取ってないんですよ。そして、また今、ご存知のように、自分の田畑でさえね、守りできんような状態になって、山を放ったらかすとなっておりますんで、10年もすれば、取った所も、また、旧の木阿弥（もとのもくあみ）いうか、堆積するようになります。ですから、やはりそれらも、県とほかす所が無いという事じゃなくってね、やはり1つの候補地を、そういう所も将来見据えた上でね、つくってやっていただきたいです。と思っております。この2件目については、以上としますけれど、この1件目のですね、町長が、今、おっしゃったようにですね、若者が活躍の場を求めて町へ流出して行くという言い方もされました。しかし、これはね、一概に全部町長、そうじゃないでしょ。働く所が無いが為にね、やはり、私思うんですよ、初任給は、例えば18万とかします。そして、神戸行ったり、大阪へ行けばですね、20万とか23万貰うよりね、家から通って、佐用の子を採ってくれるのであればね、その初任給を1年ぐらいいは、18万をですね、15万でも結構ですよ。そのかわりその採用してくれる子もね、それで、ちょっと1年は我慢してくれと、そういう1つのね、やっぱり、佐用なりのね、考えというんを、していただかないと駄目だと思います。

それから、この間、町長、テクノのまち開き10周年で、いわゆる討議ありましたね。フジプレアムの事業部長、これ最後まで町長、お聞きになりました。聞いてないです。その中でね、そこの事業部長、フジプレアム、社長の息子なんですよ。これ。若くて出ていったけど。まあ、その子が言うにはね、やはり企業としてですね、どこを会社持って行きたいかという事であれば、人が確保できる所が大事なんですと。それは、勿論土地とか

いろいろな、そういう税制的、それから交通アクセス、そういうようなありますよ。しかし、そこで、そういう発言したんですよ。そして、町長、私見た時に、最後までおってなかったで、ああ残念やなと思って、私、直ぐね、終わった後、その事業部長の所へ行っ
てね、事業部長、それ人が確保できんできん言うて言われておるけど、お宅、そんだけ難しい仕事されよんですかと、佐用の子だったらあかんのんですかって聞いたんですよ。ほなら、いや、そないに特別難しい仕事じゃなくって、研修させたらできますと、こう言う
とんですよ。そして、町長、フジプレミアムでもね、町長は、普段仕事、土曜日曜も休み無く、仕事ドンドンされとるって、偉い目にあわれというん、私良く知ってますよ。良く頑張っておられる言うんも。しかしね、そこの他の事は、副町長やね、総務課長にさしときなさい。そして、自分が、町長、名刺持ってでも、そういうふうな所へ飛んで行って、佐用の子をね、雇ってくれるんだったら、どういう事をクリアしたらええんやいうような事を話してでもね、佐用の若者をね、雇用 10 人でも 5 人でもできるような、そういう努力された事ありますか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 私も、フジプレミアムの社長には、お会いした事ありますけどもね、佐用からも、採用もしていただいておりますし、やっぱり、今の企業は、先ほど言いましたように、人の人材の確保という事は、非常に苦労されているわけです。ですから、決して、佐用の人、子ども達をですね、採用しないというんじゃないなくて、本当は欲しいんですね。ただ、やっぱし、それだけ、それぞれやっぱし、子ども達も自分の夢がありですね、自分の思いがあります。そこを、その受けれる、入社試験を受ける、そこへ入りたいという希望があるかどうか、ここで、そんなにね、今、言われるように、その一杯あるのに採用してもらえないとか、その入れないとかという状況じゃないんですね。今は。ですから、若い、そういう職員を今、フジプレミアムさんは、第 3 工場まで今建設してですね、まあ、これも、実際には、全部をですね、社員じゃなくって、派遣社員の形とか、いろいろと私は、詳しい中身の事は、企業の事は分かりませんけども、採用条件も、そんなに、そんなら、その皆が行きたいというだけのね、飛びぬけた物ではないはずですよ。そういう厳しい条件もあるようにも聞いております。そういう中で、やはり雇用の需要というのは、雇用というものは、かなりあるんですけども、だから、今それを若者が選択するかどうか、そこのところで企業も苦労をされております。町内の、例えばグローリーさんにしてもですね、かなり、そこら当たり正社員を採用するというふうにすれば、ある程度あるんだと思うんですけどね、なかなか、雇用があると言いながら、雇用条件も悪いという点もあると思うんですけども、募集しても中々応募が無いという所も今、そういう状況が生まれているわけです。ですから、何とか、いい条件でね、やっぱし、採用条件、その社員待遇で、採用して欲しいと、そういう形に、段々と持っていかなきゃいけないと思いますけども。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） はい、あのですね、今のフジプレミアム 1 つとってもね、この間、それインターネットで、私開いて見たんですよ。また、新たに募集もしておりましたけれど、ですから、そういうやつとか、他の事も含めてね、佐用町ってね南北に 373 号線、そしてまた新たに姫鳥線、智頭線、それで東西にですね、179 号線とか中国縦貫道とか姫新線、

こんな交通のね要所に恵まれて、世界一のスプリング8、世界一の西はりま天文台のなゆた、こんな恵まれた所無いと思います。ですから、これがドンドン、ドンドン、尻すぼみでね、すぼんで行くという事自体がね、やはり、皆さんに1つの危機感がなくてね、何もせなんだら、すぼんでまいります。ほんまに。ですから、やっぱり今、言うたように、町長は、条例的にも、今、考えておらんと、今、ある条例の中で、何とかやって行きたいと、今総合計画の中長期分を考えておるという事でござますけれど、今の年いった人が、段々段々、自分の田畑でさえ、守りできんようになってね、もういわゆる、どう言うんですか、認定農業者に預けてですね、作ってくれいと。もうようやらんと、そういう人が、ドンドン増えておるでしょ。それご存知でしょうか。ほんなら、そこら辺をね、やはりどう言うんですか、そういう所を各地区でね、1箇所、ずっと、何ほかの面積に集めて、企業にね、もう土地と、そういう一杯ありますがな、ほな、もうただで使うてくれいと、そのかわり、佐用の若者使ってくれいと、佐用に住んでおる人使ってくれいと。ほな100人の若者がね、地元に残って嫁さんもろて、子ども2人でできれば、400人が佐用に住めるんですよ。ほな、こんな人、ドンドン減って行くということ事態がね起きないと思います。そりゃ、昔のように、農業だけで、食っていけるような世の中じゃなくなりました。田舎におっても上下水道、テレビ1台にしても、今度金が必要、そしてプロパンガスや自動車や言うて、町に負けん程金がかかりますんで、そやけど、若者が居なくなるというんは、やはりね、そんだけの、何がしの生活所帯する為の金が必要が為にね、佐用におったら、もう、それが働く所無いで、しょうことなしに出るという事で、出て行ってしまっておるんですね。そこら辺、町長、どうですか、そういう町としてですね、そういう1つ特別時限立法的な事で、来る事によってね、あんた所、佐用の人雇ってくれるんだったら、固定資産税でも減免しますよと、そのパーセント数字についてはね、またそういう見識者の中で決めて、そして、上下水道も何パーセントか減免しますよ。土地はただで、何年間はよろしいよと。そういう時限的なね、条例でも、作る考えはありますか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵道典章君） まあ現在も企業が来ていただいた時ですね、固定資産税の減免とか、そういう制度の中でやっております。ただ、今、岡本議員はですね、企業が、そうすれば、直ぐ来てくれるだろうという事的前提の中で、計算上はね、そこに職員が、人が雇ってもらえれば、それは、それぞれの人が、そこで、残っていけるわけですがけれども、実際に、やはり、この子ども達、そこが、いくら、そこにね、その残って欲しいという、こちら思いがあっても、強制的に、そこに働いていただくわけには、働かせるわけにはいかないわけですね。選択、職業の選択自由、またどこに住むか、どこで生活するかと。やはり、先ほど、敏森議員のお話の中でも答弁させていただきましたけども、やはり自分の町、自分の町、故郷というものをですね、やはり、誇りに持って愛してもらう、ここで頑張ろうと言う、そういう気持ちというものをですね、人づくりを、まず、考えていかないとですね、企業が、ただ、そういう条件だけで人が集まるか、今中々人が、雇用が無いから、全部出て行くだけではないという点があるわけです。先ほど言いましたように。やはり、若者、若い人達が、いろんな今、たくさんの企業があります。全て佐用町に揃っているわけではありませんし、そういう中でね、少しでも佐用町に残って、生活し、ここを支えてくれる、そういう、その若い人たちが、生活設計ができるような、条件づくりを、当然していきなきゃいけないわけですが、その為には、当然企業においても、今、テクノとか、そういう大きな中で、優良企業を誘致し、また、そこへの交通アクセスとか、住宅環境を整えて行くと、そして、住まいを佐用町の中でね、若い人達が、やはり自分達の家庭を作っ

いける、生活ができるような、そういう宅地、住まいを提供して行くとか、そういう総合的な事をやらないといけないというふうに思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） あ、総合的にね、やるっていう事で、言われておりますけれど、やはりですね、そういう1つの試みもやらないとね、親は年がたって段々動けなくなって来たと。ほな、途中ででも、Uターンしたいと、そういう働く所が無いが為にね、もう仕方ないんやというような、1つの諦めの事、今、戻るに戻れないと、そういう人が、大勢いらっしゃるわけでございますけれど、やはりですね、やってみてね、初めから成功するかどうかというんはですね、やはり、初めは、仮に旨いこといなくても、それらの失敗をかてにしてですね、あるいは、前は、こういう事で、あかなんだけれど、それ今度クリアすれば、少しでもまた、どう言うんですか、1社でもね、また1人でも多く雇っていただけるような雇用場づくりというのをね、せんことには、町長、このままだったら、中々どう言うんですか、もう佐用も激減というような格好の中でね、町長は、確か、良く頑張ってやっていたら、もうよう分かりますけれどね、私は、もっともっと1つの、今、こんだけ人がおる時こそ、その若者を日常業務から外いてね、10人程でも、町長特命プロジェクトチーム作ってでも、わしやるべきじゃ思いますけど、そこら辺、町長、どうです。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、そういう意欲って言いますか、気持ちは、大切だと思うんですけども、実際に、そういう為に商工観光課という課も設置しておりますしね、当然、これは、副長また町長自ら、いろんな企業との、への働きかけというような事をね、やっていかないと、若い人達が、ほなら10人集まって、何ができるかという事を具体的にね、やっぱしそれは、そういう企業を、そう簡単に、そういう仕事がね、できるわけではないと思います。

それこそ、先ほど言いましたように、私もですね、地元企業というものが、やっぱし、まず、大事で、雇用がない、仕事が無くて、どうしても無職、職がないと言われるような状況があるかという、今の状況は、逆にですね、企業から人が無いかと言われるような状況の中です。先ほど、お話ししましたように、長年、こう町内で企業、いろんな製造活動、企業活動していただいた企業もですね、やはり企業自体は、競争し、新しいこの時代の中で、世界的な競争の中で勝ち抜く為にはですね、やはり、効率的な生産体制をつくらなきゃいけないという事で、工場のやっぱし集約化という事を、非常にまあ、進めているわけです。ですから、そういう中に、佐用町内の企業も実際には、環境におかれているという事でね、やはり、その集約化の中で、佐用町にそれをしていただきたいと、そういう努力というのが、必要だと思うんです。それは、やっぱり企業も人間ですから、やはり企業に対しての思いですね、佐用町は何か、こうお宅の企業、これは佐用町にとってどうしても必要なんだという、そういう思いが、その経営者なり、それぞれの役の担当者に伝わって行くという事が必要だと思うんです。で、そういう事の中で、新しい、そのこれから、生産体制をつくる為にですね、それが無くなれば、もう企業は撤退されるわけですが、これから10年20年の仕事というものが、町内でも、こう生産ラインを作っていた

けるような、そういう今、話も、そういう中からですね、できております。そういう努力を、担当課と一緒にやっているわけです。はい。これは、また、はっきりとね、企業決まれば皆さんにもお知らせする事ができると思いますけれども、そういう日頃の取り組みが大切だというふうに思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 今、町長がおっしゃったようにね、各自が、職業選択の自由があって、それに全部就いてくれない時もあるということができましたけれど、私はね、そういう求人があった時、各いわゆる若者が、佐用町に残っていなくてね、街へ出て帰りたいという人があるのであればね、いわゆる、そういう親の元へでもね、こういう事を言うて、もし帰るのであれば、いわゆる採用してもらえるように、交渉し、話もし、やっていきますよというような1つのね、まあ言うたら、商工観光課もできておりますし、そういう1つのね、窓口となってね、少しでも佐用の人口が増えてですね、またいわゆる年寄り達が、もう自分達の代だけで、もう終わってしまうと、この家が無くなって家だけ残ると、そういうふうじゃなくって、やっぱり若い者が帰ってきたら、子どもも連れて帰りですね、にぎやかにもなると。ほな学校も増えると、子どもも増えると、そういうふうな事をね、やはり、ちょっとでもしてもらえる事ができますか。町長。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） そういう事の情報ですね、求人情報というような物をですね、やはり町として、町民の皆さんにお知らせができる、その為には、早く的確に、そういう求人情報を捉えるという事が必要かと思います。その為にはね、やはり町の、その担当職員が企業へおもむいて、企業の状況、今後の、そのどのような、こう企業経営が、こうされていくのか、どういう計画を持っておられるのかですね、そういう事も情報を捉えて行く事が必要だと思います。ですから、まあ、その辺は、担当課、今課長の方も充分聞いておると思いますから、私も、そういう職員等と一緒に話をさしていただいてね、やはり、そういう情報があれば、それは個人の情報じゃなくって、企業の情報だけじゃなくて、町として、こういう企業求人がありますというような事をね、広報等でお知らせする事ができるかどうか、この点については、研究をしてみたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） それからね、どう言うんですか、町長は、ホットネット373言うて、NPO重金理事長の立上げされとんご存知ですね。それで、こないだ観光協会の総会がございまして、町長は欠席でした。それで、その席でも、私申し上げましたけれど、やはりですね、佐用町に、そういう世界一の2つの有名な所とか、瑠璃寺とかね、南光町のひまわりでも、年間10万人の人がみえておると、しかし、1つの、やっぱりかっちりした何が無いが為にね、お昼に粟倉の方へ行ったり、いわゆる、その湯郷温泉の方へ行っただけですね、お昼食べたり泊まったりして、地元の者としては、交通渋滞でゴミだけほかすとか言うて、まあブツブツ、そういう、いわゆる文句も出たりしております。ですからね、私は、やっぱり今言いましたように、観光協会が1年に総会、異議なし、シャンシャン、

はい、賛成賛成という、終わるだけじゃなくってね、やっぱり2, 3ヶ月に1回は勉強してくださいよと。ほて、エージェント言うて、旅行会社、いろいろ阪急交通社とか名鉄観光とか、姫路神姫、もう旅ともとか、そういうふうなとこの業者1回佐用に呼んでね、ほて佐用の棚田も含めて、ひまわり菖蒲園そして瑠璃寺、南光のモータープールありますね、川の端でやっとう、ああいうふうな所でも、近畿の№3ぐらいに入って、人気があると多くの人に来ていらっしゃると、ほな、こういうような所も見せてね、専門家にどうしたら、バスの1台でも、町外の方の1人でも多くの方がやって来てね、そしてお昼やお弁当やそしてまた土産買うてもろたり、その泊まる言っても、笹ヶ丘とかね、いわゆる石井とか三日月の味わいの里とか河内屋っという、佐用では泊まる所少のうございます。しかし、そういう旅行会社のノウハウや知恵を貰ってね、勉強する事によって、一台でも来てくれるようになって、昼でも味わいの里や笹ヶ丘でもね、平福の道の駅でも、バス1日に2台ずつ時間違わして入ったら、そこでとれたお米や野菜や、またその賄いの人の、そういう何が、賄い賃が出てですね、佐用にお金が落ちるんですよ。そういう仕組みづくりをね、町長、やはりエージェント呼んで勉強する、そういう事をお考えありますか。

議長（西岡 正君） ちょっと、通告から外れてますので。

4 番（岡本義次君） ちょっと、雇用場を確保という事でのことでの。

議長（西岡 正君） 町長、答弁願います。はい、町長、答弁。

町長（庵逄典章君） まあ、これまでもね、そういう、その旅行会社等の情報交換の中で、そういう旅行プランをね、旅行会社と一緒に作っていただいて、町としても、そういう呼び込み、観光客を誘致しているということですし、県全体、これは、旅行というのは、佐用町だけじゃなくって、やはり、ある意程度広域的な、このルートというものが必要です。そういう中で、観光ルートを作る為にですね、県のツーリング協会等にも入って、そこで、やはり、そういう広域的な一緒に佐用町の観光スポット、行事、そういう物を一緒に入れてですね、今までも、旅行業者の方も、それも入ってます。一緒になってやってるわけです。ですから、ただ、一番、今言われるように、来られた時に1日2日なり、期間はいいんですけども、なかなか通年を通して、そういう観光客をコンスタントに来ていただく事が非常に難しいんですよ。中身が、それぞれの行事がですね。ですから、やっぱり、そこに体制として観光協会としてもですね、職員を置いて、いろんな施設を作って、それを経営してくという事を考えた時にね、やはり、今の段階では、イベント的な形での対応しかできないのが現状であります。

議長（西岡 正君） はい、後3分になりました。

4 番（岡本義次君） どうですか、やっぱり、そういうね、南光町のひまわりでも10万人の方が見えとるという、ただ、それを、やはりお金が落ちる仕組みづくりいうのをね、やっぱり、そういう観光課なりそして商工会、そして観光協会、そういうようなんで、NPOはですね、佐用の町、いわゆる373沿線が、少しでも元気になるようにお手伝いしますという事で立ち上げておりますんで、そういう所と一緒にね、将来勉強してですね、1つの部会を立ち上げてみていただきたいと、このように思っております。それと、やはりですね、今、蛍のシーズンになり、いわゆるオオサンショウウオの事でも、中々ある新聞社の方が役場が書くな、書くなと言って書かせんというような事もっております

ので、そういう事じゃなくて、やっぱり佐用の町が元気な佐用になる為に、天文台もですね、地球外生命を求めるといような事で、日経新聞とか、他の5大新聞にも載ったりしてですね、やはり佐用の、いわゆる1つの名前を売っていただくように努力されておりますけれど、やはり、それぞれの立場でね、やっていただきたいと思います。

佐用には、裏へまわれどとりよる、雨の大撫山昇りたち、くにみすればくにはらは、煙たつたつうなはらは、カモメですけれど、山鳥たちたつ国ぞ、佐用の国がということで、町長は、大撫山に登っていただいて、少しでも佐用の町が元気になるように、そしてまた、今、人がおる時こそね、その人を引き抜いて若手の立派な、よう勉強するのをプロジェクトチーム作ってでもね、早急にやっていただきたいと思います。日常業務だけだったらもったいないと思います。

以上をもって質問を終わります。

議長（西岡 正君） ここで暫くトイレ休憩をしたいと思います、あの時計で 40 分から開会したいと思いますので、よろしくお願いします。

午前 11 時 31 分 休憩

午前 11 時 41 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を行います。

次に、12 番、大下吉三郎君の質問を許可いたします。

〔12 番 大下吉三郎君 登壇〕

12 番（大下吉三郎君） 12 番の大下吉三郎でございます。

2 点の一般質問を行っていききたいと、このように思っております。

まず 1 点は、佐用郡の埋蔵文化財、常設公開展示場の設置をとということで、町長に伺っていききたいと、このように思います。

2 点目は、老人会の研修にマクロバスの利用をとという事で、後でさせていただきます。

まず 1 点目、いち早く共同設置の教育委員会として誕生した佐用郡教育委員会も、40 周年をもって新町に引き継がれて今日の日を迎えております。

佐用郡の文化財は非常に多く点在また保管され、文化財保護法また県市町村の文化財保護条例等に基づき調査が進められているところであります。特に、私は、今回文化財のあるなかで、埋蔵文化財について伺っていききたいと、このように思っております。

昭和 50 年代のほ場整備事業に始まって、各種開発事業の増加と共に、調査体制も組まれ今日に至っておりますが、郡内においても昭和 63 年に埋蔵文化財調査事務所を設置いたしております。続いて、平成 9 年には、大撫山中に調査室を設置し、トレーラーコンテナを並べた仮設の収蔵庫をつくってですね、出土品を収納し、出土品整理をしている状況のようであります。調査員の並々なぬ努力と研修によって多くの貴重な埋蔵物の発掘と整理により、先人達が古来から豊かな佐用郡の中で、佐用風土の中で、自然と調和しながら生活を求めた様々な文化の営みの証しが調査によって多く発掘され保存されております。これらは、ただ単に調査するだけではなく、その成果、学校教育や郡の歴史解明、生涯教育において活用されてこそ意義のあるものであり、これらの整理公開、常設公開することが今後貴重な文化財のひとつであると考えております。永久的な文化財の展示場、保管施設場所が必要であります。郡民の人々をはじめ多くの人達に、佐用古来の文化を見聞し、

佐用町の地域活性化と歴史遺産を共有できる財産として利用すべきと私は考えるが、町長に伺っていききたいと、このように思います。

まず１点目は、埋蔵文化財出土整備について、出土品の整理について。

２点目、永久的な文化財の常設展示場について。

３、文化財等のビデオライブラリーについて。

４、生涯学習との連携は。

その他等々について伺って行きたいと、このように思っております。

次に、第２項目目、老人会にマイクロバスの利用はということを質問していききたいとします。町内老人会の研修、見学等、町内に限りマイクロバスの無料による利用ができるのか。旧上月町老人会では郡内官公庁への見学、研修に対し、各老人会単位での年間１回の町マイクロバスの利用により、各施設を見学し、知識と教養を高めてきました。合併により組織も大きくなりましたが、３台のバスの運行により利用可能と考えるが、町長に伺っていききたいとします。

まず１点目、郡内官公庁の見学の学習研修について。

マイクロバスの無料化について。

その他、条例等の改正等々について伺っていききたいなど。

以上、この２項目について、町長に伺っていききたいとします。この場での質問は終わります。

議長（西岡 正君） それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、大下議員からのご質問にお答をさせていただきますが、埋蔵文化財の件につきましては、詳しくは後ほど教育長の方から答弁をしていただきます。

ただ、埋蔵文化財だけではなくてですね、私は、やはり自分の町の歴史というものを、今、誰も町民はですね、良く知っておくこと。自分の町に誇りを持って、自分の町をやはり愛して行く為にも、自分、我が佐用町の歴史というものを、埋蔵文化財だけではなくてですね、これまでいろいろな、こう時代時代があるわけです。そういう時代の資料というような物も展示ができるような、学習ができるような施設、そういう物は、将来佐用町にも必要ではないかなというふうに考えております。

次に、マイクロバス利用の件についてでございますが、旧の上月町では、各老人クラブ単位で郡内の公共的な施設への見学研修に対しては年１回に限り無料での利用が認められて、そのような方法で運用されていたようでございますが、新しく広くなった新佐用町、たくさんの施設や観光スポットなどがあります。それらを見たり聞いたり、また地域の民さん方とそれぞれが交流をしていただく、そういう事で、自分の町を、状況を知り、また考えていただく事、その事が、町民の一体感を作る上では、非常に重要なことではないかというふうに、思います。その為にですね、無料で良いかどうかは、私は、まだ、この点については、協議しなきゃいけないと思いますが、バスの運行に余裕があればですね、老人クラブだけではなくてですね、他の団体にも活用していただければ、いいんではないかというふうに思っております。しかし、現在合併後の佐用町における平成 18 年度のマイクロバスの利用状況、町営のバスとしては、今 3 台あるわけですが、自治会の関係また学校関係、福祉関係、農業関係、文化関係や各種団体による利用というものが、18 年度、総計 361 回この利用されております。また、新佐用町の老人クラブの数が、これ 89 クラブあります。従いまして、全ての単位老人クラブがですね、一度に利用していただく事は非

常に難しい面もあると思います。今後、この活用につきましては、各老人クラブにおいては、老人クラブの活動内容、いろんな事業内容とも協議いたしましてですね、必要な活動については、利用していただけるような取り組みを、協議をしていけば、協議をさせていただきたい、そのように考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは次、埋蔵文化財について、の対応について、教育長の方から答弁していただきます。お願いします。

議長（西岡 正君） それでは、教育長お願いします。

教育長（勝山 剛君） 失礼します。それでは、大下議員の埋蔵文化財につきましてのご質問にお答えさせていただきます。埋蔵文化財は、故郷さよしの歴史文化を正しく理解するための生きた史料としての価値があるもので、開発に伴う事前の発掘調査は、制度的に確立されておりまして、文化財保護法の規定に基づき、個々に基づく手続きを経て調査し、法に基づいて出土の保管がなされているところであります。一方、埋蔵文化財が、開発の阻害要因として認識されるなど、埋蔵文化財の保護の視点から厳しい一面もあります。議員ご指摘のように、埋蔵文化財を含めた歴史的文化遺産は、近年保存だけでなく、地域おもしろや町づくり、子ども達の学習教材などの分野での普及と活用が求められておりますし、その活用については、最大限広げて行きたいと考えておるところであります。

まず 1 つ目の出土品の整理につきましては、埋蔵文化財の発掘調査は、昭和 52 年から実施しており、調査箇所につきましては、約 90 箇所あります。出土品は、コンテナ箱約 3,000 個ありまして、主に大撫山の調査室に併設したトレーラーコンテナ 5 台に出土場所毎に分類して収納しておる現状であります。

次に、2 つ目の永久的な文化財の常設展示場につきましては、文化財をより良い状態で保管できる機能を持つと共に、整理、陳列して、町民皆さんが見聞できる施設は、必要であるとの認識の上に立って、永久的な常設展示場を考えた場合、調査整理と保存収蔵、公開を一体的にできる施設である事と対応できる人的条件を整備する事が課題であり、現状では、非常に難しい面もあります。

3 つ目のビデオライブラリーにつきましては、埋蔵文化財の発掘調査の出土品はビデオで記録しておりません。ライブラリーを設けるなどの材料は、今のところ持ち合わせていないのが現状であります。しかし、写真等の記録、そういう物はありますので、それをもってライブラリーに活用できる面もあるかと考えております。

4 つ目の生涯学習との連携につきましては、埋蔵文化財に限らず、歴史的文化遺産については、町内小中学校や高年大学また教育委員会の職員がそれぞれが紹介の機会を設けておりますが、今後も機会を作り、生涯学習課、更には各小中学校等、または、地域づくり協議会等々と連携をすることによって、文化財の活用と普及に努めていきたいと考えております。本年、平成 19 年度の佐用郡教育一般方針におきましても、1 行であります。文化財の活用について、今後進めて行くと、そういう気持ちである事をご理解賜りたいと思います。

議長（西岡 正君） それではよろしいか。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君） 大下吉三郎君。

12 番（大下吉三郎君） それでは、まず埋蔵文化財の方からお聞きしていきたいなと、このように思っております。教育長の方から、今いろいろとご回答いただいているわけですが、非常に、佐用郡埋蔵文化財並びにまたその他の文化財等については、非常に多くの物が調査され保存されて来ております。ちなみに文化財と申しまして、いろいろありまして、特に今回は、私は、埋蔵文化という事でお聞きしているわけですが、過去、学校教育なり。もとえ、教育委員会の中でもですね、こういった文化財等々について、非常に熱心に調査され、それらの場所等もですね、明確にしながら、今日まで並々ならぬ努力の中で、担当者等が実施してある。また、これらについて、若干、各旧町単位の中でも、それぞれ公開と言うんですか、展示された事が何回かあります。実は、私もそれも見に行っておりますが、非常に残念なのは、そういった重要な文化財が、佐用郡には出ておるにも係わらず、一般の方々に中々公表されて浸透しない、非常に重要な物があきながら、皆、町民の方は分からないという物があるのではないかな。このように思っております。そこで、私は、今質問させていただいておりますようにですね、それらの常設会場を何とか作れないかなと、思っておりますし、また、そういうような、貴重な史料面等々についても、有形無形、それぞれ文化財各分野にしてあるんですけれども、郡内でも 80 近くですね、そういった文化財の指定を受けておりますし、またそれらについての場所等も明示しながら、今日まで取り組んで来ております。これらが、いつ行ってもどこでもですね、見られるような、そういう常設展示場という物が非常に欲しいわけなんで、そのあたりが学校教育なり生涯教育、この我々町民が、どのように活用し、どのような文化があき、今日我々がここに、生存しておるのかなというような過程もですね、おのずから調べていけるという物にできなのかなと。そこで、私は、文化財の収蔵整理についてもですね、本当に、今、言われましたように、3,000 個のひとつの収蔵によってですね、トレーラーに押し込められていると、非常に残念で仕方ないんです。貴重な史料があきながら、トレーラーの中で眠っておるという事でありまき。これらについて、いろんな収蔵なり、今教育長おっしゃいますようにですね、そういった物を作るためには、非常に、そういった、その場での調査、整理、保存、また公開と一体の物を作っていくたいという事でありまきけれども、まず、これらについて、出土品についてはですね、保存方法というのは、今、お聞きしましたけれども、それらを、じゃあ、今度活用の際にする為には、今、現在、各旧町の庁舎等がですね、まあ、あるわけだ。まあ、特に、上月町の庁舎等については、優れた庁舎であり、2 階、4 階というのは、殆ど空いてしまっている状態。これらに若干の手を加えれば、そういった整理保存というものは可能ではないのかなと。どうしても、具合の悪い等々については、その収蔵方法についてはですね、まだ、今後、検討する余地があるだろうと、私は、このように思っております。それらについて、庁舎の空き利用を改造し、あのスペースではできるのかできないのか、私も、もうひとつ分かりませんけれども、非常に広い場所でもあり、鉄筋という温度面から考えてもですね、できるのではないかなと、このように思っております。それらの件について、空き調査という物の、改造を重ねながら、そのあたりでの整理もできるスペースもあります。この事について、町長、教育委員会等については、どのように思っておるでしょうか。お聞きします。

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） 大下議員おっしゃいますように、本当に多くの出土品があります。私も、昭和 55 年から教育委員会の方におらしていただきまして、出土品を、整理したり、また直にですね、発掘調査の際にも行かせていただいて、それから、現場を写真をとったりですね、いろんな工夫やとか、いろんな苦労の現場を見て来まき。その中で、先ほど

も言いましたように、町民の歴史また、その中で、町長も言いましたように、故郷を愛するとか、いろんな面が考えられます。そういう中で、文化財を展示、そして多くの人に見てもらって、この事は、非常に大事な事であります。私も強くその事は、考えております。その中で、先ほども言いましたように、学校関係また高齢大学、その辺ではですね、一部学校へ持参したりまた出土品が土器とか、そういう物につきましては、昔の工法で実際に焼き物をしたりですね、そういう所で、学校関係なんかは、見せたり体験さしたりしているところなんです、その旧町の庁舎、空き部屋もあります。そういう事を総合的に、これから 10 年、20 年、もっとその先をですね、見越しながらどのようにしていくか、そういう事を、今後文化財保護審議委員会にも、いろいろと建議をしながらですね、また町行政とも協議しながら、より良い方向を見つけて行きたい。現在のところは、そのように考えております。以上です。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、大下吉三郎君。

12 番（大下吉三郎君） 各学校、教育委員会等々のもですね、文献または教育一般方針等々についてもですね、殆どこの埋蔵文化財についてもですね、保管しなければならない、ちゃんとしなければならない、また公開しなければならないという事がね、全て出て、教育方針の中にも出て来ておりますし、それから埋蔵文化財調査史料の中にもですね、そういったコメントが出ております。私も、今史料としては、22、23 巻いただいておりますけれども、そういった編集の序文を見ましてもですね、皆、そのような格好でやらないかん、やらないかん、やらせないかん、公開せないかん、もう全てが出ておりますが、未だ、未だかつて、それらの物についてのですね、物が、取り組みが若干遅いのではないかなと。今、教育長おっしゃるように、学校教育なり、そういった場、それから実際、土をこねて、そのような格好で作ってみたという事も、私も知っておりますし、そういった教育の中では取り組んでおられます。但しながら、一般、我々社会人における生涯教育の中にはですね、全く、これらについてはほとんど無関心であろうという事と、まあ本当に、そういう物は、常時見られないと、見られないと、手に取って見られないと、こういう事が、非常に残念であります。従って私の言うように、そういった施設が、どこぞに常設しておればですね、いつでもそこに、気軽に入って、一番良い事言えば、それは説明者があれば一番いいわけですが、非常に難しいとしましても、そういった施設の中では、調査なり、そういう調べなり、実際、机の上でやっている事もですね、見られる状態、今大撫のトレーラーの横に、ありますけれども、あそこでやっていたと、本当は、自分達職員だけが、ごそごそやってるだけで、我々見に行くとしても中々行けない状態であります。これらについてもですね、若干、今言うように、天文台の方にも、1 室でもあるならば、そういった所にも、常設、若干、1 週間、10 日という事の常設じゃなくてもですね、展示もできるだろうし、それらについても、いろいろと工夫を凝らして、今後やるべきじゃないかなと。このように思っております。当然、そういった調査史料報告書の中にもですね、本当に貴重な史料なり、物が写真で出て来ております。そのあたり、写真という事も非常に大切なわけですが、常設なり、常設しなくとも、そういった時にはですね、今の時代ですので、そういったビデオ等によるライブラリー的に、まあ 10 分、30 分にですね、縮小しながらできないものかなと、収集はできないのかなと。これは、素人でもできる事があります。今まで、そういう写真しか撮ってないというのが、非常に残念であります。掘削状況なり、実際にできておるような所、本当に、ビデオ等々でですね、見るのと迫力が、

やっぱり違うわけですね、私も、大酒地内で、いっぺん大きな物が出てきました。あの、ちょっと見に行った時も感動いたしました。そういった物がですね、生々しく動くという事が、一番貴重な史料ではないかなと。写真で見るよりも数十倍のインパクトがあるように、私思います。これらについて、本当に、これからの写真集しかないという事ですけども、それらを描的にですね、組み合わせて整理する事はできますか。お聞きします。

議長（西岡 正君） はい、教育長答弁。

教育長（勝山 剛君） 先ほども、私の方も、ちょっと触れましたけれども、写真が殆どの目で見れる部分であります。そういう事を活用しながらですね、担当の者とも協議しながら、できるだけ前向きに考えて行きたい、このように、この場で答弁させていただきます。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、大下吉三郎君。

12 番（大下吉三郎君） そのあたりについては、今後、整理方法等よろしく願いして、一刻も早くですね、整理をしていただきたい。このように思います。それと、一番我々、生涯教育等々の中で、それら等の連携ですね、まあ生涯学習課も設置されております。これらについて、生徒、子ども達と言うよりも、本当に大人として、我々ここに生存しているか限り、そういった過去を知るという事が、非常に大事ではないかなと思っておりますが、そのあたり、生涯学習課等々の考え等は、いかがなんでしょう。町長、伺います。

議長（西岡 正君） はい、町長、まず町長。町長から言っていただければ。

町長（庵造典章君） はい、あの、やはり、歴史、その町ですね、この過去いろんな時代を通して、何千年という歴史、こういう物を、しっかりとですね、学んで行く、そういうやっぱり、町にはですね、こう施設が必要だという事を、先ほど申し上げましたけれども、生涯学習課には、今佐用町として文化情報センター、この文化情報という中にもですね、今、図書館だけじゃなくって本来は、そういう史料館のような物が、当然併設ができれば、一番、理想的だと思います。それと、先ほどずっと、埋蔵文化財の事が、非常に言われておりますけども、歴史の中には、近世からまた中世、そして、そういう弥生時代なり、縄文とかという形になっていくんですけども、そういう町として、そういう古文書なり文化史料、そういう物も保存していかなきゃ、また後世に残していかなきゃいけない義務があると思います。旧町といたしましても、中でそういう史料館を、当然古文書館のような物が、本来必要だろうという事で、文化情報センターを建設する時にですね、当時ありました、郡の郡役所ですね、教育委員会の建物として使っておりました郡役所をですね、1つの古文書館の、象徴まあどう言いますか、古文書館をつくる、設置する時にですね、そういう物を復元して、その建物そのものも残していけるような形で考えたらという事でですね、解体して一応保存はしてあるわけです。そういう物をですね、使えるかどうか分かりませんが、今まあ、教育長もお話のように、埋蔵文化財を含めた長い歴史を、ずっと学習ができるような、そういう、その施設をどこに整理していくか、これは今、大下議員ご指摘のように、今ある施設、旧町の役場の庁舎等の活用も1つの案としては考えられると思うんですけども、この庁舎の改築というような事も今後の課題として生まれてくると思うんですね。そういう、その中で、一番まあ、皆さんが日常的に、よく利用で

きて、学習にも使える、皆さんの便利な所に、よく使っていただける所に、そういう物を設置できれば、一番いいのではないかなというふうに思っております。当面は、それまで、直ぐにはできるわけではないので、生涯学習課としても、年に1回なり2回の、いろんな文化祭とか、そういう面でも教育委員会と一緒にですね、一応整理できた物を、町民の皆さんに見ていただけるような展示、そういう事もね、今までもやってきておりますけれども、ちょっと、このところ途切れております。そういう事も行いながらですね、最終的に、史料館的な、常設した施設も視野に入れて行きたいなというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、生涯学習課はよろしいですか。

12 番（大下吉三郎君） 出れば、お答していただきたい。

生涯学習課長（福井 泉君） 生涯学習課の福井でございます。

ご承知のように、生涯学習課の理念と言いますのは、生涯を通じてあらゆる機会に、あらゆる場所で学習する事ができる場の提供、それで、そこで学んだ事を適切に実現できるような社会を目指す、これが生涯学習の理念でございます。ただ、現在生涯学習課で行っております、定期的な講座、学習を行っておりますのは、高年大学でございます。高年大学におきまして、教育委員会の埋蔵文化財の担当者の方を講師に招いて、年2、3回、そうしたスライドを通したり、埋蔵文化財のお話をいただいております。ただ、提供できているのが、現段階では、高年大学ぐらいな事でございまして、ただ、今まで特別な物が、発掘現場で出て来た時には、それぞれ学園の先生方の指導の中で、現場説明ができるような物があれば、そういった公開で現場説明をされておるんですけども、そうした機会もあれば、生涯学習課の方でPRしていったり、できるだけ町民が、そうした埋蔵文化財に触れる機会を、できるだけ多く提供して行く責任があると思います。まあ、そうした面、これから、充分検討しながら、進めて行きたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、大下吉三郎君。

12 番（大下吉三郎君） いろいろと文化財等々について、本当に重要であり、お互いに認めながら、それがうまく活用できたかなという事ばかりでございまして、我々生涯教育、今回につきましては、学校教育等、生涯教育等々の結びつきは、学校時代では子ども達にはあります。一般の中ではですね、今後、どのように本当に活用して行くのかなと。非常に、一番基本的なことではないかなと、このように思っておりますので、うまく、それら等ただ埋蔵文化財だけでなくしてですね、多くの、いろんな有形無形、民族記念、いろんな文化財等々があります。これらも含めてですね、そういった中で、研鑽できるように、ひとつご努力願いたいなと、このように思っております。文化財については、一応、一番いいのは、はっきり申し上げて、その情報文化センター等々のですね、佐用の中心の中に置けば一番いいかなと、このように思っておりますが、その町長も言われますように、今後の将来に向けてのですね、庁舎の建設等々の中では検討されるであろうけれども、今は、ちょっと難しいように言っておりますけれども、その暫定期間としてですね、そういった空き庁舎という所も、非常に利用ができるじゃないかなと。やる気になれば、直ぐ

できるんじゃないかなと、このように思っております。それらも含めて、山の上よりも下で調査等もやり、現に見ていただきながらね、整理をしていただくという事も非常に大事な事であろうと思っておりますので、今後、よろしく願いしたいと、このように思っております。一応文化財等々については、それぐらいにいたしまして、時間も相当進んで、はよ終われという事が後の方から出ておりますので、老人会のバス等について、伺っていききたいと思います。

町長の方からもコメントいただきました。我々旧町の事は、あんまり言いたくないわけでありまして、いいものはドンドン伸ばしていきたいなと、このように思っておりますし、現に、そういった実施、やった段階で、各そのトップ段階での役員さん、自治会にしろ、いろんな所で、今町長も 361 回というようなバスの利用が、非常に大きいなと、多いなと、私もビックリしております。何故そんだけの 360 何回もあるのかなと思うわけです。まあ、これらについては、学校等々の、いろんな対外試合、それから各自治会それぞれ研修なり、そういった物への物が利用されておるんだと思いますけれども、まあ一般の、今 89 クラブなり、シルバークラブ、老人会クラブ等々についてですね、ほんまに末端の方、老人会の方達が、ほんまに楽しみにして、佐用郡内のいたる所を見て回りたいと。また、どういう事をやって、どこにあるのかな。消防署はどこにあるのかなと。ごみ焼却場はどこにあるのかなと、ほんまに、そういうのが多いんですよ。それで、現に、私も、4 回程、郡内のそういった所をバスで回らせていただきました。それで、一応本当に感動されております。なぜ、それだけ、やっぱり、年寄りの方、若い者は、どこどこでも走り回って、テクノ、テクノと言うんですけど、テクノ言うたらどこにあるんやなというのが、非常に多かったです。ビックリしました。それから、通ったことあるんやけど、まあ広い所でんなど、それぐらいしか、分かりません。で、テクノの方に行きますとですね、やっぱり、いろんな施設の中で、いろいろと案内してくれます、どう言うんですか、オプトピア等々が事務所があります。そこへ行きますと、今度テクノの各、それら企業の中は、ご案内していただきました。それと、あそこの試写会等を見学し、いろんな事がですね、皆、展望台へ上がれば、テクノが一望に見えると。それから防災等々、こんな事があって、こんな事言うて、ここに、こういうような物を入れておるんですよって言うたらビックリしております。本当に分からない事ばかり。また、焼却場に行きますとですね、分別、以前は、私が行った時は、井口課長がいらっしゃってですね、説明等々 30 分聞き、ライブラリーを見ながら、映像を見ながらという格好の中で、説明をし、その中で一番感心したのは、やっぱり、こないにせなあかんのやなど。で、ほとんど焼却、ごみ等々の物はですね、年寄りの方が分別しているんですよ。家の方でもね、その方達に実際の現場を見ていただいて、それは燃やしたらあかんのやな、こんなもん入れたらあかんのやな、これは、こうすべきやなという事が、手にとって教えてもらえる。これからは、やっぱり、これ帰ってせなあかないのが、ほとんどです。それから、行ってみる時に、こんな事言いましたけども、あのあたりも行ってみたいなと。あのあたりと言いますと、本当に、我々が、一度しか行けない、焼却場があります。そこ、生きとう間に行って、どんな所で焼かれるのかなという事も本当に感心があります。そのような事とか、消防署へ行けば、いろんな、そういう消防施設の点検なり、それから救急法なり、いろんな、そういう話がしていただける。天文台へ上がれば、夜行きたい、夜行きたいというのが、今でもあります。よく聞きます。夜、今、なゆたという 2 メーターの望遠鏡というのを、ほとんど見ておりません。そういうような事で、夜行きたいなというような事を言ってますけれども、本当に老人が、それぞれの各単位で、いろんな所へ勉強しに行くという事が、非常に大切であり、大事であり、これが本当の生涯教育という事になります。本当に、佐用郡、半日回れば、相当いろんな所をみしてもらいますけれども、本当に、テクノへ上がって行きますと、20 数社、数箇所

の官公庁の施設、それらが一度では見られません。まあ、県民局の上に上がりますと、ソーラーシステムというような事があったりしてですね、そういうような所でも全部、見せてくれます。本当に資源の大切さという事を学んでいただける。本当に限りない、そういう郡内にも、いろんな勉強の場がたくさんあります。いろんな、それぞれの単位の老人クラブ、大きな所、佐用あたり、それから久崎等々であれば、100 何十人、200 人近い、そういう会員もおりますけれども、まあ、そう行くのは、まあバス 1 台分という限定の中ですね、まあ 30 名ぐらいな者が行けると。大体それぐらいの方々の自治体単位においても、集合ができるというのが現状でありますけれども、まあ 80 何、まあ 90 近い、そういうようなもの、小さい所から大きい所あるわけですが、まとめてですね、そういうようなものが、本当にしていただければ、ええんやなど。で、バスにしましてもですね、キロ当たり、リッターどれぐらいするのか、4 かぐらいな、燃料代等々、わずかな物です。1 万数千円も出せばという事になりますけれども、本当にこれらの重要な、そういう 1 つの老人会等々への本当に、どこへも行けないような方でも、それやったら、連れて、一緒に行かせてもらおうかというのが非常に多いわけなので、是非ともこれらについて、再度町長、バスの回数も多いと思うんですけれどもですね、何とか、そのへんを考えていただいて、本当に 1 年に 1 度の事であります。各それぞれの単位の老人会に、もう少しそういった学習の場というものを与える事はできませんか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逋典章君） 先ほども、答弁させていただいたとおりですね、老人クラブの皆さん方が、そういう目的をもってですね、活動、これを活用していただけるのであれば、できるだけ、それを使っていただけるような方向でですね、協議をさせていただきたいと思うわけです。ただ、いっぺんにというわけにいかないか分かりませんし、まあ限られた、その台数と人員の中でですね、できるだけ調整をして、老人クラブの方の活動計画等もやっぱり一緒に調整をしながら、考えていければいいんじゃないかというふうに思っております。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、大下吉三郎君。

12 番（大下吉三郎君） 今後、是非ともですね、そういった、機会、出る機会の無い大切な先輩諸氏に対してですね、そういった場を与えてやる。与えていただくという事については、本当に、あの年齢いった方々、息子に連れて行けと言っても、なかなか行きません。そういった中では、団体等々で老人会長の名の下にですね、引率していけるという事が、非常に大事な事であります。この事をやる事によって、町長も相当、良く、皆から受けられるんじゃないかなと、このように思います。まあ、それは冗談としまして、本当に、本気で、こういった話をですね、前向きに進めていただけたらと、このように思っております。大きなバスの回数、利用回数等も多いわけですが、何とか、90、50 の地域の老人会にですね、もう少し光を当てて、学習の場、それから、そういった物を、本当に一定していただく、本当に、分別等々、それから消防署にしても、本当に、老人会としては、一番気になる所であります。前も行った時にですね、そのような老人会の方が、救急で倒れる、また救急の呼び方にしても、何にしても、本当に、年寄りばかりが、今家を守っている中で、非常に大切な事であります。それを、恩自ら、勉強して行きたいという意欲の

ある、それぞれのクラブもたくさんありますので、何とかこれを実現さしていきたいなとも思っておりますし、お願いを申し上げてですね、つたない一般質問でもありましたけれども、是非とも実行に向けて努力していただきたい。

以上で、一般質問を終わります。

議長（西岡 正君） 大下吉三郎君の発言は終わりました。

ここで、昼食休憩に入りますが、再開を午後 1 時 30 分といたします。

午後 0 0 時 1 8 分 休憩

議長（西岡 正君） 休憩中でありまして、7 番の松尾議員と 20 番の吉井秀美議員、一般質問の順序が、順番が変わりますので、ご理解いただきたいと思います。

山田議員が、ちょっと急用ができたという事で、少し遅れるという連絡はいただいておりますので、よろしくお願いします。

午後 0 1 時 3 0 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

2 番、新田俊一君の質問を許可いたします。

〔 2 番 新田俊一君 登壇 〕

2 番（新田俊一君） 2 番、新田でございます。私は、循環型社会拠点施設についてと、大型ゴミ処理施設の建設についてと、税金の徴収についての 3 点をお伺いしたいと思います。

まず最初に、三ツ尾地区にごみ処理施設を建設するにあたり、町道の拡幅工事、ごみ処理施設への進入道路及び施設建設用地の造成それに伴う調整池の工事等が発注されていくと思いますが、次の 4 点について町長にお伺いをいたします。

(1) 番目ですが、3 市 2 町による、にしはりま環境事務組合において入札されると思いますが、それがどのような工事なのかお伺いしたいと思います。

(2) 点目ですが、佐用町で入札されるのは、どのような工事なのか、お伺いをいたします。

(3) 点目ですが、(1) と (2) について、業者の選定はどのようにしてされるのか。また入札方法はどうかお伺いをいたします。

(4) 点目ですが、入札にあたり佐用町内の業者が 1 社でも多く参加できるよう工夫をされているのかお伺いをいたします。

次に、大きな 2 番目でございますが、ガス化熔融炉を建設すると聞いておりますが、今現在高度な技術力のあるメーカーは何社くらいあるのか。またその中で、町長が、このメーカーは信用できる。学者先生も信用されている会社名を、できればお伺いしたいと思います。

(2) 点目ですが、ごみを焼却する時発生する熱を利用すると言われていましたが、利用方法はどうかお伺いをいたします。

(3) 点目ですが、熱を利用し促成栽培の野菜とか、特産品を生産すると聞いておりましたが、それがどうなったのか、それもお伺いしたいと思います。

大きな3番目でございますが、全ての税金についてですが、徴収方法は、どうされているのかお伺いをいたします。

(2)点目ですが、滞納者等について、分かりやすく説明をされているのか。払ってなければ、督促状を出しているだけなのか、お伺いをいたします。

(3)番目ですが、5月22日の議員連絡会において、未納者については、追徴金を課する、年10.75パーセントぐらいあるとお聞きしましたが、税の種類によってパーセントは違って来るのか、また10.75パーセントは未納者も反省する点もあると思いますが、あまりにも高金利ではないかと思いますが、いかがですか。お伺いをいたします。

以上、3点につきまして、質問を、この場での質問は終わりたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。町長。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、新田議員からのご質問にお答をさせていただきます。

1点目の「循環型社会拠点施設について」でございますが、にしはりま環境事務組合では、今後入札される主なものといたしましては、施設への進入路工事、施設建設用地の造成工事、熱回収の施設建設工事、リサイクルセンターの建設等いろいろと一連の施設建設等が考えられております。また、関連事業では、佐用町で入札するのは周辺整備事業で、町道の改良、舗装、修繕、防火水槽の設置、動物の誘導施設防護柵整備また河川、井堰等の改修、林道や作業道の修繕などが主なものでございます。

次に、にしはりま環境事務組合で入札するものにつきましては、事業の規模やその事業内容にもよりますが、一般的には、一般競争入札、制限付き一般競争入札の方法を基本に考えていかなければならないというふうに考えております。また佐用町で入札するものにつきましては、できる限り町内業者で対応していただければと考えておりますが、入札方法につきましては、事業の規模、内容において、その都度対応をしまいたいというふうに思います。事業量とか事業内容全てが出ておりませんが、3市2町組合の中でも、佐用町内での工事についての配慮については、できるだけ配慮していただくように求めていますというふうに思っております。

次の「大型ごみ処理施設の建設について」でございますが、高度な技術力のあるメーカーについては、どの程度が高度なのか、どの程度が高度な技術力なのか判断の基準がないため、何社という事は限定できません。ごみ処理施設というものは、いろいろな方式がありますが、しかし現在のごみ処理施設は、それぞれ高度な技術を集約させたプラントの施設でございます。そういう点からそういう技術力を持ったメーカーというものは、国内には、そう多くあるわけではないというふうに思っております。またメーカー毎にですね、それぞれが技術開発をされて、特色ある方式というものが作られております。どの方式が優れているのか、これもこの状況いろいろと判断基準というものが、全て決まっているわけではありませんので、どの方式が一番優れているという事は、はっきりと申し上げる事はできないというふうに思います。また信用できるメーカー名なり会社名という事でございますが、これについても、どのメーカーにおいても、それぞれ1つの技術開発をされて、いろいろと実績を持って現在の方式、そういうプラントを受注されております。そういう中で、やはり私達が充分検討していかなくちゃいけないのは、過去の実績、実際に建設されている、そのプランとが、どのような状況で稼働して間違いなくまた故障なくですね、しっかりとした建設がされているかどうか、そういう事を十分に判断していかねばならないというふうに思っておりますので、特定のメーカー名というものは挙げる事はできま

せん。

次の熱利用の件につきましては、現在のところ具体的な計画までには至っておりませんが、今後いろいろご意見をお聞きし、伺いながらですね、限られた熱源を有効に利用し、地域の活性化にもつなげられるような形で、充分検討していきたいというふうに思っております。

次に、3点目の税金の徴収についてのご質問でございます。まず、税務課では、公正・公平な納税の確立に向けて、「町税収入の最大限の確保」、「町民に信頼していただける税務行政の展開」、「新しい時代の要請に応える税務行政の推進」を基本方針として鋭意努力しているところであります。納税者の皆様には、口座振替の推進などにより、納期内完納のご協力をお願いし、大多数の納税者の皆様には、納期内に納税のご協力を頂いております。期限内に納税されなかった方には、督促状を発送し、納税を促しておりますが督促状を発送しても、なお滞納のときは、滞納者に、配達記録郵便により「滞納税金の納付催告と差押予告書」を送付し、指定期限までに完納していただくか、納税折衝に来庁していただくようお願いをしております。納税折衝は税務課で行いますが、簡易な事案は支所総合窓口課・出張所でも対応しております。納税折衝により、滞納者に納税義務の履行を求め、滞納の原因の究明、納税誠意の有無の確認、生活状況、事業状況、所有財産など個々の滞納者の実態の把握にも努めているところであります。滞納者から分納等の申し出がある場合は、滞納税額や生活状況を勘案した分納計画による誓約書を受理して、分納により納付をしていただいているところであります。納付も来庁もない場合は、滞納者に対して、配達記録郵便により「差押事前通知書」を送付し、指定期限までに完納していただくか、納税折衝に来庁していただくよう求め、同じ手順を踏みます。それでも尚納付も来庁もない場合に、納税の義務を果たしていただくため、また納期内に完納された大多数の納税者との公平性を図るために、税法に基づいて差押えを執行している状況にあります。納付折衝等いずれの場合においてもわかりやすく親切丁寧を心がけて説明をさせていただいておりますが、ごくまれに滞納者が暴力的威圧や暴言により不当な要求をされる場合は、「ゴネ得」を許さない毅然たる姿勢で臨む場合もありますので、ご承知いただきたいというふうに思います。

次に、税の種類により利率が違ふのかという質問ですが、先だって議員連絡会において、既存テレビ共聴施設撤去に係る補助要綱について、不正な補助金請求が発覚した場合の補助金返還に係る加算金については、年率10.75パーセントとする旨の説明をまちづくり課から行っております。この年率10.75パーセントは、「利率等の表示年利建て移行に関する法律」に基づく加算金であり、滞納税金の延滞金には適用されません。滞納税金に係る延滞金につきましては、地方税法に「納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて年率14.6パーセント、納期限の翌日から一ヶ月間は年7.3パーセント。但し、特定割合により現行4.4パーセント」と定められていることから、公正・公平な納税を確立するために、これに基づいて延滞金を徴収することとなります。また延滞金、督促手数料も税法による徴収金であることから、滞納処分においては、本税に延滞金、督促手数料を加え徴収金につき差押えを執行することとなる。そういうふうに、なります。

以上、この場での答えとさせていただきます。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 今まあ、町長から詳しく説明をいただいたわけなんですけれども、

重複するところがあるか分かりませんが、お答を願いたいと思います。

まず最初でございますけれども、ごみ焼却施設の関係集落に説明を、ちゃんとして、理解をされておられるのか、また三ツ尾地区から八丁までの連絡道の説明は理解されておられるのか。また、発破の看板等が上がっておりますが、この発破の看板は、どんな工事の為の発破の看板なのか、それもお聞きしたいと。地元の皆さんは、そういう事は、全然知らない、全然説明受けてないという事でしたんで、その辺もよろしくお聞かせ願いたいと思います。このような事が発生しますと、後でトラブルの原因になるんじゃないかと心配しておりますので、ちょっとその辺の事をお伺いしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） この施設の計画、建設に当たりましては、まあ、それぞれの地域、地元集落におもむきましてですね、これまでもいろいろと説明をし、ご理解をいただき、協定も結んでいるところです。また工事に、これから入るに当たりましてですね、そういう工事に係る説明という事については、事前に行うという事で、今、行っているのは、敷地の進入路の設計、敷地造成それに係る設計調査業務ですね、それを行っているところでございます。三ツ尾、三ツ尾じゃない、あの、進入路、道路ですね、三原からですね、八丁の方に上がって行く道路の予定地域についても、地域の皆さん方には、こういうルートで計画をしておりますという事は、説明をしていると思っております。これは、関係集落の協議会というものがあまして、それぞれ代表の方に来ていただいて説明をしているところです。後、その調査につきましてはですね、現地立ち入りして、測量を行い、ボーリング、地質調査ですね、これも、それぞれの地点地点を設けて、で、実際に実施して、ボーリング調査も終わっております。多分、その発破と言われるのはですね、地質調査の中で振動調査をします。広い中でですね、そういう事で、どっか、発破を、その振動を起す為のですね、発破をかけているんじゃないかと思うんですけども、まあ、あの、未だ、その工事の為の発破というような物は使用しておりませんので、そういう調査の一連の中で、そういう業務があるという事は、説明もしておるわけですけども、それが地域住民の皆さんに1人1人にですね、その役員の方から伝わっているかどうかというのは、ちょっと分からないんですけども、まあ、地域の皆さんには、充分そういう点、工事の進捗に伴いながら、ついて事前に、いろいろとご協力をお願いし、説明をしながら、今後とも進めてまいりたいと思っております。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 発破の、この看板の事とかについてでもですし、三ツ尾から、こう八丁まで抜ける間に、お1人ちょっと、いろいろとこう難しい方がおられるというような事もありまして、非常にまあ、区長さんも困っておられるようでございますが、しかし、そういった事についても、区長さんの耳には、直接何も相談を受けてないと。発破の事なんかについても、全然、今のところは聞いてないと。1人、あそこの八丁の方に住まわれておる方が、今現在おられるわけなんですけども、その方への説明も全然なされていないと。本人も、町の方へお伺いしたんですけども、全然会えないような状態であったというような事をお聞きしておるんですが、その辺はどうなんですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） ええっと、私もですね、業務の内容細かくは把握しておりませんので、その発破の件については、どのような看板を立ててね、予告をしてしているのかという事については、早々にですね、調査をしたい。担当の方にですね、尋ねたいと思います。ただ、その八丁の方におられる方、その方についてはですね、担当の者も行ってですね、お話しを、こういう工事もしますという事で協力もお願いをしておりますけども、その現在の道路を使用してもらっては困るとか、いろいろと、その工事に対してですね、まあ、中々全面的な協力が得られないというのは事実でございます。ただ、そういう道もですね、個人の物ではありませんのでね、それは、組合としても、そういうお話はさしていただきながらね、こう事業は、当然進めていかなければなりません。まあ、予定地に近い所に、山の中に住んでおられるという状況でありますけども、できるだけ協力をしていただけるように話ながら、進めて行かなければいけないなとは思っております。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2 番（新田俊一君） やはり、あの、小発破にしてもね、小さな発破にしても、振動を調べる発破にしても、一般町民の方にしてみれば、どんな発破かいなと、で、破碎があれば 500 メートル、300 メートル飛ぶんじゃないかというような、この心配をされておりますので、町長も、先ほど調べて、ちゃんと善処するという事なんで、是非、そのようにしていただきたいなと思います。

次ですけども、ガス化熔融炉の機械は、まあ、敷地造成前にね、発注しないと、とてもやないけども、造成が終わって直ぐに機械をつくるんやなしに、あれ造成する段階において、直ぐにもう発注しておかないと、予定の期日には間に合わないんじゃないかと、まあこのように思うわけなんですけども、そういう機械の入札等につきましては、大体いつ頃を目処に発注されるのか、ちょっとその辺の事お聞きしたいと思うんですけども。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、町長。

町長（庵逄典章君） 当初、組合としてですね、この事業のスケジュールというものを想定して進めているんですけども、ご存知のように町村の合併の問題、枠組み等の問題等もありですね、また、地域の皆さん方との理解を得る為の期間も、かなり要してるという事で、したという事です。若干、そういう手続きなり準備が遅れている事は、事実でございます。で、現在、先ほどお話ししたように、敷地造成の為の大体設計が、この 8 月ぐらいまでには、大体拳がって来るだろうというふうに思っております。まあ、それに基づいてですね、用地の今、取得、そういう点も今進めているんですけども、これも未だ個人用地も中にありますのでね、100 パーセントは、未だ完了はしておりません。で、用地の造成につきましては、当然、そこら辺の道路、進入道路等と、それから施設の敷地、まあ防災工事を含めた一体的な工事になっていくわけで、相当期間もかかるわけです。ですから、敷地造成が全て終わってからですね、プラント施設の発注という事になりますとね、これは、まあ 1 年半先ぐらいになってしまうわけです。で、それでは、当然期間が、ドンドン、ドンドン延びてしまいますから、施設についても、メーカーの方で製作をする段階もあるわけです。まあ、そういう事をみながらですね、敷地造成なりの設計ができて、

進入道路とか、そういう見通しがつけばですね、プラントの方の発注をしていくと、そういうスケジュールになって来ると思います。その為の仕様書、性能仕様書と言うんですけども、発注する為の、今仕様書をどのように作って行くか。発注の方法、そういう事を、今現在検討をしております。ですから、発注が実際に、最終的なメーカーに発注をしていく、そういう手続きについては、来年度にかかるんじゃないかと思っております。その前に、そういう性能仕様書を作って行く、そういうコンサルですね業務、設計業務の発注というのが、事前に、その前にあるわけです。そういう事を、今これから準備して進めているのが現状でございます。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2 番（新田俊一君） 機械と機械の外側の建築物なんですけども、これは先ほど、町長の一般競争入札でしたいというような事も、ちょっとお聞きしたわけなんですけれども、その業者の中にね、今、今日も昨日も新聞に出ておったけど、大成建設とか大林組とか、いろいろと、名前言うてええんかどうかわからないんですけども、新聞に載ってありましたんですけども、あっちこっちで、たくさんの、そういう事件を起しておるような会社を建物とか、そういった所への入札参加はされるんですか、されないんですか。その辺、ちょっとお聞きしたいんですけども。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、施設の状況、どういう施設かという事を考えていただければ、大体お分かりと思うんですけども、この施設には、中の焼却炉、炉を含めたですね、そういうプラントと言われる部分とそれを収納するですね、収める建物、建屋という物、大きく2つ中にあります。その中には、また設備で電気工事とかですね、そういう水道工事とか、いろいろな工事の職種もたくさんあるわけです。ですから、まあ、今、お話の昨今いろいろな新聞紙上でも話題になって、報道されております枚方の例なんかはですね、建物と中に収める焼却施設、プラントの部分等を、それぞれ分離発注というね、分けて発注をしているというやり方もあるわけです。それからまあ、一括してですね、それを全て一括して発注する。まあ、それぞれにですね、長所短所があります。まあ、それはまあ、一括して発注する事によって、コストダウン、コストを下げる部分もできてきますし、また分離発注する事によって、コストダウンができる部分もあるわけなんですけども、しかし、まあ発注方法は、どの発注方法にしてもですね、また、それが枚方のような形での、そこに談合がありまた贈収賄のような金銭的なやり取りがあるというのは、これはまた別問題、論外だと思います、ですから、まあ、組合としては、当然まあ、そういう大きな施設を建設し、また特にごみ焼却施設の心臓部であります、その焼却炉につきましてはね、これは十分に性能仕様書で、しっかりとした仕様書の基に、またメーカーの方にも、しっかりとした技術力を持って問題のない施設を作っていかなきゃいけないという事でもありますから、まあ、一体的に発注して行くか、分離発注をして行くか、これは工期の問題もあり、先ほど言いましたように、メーカー、どういう施設の内容になるかによっても、まあ変わって来る部分もあるわけです。また、施設には、そういう焼却なり、熔融して行くだけではなくってですね、リサイクルをする施設、これもまたかなり大きな施設が必要になって来るわけですね。そういう物も、それぞれ分離で別々に発注して行く方式もありますし、まあ、

一体的に発注して行くという方式もあるわけです。ですからまあ、当然、今問題になっているような所については、その期間、行政的には、停止処分も、指名停止処分もありますしね、そういう所のメーカーが入れる資格があるかどうかという事もありますけども、やはり、どちらにしても、かなりその大きな、また技術と経験の必要な施設である事は、逆に間違いありません。だから、そういう事、不透明な事のないように、不正の無いような形で、やはりメーカーなり、そういう、それぞれの技術力、そういう物もしっかりと発揮していただいて、いい施設を作って行くという事に努めて行きたいというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2 番（新田俊一君） だいたい、まあ、理解できるわけなんですけれども、佐用町にもまあ、沢山業者がおられますし、3市2町の中にも沢山の業者がおられるわけなんですけれども、まあ、そういう機械とか焼却炉の機会とか、炉ですか、焼却炉とか、その大きな建物については、別途と考えるにいたしましても、造成工事とか調整地とか進入路等につきましては、3市2町の中若しくは、佐用町内の業者ででも、できる箇所があるんじゃないかと思うわけなんです。前山口町長にも、私一度、お伺いした事があるんですけども、できるだけ佐用町内の業者を指名したいというような事をお聞きしておったわけなんですけれども、その辺のこの申し送り事項としては、無かったわけですか。それとも、ありましたか。ちょっとお伺いしたいんですけど。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 申し送りというよりか、私らもですね、当然当時、一緒に管理者、副管理者としてですね、この事業の推進に当たってきたわけです。まあ、そういう中で、いろんな、これから工事も行っていかなければなりません。ですから当然、まあ、それが、施設ができるのは、佐用町の町内に、その施設ができるわけです。そういう意味ではですね、町内の工事としてですね、できる限り町内の皆さん方ができる工事は、仕事は、町内でやっていただければ、そういうふうな形ができればいいと思います。ただ、じゃあ、部分的にですね、この部分はできて、これは大きいから言うて、そのいろいろと細かく切り離してですね、行って行くというわけには、中々いけないと思います。まあ、その5年、10年かけてですね、順番に少しずつ工事をしていくような事業ではありませんし、まあ、その一体的なやっぱし、関連した事業になるわけです。ですから、まあ、最初に答弁でもお答えさしていただきましたようにですね、当然まあ、この本体の、このプラント施設と同時に、周辺整備という形で、この施設を誘致する、設置する事に伴い周辺地域の整備という事を1つの条件と言いますか、地域の皆さん方に対して約束をしているわけです。だから、これは、町道の改良であったりですね、また水路の改修であったり、施設の改修であったり、そういう工事は、当然、予算は、組合なりまた町の佐用町として、補助事業を起こし、それに伴う一般財源は、組合で負担をしていただくような形でね、町の負担は少ない、できるだけ少ない形で行って行くわけなんですけれども、そういう事業については、純粋な町内事業としてね、今でも取り扱いをしているわけです。ただ、そういうプラントに

係る本体工事に係るような物についてはね、まあ規模から見ても、また道路工事なり造成工事というような物についても、やはり一体的に1年なら1年半で全て行ってしまわなきゃいけないというような状況の中でね、細かく分離をして行くような事は、これは無理にする事はできないと思います。これは、コストも上がりますし、また期限も中々それでは守れないということにもなってきますから、そういう点についてはですね、やっぱり事業は、しっかりとできるという事を最優先に取り組まなきゃいけないというふうに思います。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） まあ、町長のおっしゃっていることは良く分かるわけなんですけども、私達が、初めお聞きした時には、まあごみ焼却施設という物は、迷惑施設なのだというような頭が最初にございました。そういった中で、いろいろと相談をしながら、また会議をしながら、今日まで至ったわけなんですけれども、迷惑な施設だけを佐用に置いてもらって、後は、まあ大手ゼネコンとか準大手ゼネコンとか、そういった所のほとんどの仕事は、もう持って帰ってまうと。それで、佐用町の、今度周辺整備は、地元業者にやらしたるというような感じを、若干伺ったわけなんですけれども、ほとんどの所は、そういう他所の所へ持って行かれて、たまに発注、仕事してもらっても、今朝ですかの新聞にも出てましたけれども、大林組や大成建設が独禁法違反になるんじゃないかというような事も、あまりにも酷い事をやっておるといような状況を考えますとね、非常に心配なところがあるわけなんで、是非そのところは、佐用町内の業者の育成の為に、また3市2町で、いろいろとお金出しおうてやるんですから、その範囲の方々にも、できるだけ多くの入札の機会を与えていただいて、まあ、迷惑施設だったけどもいい事になったなという方向に持って行っていただけないでしょうか。ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） できるだけ努力はさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 先ほど、熱処理の事で、ちょっとお伺いしたんですけれども、前山口町長の時には、2トン車程度かぐらいの自動車に、熱を、それをこう、圧縮して詰め込んで、それで、こう配達してやるんだというような話を聞いておったわけなんですけども、そういったようなことは、今は、未だ全然考えておられないわけですか。僕らの場合、議会では、そういうような説明受けたわけなんですけれども。どうなんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、熱回収し、熱を有効利用する方法としてですね、新しい技術

として、そういう熱を車で、こう、どう言うんですか、車に貯めてですね、そしてそれを、今言われるように、何処かに必要な所に持って行って使えるような技術、そういうのもあるという事で、旧山口町長は、そういう事も考えてみたいという話は、私らも聞いた事はあるわけです。ただし、それについてはですね、やはり、2トン車で運ぶという、エネルギーを運ぶと言っても限られた熱ですし、やっぱりコストから考えてもですね、長年、ずっとそれを使って行くにはですね、非常に大きなコストをかけてまでね、そういう事が、本当にできるかどうかという事です。現実の、その具体的な検討になってきますとね。それと、まあ、これ熱処理施設という事で、それと熱回収施設という事になるんですけども、当初、100何十トンの規模でという計画の中で、熱利用と言うことも、いろいろと検討して来たんですけども、最終的に90トン、100トンを割る施設の規模になってまいります。やはり、この辺でですね熱回収を行って行く上で、発電とかですね、そういう方法があるんですけども、中々処理施設の規模が小さいと、効率的な発電がでないというふうに、技術的には聞いております。で、まあ、その発電をしたとしてもですね、その施設内で、プラントを動かす為に使う電気、それが、いくらか賄っていくというような形です。ですから、熱をですね、エネルギーを電気に変えて、しかもどこかに運んで、またそれを何かに使うというような事はね、中々こういうぐらいな規模でね、考えるのは、これは難しいなと思います。で、やはり、一番有効と言うんですか、効率良く使うにはですね、その敷地内で、その熱をそのまま、温水とか温風とか、そういう形で活用できるような、そういう事を、やっぱり考えるべきじゃないかなというふうに、私は、思っております。それには、まあ、上に作る敷地造成地もですね、そういう付属施設ができるような、ある程度、余裕の持った土地を造成しようというふうに、考えて、今設計をしておりますので、まあ、どれぐらいの熱が回収できるか、という事が、最終的に、いろんな今後具体的な設計の中で出て来るんですけども、そういう物を、できるだけ直接有効に活用して、また地域の皆さんが、例えば園芸とか果物とか花とか、そういう物をですね、温室というようなもので栽培ができる、農業に使えるような、そして地域の方が、その農業に従事していただけるような人を作ってですね、まあ、そこで、そういう栽培をしていくような事、そういう事が、本当は一番可能性の高い、また一番有効な使い方ではないかなというふうには、私自身は思っております。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 町長のおっしゃる事も良く分かるわけなんですけども、あそここのごみ処理施設を作ると言った段階の時に、ここに上谷課長もおられますけれども、議会でも、いろいろと説明された中でね、当初は、こう夢のような話を、こうドンドン、ドンドン、こうぶち上げられて、これ目で読んで行くのに困るぐらいな勢いで、ドッと説明されてた記憶があるわけなんです。その中で、電気を起して、発電を起せば、この辺の集落は金がいらんのんじゃないかとか、熱利用してパイプで引いて、そこに今、おっしゃってあったように、大きな施設造って送れば、促成栽培ができるとか、プールをつくって、温水プールをつくったらええんじゃないかと。そういうような事を、宣伝の為だったんかも分かりませんが、夢みたいな話をドンドン、ドンドンして来られたわけなんです。今現在、いよいよ、そこに、ほな建てようかという状況になって来たら、話がすぼんでもてね、何か、段々段々、小さくなって、話も初め150トン炉から、120トン、90トンになったんですか。段々それも下へ下へ下がって来る。また色んなゴミの選別について、そうい

うふうになって来たんだと思うんですけども、非常に初めの内は、凄い話で、これはまあ、来てもらっても、非常にこう雇用の効果もあるし、いろいろとあるんじゃないかなというふうに期待をしておったわけなんですけども、全然まあ、話が違って来ておるといような事、非常に危惧を感じておるところでございますが、これは、やはり、周辺集落の方に、判をもわらなあかん。理解してもらわなあかんから、そういう話ただけであって、調印してもらったら、もうそやない、そやない、もうこれは今度無理です。これは、ちょっとコストが高いです。これは駄目なんですというような事で、有耶無耶にされてしまうお気持ちですか。その辺どうですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 私は、あの、まあ当初ね、最初に、この計画が持ち上がった時点で、三日月が、一番地元と、町という事で、テクノの科学公園都市内という中で、山口町長も、まあいろいろと、この利点についてはですね、お話になったんじゃないかと思えますけども、私が管理者を受けさせていただいてですね、新町後、新佐用町の中にでの、その施設の建設について、各集落に回らせていただいて、いろいろとご理解をいただく、お願いをして、段階でね、そういう夢のような話はしておりません。やはり、きちっとした、できる範囲内でも、やっぱしつくって、コストの事もありますしね、それからまあ、そのゴミの規模についてはね、先ほどお話のように、経過も皆さんにご説明しておりますけども、できるだけ無駄の無い施設、そしてリサイクルし、資源化をして、ゴミの減量もして行く中で、規模についても最小限にしていこうという事で、進めて来ておりますのでね、地域の皆さん方に、こういう施設をします。温水を引きますとか何とかというような、そんな約束なり、そういうお話をした人は、私は、おりませんのでね、地域の皆さんも、その点については、ご理解をいただいているとは思っております。確かに、その話が、最初に、この計画が持ち上がった時点では、そういう事も、まあ、それぞれで夢も含めて話をされた点はあるのかという事は、察しをするわけですけども。はい。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2 番（新田俊一君） まあ、この事業をするに際しましては、最初から、まあさっきも大きな花火打ち上げて、しまいには、こう手で持つような、小さいような花火になってもとんですけども、やはり、行政というか、3市2町の方がおられるんですから、炉が、100 トンから 90 トンに落ちたという事についても、僕らも、何で一遍いに、そんなに下がるんやっていような、この不思議にも思ったわけなんです。選別の方法とか、いろいろとバックアップ効果ですか、そういった物も踏まえて、そういうふうになったという事は、お聞きしたわけなんですけども、最初の説明と最後の説明が違うような事では、ちょっと、行政不信もあるんじゃないかと思うんで、やはり最初も最後も理屈は抜きとしまして、最大限約束は守っていただけて、地元の方にも、またそういう何かの機会でもよろしいし、ここにもある、この町広報ですか、これにでも、ある一定の事は、やっぱり知らしておくべきじゃないですか。そういった事で、皆さんは、説明を受けて来ておりますので。是非そのように、していただけますかどうか。お願いできますか。どうですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 今後、そういう施設の具体的なですね、内容が計画が決まって行けば、その段階で、良く皆さんにも、また説明をさせていただきます。ただ、特に周辺6集落なり、下流の鞍居地区なりですね、そういう方々と、いろんな面でお話さしていただいた約束をしている事については、これは規模が大きくなろうが、小さくなろうがですね、それは、その約束は約束としてですね、現在もう既に、できるだけ早く、こう取り組んで行くべきことは取り組んで行こうとして、今現在もやっておりますのでね、そういう点は、責任持ってやらさせていただきます。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 是非、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それと、納税の事なんですけども、これ、ある町民の方が税務課の方へ、支払に行った時に、どなたがおっしゃったんか、私分からんのなんですけども、法律論を出して来て、ボンボン話をされて、あんまり金利が高いんで、何で、こがいに、高利貸しみたいな金利を取るんやというような説明を求めたんですけども、法何条とか、どうかこうとかいうような事で、非常にこう難しい事を言われて、ちゃんとした説明もしていただけなかったというような事を、私の所へも来られるし、同僚議員にも、そういう相談をされたそうです。そして、何かの日にお会いした時に、あんた2人の議員にも、そないな事言うて、どう考え、何考えとんどいと、いうようなお叱りを受けたんだと。これは、どういう事なんだろうかという事も賜っております。やはり、町民は、町民は全て納税の義務はあるわけなんですけども、大事なお金を出すわけなんですから、やはりきっちと説明はしてあげるべきではないかと。で、私も、どういような状況だったんだろうかなと思ひまして、確かに税務課へ聞きました。そうすると、まあいろいろありましてねとか、何とか言うて、とにかく本人の所へ連絡して、ちゃんとしませうという話はお聞きしておったわけなんですけども、全然、そういう音沙汰が無くって、何も聞いていないんだというような事もお聞きしておりますが、その辺のとこの指導はどうなっているんですか。ちょっとお聞きしたいと思いますけれど。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） これは、納税の事務だけではなくてですね、全ていろいろと行政サービス、住民サービスの業務を行って行く上ですね、町民の皆さんに対しては、責任ある、やっぱし、仕事と説明とですね、親切に対応するように、これは、常に、私は、職員には、指導をしておるつもりでございます。ただ納税につきましても、先ほど、答弁させていただいたようにですね、それぞれ手順を踏んで、最初から何も納税の義務があるんやから、納めるのが当たり前だというような考え方ではなくてですね、やはり、それぞれの方にも事情があり、状況の説明なり、良く理解をしていただいた上で、その義務を果たしていただくという事を求めているわけです。ですから、まあ、当然職員も、そういう事で、業務を行ってくれているというふうに、思っておりますけれども、私も、今さわやかトークという形、住民の民さんから直接お話しを聞く機会もつくっております。そういう中でもね、職員の、そういう対応についてお叱りなり、クレームを受けた事も何回もあります。ただ、その内容をね、やっぱし聞いて職員にも、こういう事を注意しろという事を

しなさいという事を言いますけども、職員に聞いてみますとね、それはそれで、一応最初からそうではなくって、やはり、きちっと手順を踏んで話をしている事は、しているという確認もしております。ただまあ、受け取る側としてですね、やはり、そういうふうに説明したと言っても、受け取られる側が、やはり高圧的だったとか、この職員しては不親切だったとかというふうに、取られる場合があるわけです。だから、そういう事が、その取られる方が悪いんでなくてね、やっぱり説明する方も、自分は、そういうふうに思っても、やはり第三者から見て、また町民の皆さんから見て、そういうふうに思われているという事があれば、やはり、より親切にできるようにするようですね、努力をする必要があるんじゃないかというお話はしております。ただ、中々そういう感情的な行き違いというのはね、どうしても、その仕事の中には出て来る面がありますのでね、その点については、1人だけではなくて、それぞれ担当課には、副課長また参事や課長もいるわけです。それぞれが、やっぱり十分にフォローしながら、対応していかなければならないというふうに思っております。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） まあ、町長のおっしゃる事良く分かるんですけど、僕も、ちょっと頭に來たのは、議員2人にも言いまわってというような発言があったというような事をお聞きしたんですけどね、私も、町民の代表として出ておりますので、やっぱり相談受ければ、やっぱり、こういうような事どうなっとなですかっていう事をお聞きするわけなんですけども、相談した方に、そういう発言は、僕は、ちょっと不適切ではないかと、別に、僕らが税務課へ行って、そこの職員に、ぼろくそに言うたとか、誹謗したとか、悪い言葉を投げかけたという事は、一切ありませんので、これは、どうなっとなんだらうかねぐらいな事しかお聞きしてないんでね、それを、そういうふうに取り立ての発言は、ちょっと許しがたい事もありますんで、またその返答をひとつお願いしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、そういうですね、職員が発言を実際にしたという事であれば、それは職員も十分に反省をしてですね、今後注意するように、また申し伝えますし、そこに管理している課長もですね、その事については、職員の中で十分に話を対応してですね、注意をするようにしていきたいと思っております。当然、私も今先ほど言いましたように、直接ね、住民の方からそういう話を聞いて、やっぱり町民の皆さんにすれば、やはり、自分の思いというものをいろんな形で、町長に直接お話されるように、議員の皆さんにも、こういう事であったと、いう事については、お話されるのは、これは当然の事です。それに対して、職員も謙虚に受け取るべき事は受け取り、ただ内容的にはね、やっぱり、ここ、きちっとね、必要なことは、職員も、そういう事、遠慮するところではなくって、本当に言わなければいけないことは、きちっとお伝えをして、正確に誰にも同じように対応するという事が必要だというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2 番（新田俊一君） 私も、ちょっときつい事言いましたんですけども、税金の滞納者も、これ悪いし、住民に対して、やはりそれなりの発言をされるのは、当たり前だとは思いますが、税金を納めている方に対する敬意も、ある程度は持って話をしていただいて、公平で公正な納税していただくように、お願いを、今後はしていただきたいと思います。

以上をもって、私の質問は終わります。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 新田俊一君の発言は終わりました。

続いて、7 番、松尾文雄君の発言を許可いたします。

〔 7 番 松尾文雄君 登壇 〕

7 番（松尾文雄君） それでは、公共交通機関等の整備について、まず伺いたいと思います。

合併協議会で平成 17 年 1 月には「新町まちづくり計画」が、また合併後平成 19 年 3 月には、佐用町総合計画がそれぞれ作成されました。まちづくり計画・総合計画の中で、「地域の特性を活かした産業を活性化し働く場所を創出するまちづくり」ということで、科学公園都市の整備推進の中に科学公園都市と結びつきの強化をするためには、連絡バス路線網の構築が検討されますと、検討しますとあります。そういった中科学公園都市では、今年の 4 月から県立兵庫大学の付属中学が開校され佐用町の生徒も数名通学している状況であります。また本年 11 月には、エコハウスが完成し特にエコハウスでは、小学生、中学生などに対しまして環境等の学習をする場と聞いております。それぞれの計画書に記載されてありますとおり科学公園都市の連絡バス路線の整備が早急に必要と思われます。そこで、科学公園都市への連絡バスをどのように考えておられるのか、まずは伺いたいと思います。

まず、大きく 2 点目には、さようチャンネルについてです。

佐用町高度情報通信網整備事業も南光・三日月は、ほぼ完了しつつあります。今後佐用・上月も順調に進むものと思われます。そういった中で「さようチャンネル」の内容の充実が求められると思います。そこで、以下の点についてお伺いします。

まず、さようチャンネルの放送内容は、どのような物を考えておられるのか。

現在、防災無線で P R とか、いろいろされてますけども、防災無線とさようチャンネルとの使い分けについて伺いたいと思います。よろしくお願いします

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、答弁願います。

〔 町長 庵逄典章君 登壇 〕

町長（庵逄典章君） それでは、松尾議員からのご質問にお答をさせていただきます。

まず、公共交通機関等の整備についてのご質問でございますが、播磨科学公園都市については、新町まちづくり計画や総合計画の中にも記載しておりますが、県並びに関係市町と連携協力しながら、整備を推進すると共に、播磨科学公園都市の立地を活かした新たな産業の導入や雇用の拡大に努めたいというふうに考えております。議員も触れられており

ますように、新しい動きとして今年の４月からは、中高一貫教育を始める兵庫県立大学付属中学校が開校して、佐用町から２名の現在生徒が通学しております。また小中学生や大人の団体を対象に地球温暖化にかかる環境学習の拠点施設として、エコハウスが今年１１月頃に完成をする予定となっております。今後は、播磨科学公園都市との結びつきを強化するため、連絡バス路線網の構築など具体的な事業の検討を行って参りたいというふうに考えております。基本的には播磨科学公園都市や学校、エコハウスでは、利用者が自ら足を確保して、来ていただくように考えられているそうですが、佐用町といたしましては、科学公園都市への利用者がどれくらい見込めるのか、見通しを立てて、また学校とも連携をして播磨高原広域事務組合を通じて、県や企業庁、神姫バスへも要望していく考えであります。バス路線が赤字になる場合には、赤字部分は、佐用町の負担となりますので、ある程度の見通しを立てながら取り組む必要があると思います。また、今事業を進めております姫新線の利用増進等も含めてですね、姫新線との連携という事も検討を行っていききたいというふうに思っております。

続いて高度情報通信網の整備事業につきましては、平成１８年度途中からの事業スタートでしたが、皆様のご協力により順調に整備が進んでおります事をご報告申し上げお礼を申し上げます。ご質問をいただいております「さようチャンネル」につきまして、まず放送内容は、どのようなものを考えているか。という点でございますが、当初は文字放送を基本とし時間を区切って映像による放送を考えております。現在、情報懇話会の委員により自主放送チャンネルの放送も含め光ファイバー活用のご提言をいただきたいと考えております。

また２点目の防災無線とさようチャンネルの使い分けは。という質問であります。現在のところ防災無線とさようチャンネルの並行使用を考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

以上、松尾議員に対する答弁とさせていただきます。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、それでは、松尾文雄君。

７番（松尾文雄君） まず、バス路線に関しましては、そういうふうな、前向きに考えているんだというふうな事をお聞きしまして、安心はしておりますけれども、先ほど町長も言われましたように、ＪＲの姫新線の高速化と旨く連携をする必要があるのかな。エコハウスにおいても、いわゆる正直言いまして、エコハウスそのものには、駐車場が無いというふうな施設。駐車場は、障害者用ののが数台ある程度で、５００メートルぐらい離れた所に駐車場置いて、そこから歩いて行くというふうな感覚で、いわゆる環境を考えた施設というふうなつくりがなされてます。いわゆる高速化、先ほども言いましたけれども、ＪＲを高速化する事によって、佐用からいわゆるエコハウス行きというのが、できるのかなと。今三日月の駅前の周辺整備も充分整いつつあります。そういった中で、いち早くやる必要があるのかな。まあ、それを今、検討していくんだというふうな部分がありましたけども、具体的に、いつぐらいに、そういった整備ができるようになるのか、概算でも分かりましたら教えていただきたらと思います。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。町長。

町長（庵逄典章君） 実際に路線バスを、何時頃までには走らせたいかという事の具体的

な話なんでしょうか。その整備と言われる話が、三日月の駅前につきましては、今工事が、大体終わって来て、この後この上半期には、出来上がってくるというふうに思っております。また姫新線につきましてはですね、21 年を目標に検討し、これからダイヤとかですね、利用方法、今度 17 日も、この姫新線の活用をしていこうというシンポジウムも行っていきますけれども、そういう中でね、当然これを、私も話させていただきましたように、一体連携をした利用を、連絡網にしていかなきゃいけないなというふうに考えておりますので、まあ、その施設のエコハウスとか、他のまあ、県のいろんなテクノに今整備されている施設も含めた利用者の調査とか、今後の方向、そして姫新線との連携、そういう事を、研究をして行くという事になろうと思います。まあ、いつまでという事は、今申し上げる事はできませんけれども、姫新線が平成 21 年には開通を新しいダイヤで開通をしていくという事が、今予定通り進むとすればですね、そういう事と連携を合わせて、歩調を合わせて考えていかなきゃいけないなというふうに思っております。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7 番（松尾文雄君） はい、まあ、そうですね。いわゆる 1 つの目標として、平成 21 年、姫新線の高速化と同時にというぐらいが、一番ベストかなと思いますね。いわゆる付属中学にしても、現在 2 名ですけれども来年度になりますと、早 2 名、3 名。その次になりますと、いわゆる 21 年になると 10 名近くの者が通学する可能性も充分ある。それ以上かもしれないけどね。まあ、そういった形で、是非ともそういったお願いをしたいなと。また、あの、恐らく路線を通す前に、そんな話したらいかんのんですけども、実質赤字路線というのは、間違いない思うんですよね。正直言いまして、それで、町が必ず補填をする必要が出て来るかなと思います。現在も何路線か町が補填しているわけですけども、まあ、18 年度の部分、また本年度の予算でもそうですけども、1,200 万余りの補填をしているという部分があるんですけども、まず、その補填が何路線で、それぞれ路線でどれくらいされているのかお伺いしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、まちづくり課長。はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、担当課長から。通告にありませんでしたので詳しい事は、今資料持ってるかどうか分かりませんが、分かる範囲で答弁させます。

議長（西岡 正君） はい、ほな分かる範囲で。

まちづくり課長（南上 透君） それでは、命によりましてお答えさせていただきます。

バスの補助は、19 年度の予算に挙がってます分は、18 年度の実績を踏まえたものですけども 1,257 万ということでございます。上郡佐用は、410 万余り、佐用中山が 240 万余り、佐用船越が 2 路線あるんですけども 450 万弱と。山崎の千種が 150 万程度ということでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

まちづくり課長（南上 透君） まあまあ、そういった状態で、いくらかしていかなきゃあないかなとは思いますがね。まあ、あの、先ほども同僚議員が雇用の部分で播磨科学公園都市との云々という事になりましたけれども、やはり企業にとりましても、やはり路線バスがあるというのは、非常に雇用に対しても通いやすくなるというふうに思います。まあ、今後検討して行くということです。1日も早く実現できるようにお願いできたらなというふうに思っております。

それでは、2点目のさようチャンネルであります。放送内容については、どのようなものかという事で、文字放送をまず基本的に考えてるんだという部分がありましたけれども、まず、これから特に佐用・上月っていう格好で、進めて行くという事になれば、当然この佐用チャンネルの内容によって加入者が違って来るかと思うんですね。まず19年度の当初予算に、まず1,000軒からの1,000戸からの加入金が抜かれてたという部分があります。いわゆる大撫から直接受けれる地区。いわゆる、この佐用町を、佐用の町を中心とした地域の部分の、それぞれの戸数が約1,000戸程、いわゆる加入金の部分が入ってなかったという部分があるんですけども、やはり、そういった佐用の町の中に、特に入ってもらう為には、このさようチャンネルをいかに作り上げるかによって加入が変わってくるかと思います。ただ、いわゆるように、当初は、文字放送だけでは、やはり加入を勧めて行く上において非常に弱いんじゃないかな。やはり、アナログ放送そのものが2011年に終了となれば、先ほどのテクノのバス路線と同じような格好で2011年には、こういった放送は、やはり基本的にしていきたいんだという方向を、もうちょっと明確にしていかないと、いわゆる、アンテナの要らない世帯、1,000世帯が入るか入らないか言うたら、やはり入る必要がないかと思うんですね。やはり、これが入る事によって、町の情報そのものが入って来るんだというふうな、さようチャンネルを作っていく必要があるかと思います。従ってこの2011年までには、放送内容というのは、きちっと考えていく必要があるかと思ひますし、まず、さようチャンネルをいわゆる企画するスタッフも作っていく必要があるのかな。確かに放送サービスそのものは、いわゆるウイंकの方をお願いしているかもしれないんですけども、その放送内容は、やはり地元で作らなあかん思うんですね。そういった事を考えておられるかどうか、恐らく考えている言うたら終わりなんですけども、やはり、そういった人材を育成を、今のうちにする必要がるように思ひますけども、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、こういうケーブルテレビの一番の特徴と言うのは、町民の皆さん、一番身近なものがですね、そのテレビとして、そこに映る、報道のできる、自分がその番組に参加できるとか、そういう所が特徴だと思います。そういう、全県版みたいなものが、サンテレビということなんですけれども、サンテレビと同じようではですね、これまた、あまり町民に見ていただけないという状況も生まれてくるのかもしれない。ですから、まあ、やはり、その時期時期、一番まあ町民の皆さんが関心を持たれたり、見たいものを提供して行くということ、まあ、それがまあ、当然必要かと思ひます。当然それにはですね、スタジオをつくって、また放送まで全部するという事は、前にもお話ししたように、非常に大きな経費も掛かりますので、放送そのものは、ウイंकの中で、こう流していただきますけども、その番組なり情報提供するのは、当然町がしていけないとで

きません。ですから、今は、まあ広報係1人、実際には、中で協力して2人体制ぐらいでやっておりますけれども、広報係のような形で、そういう町内のいろんな催しなり行事、イベント、そういう物を事前に取材して行くようなですね、形はつくっていく必要が、番組を作るためにはね、まあ、そのスタッフがどれぐらいいるかという事ですけれども、そんなに放送をして行く放送局のようなですね、多くの機材とか、そういうんじゃないかって、普通のまあ、言えば一般的なビデオカメラで放送するような物の方が一番身近でいいのかなと思うんですけども、まあ、そういう事では、相当職員としては、結構普段からも、そういう報道には、取材には慣れておりますからね、それは、職員が対応できるだろうというふうに思っております。技術的に、当然必要な部分っていうのはあると思います。それは、その段階で研修に行かしたり、また勉強するという事も必要だと思いますけれども、まあ、現在推進をしている中でですね、町内の、佐用町内の共聴以外の所で見ておられる方もですね、かなり、その辺については、理解をいただいて、まあ、今のところ、まあ、できるだけ加入をしていただけるような推進がされているんじゃないかというふうに担当の方からは聞いております。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） そうですよ。2011年まで、若干時間ありますからね、恐らくそういったスタッフの育成という事で、今のうちに研修なりさす必要があるかなというふうに思います。また、このさようチャンネルに掛かる経費というのはね、今現在でも、いわゆる光ケーブルが完了している所っていうのは、さようチャンネルそのものが流れているわけですけども、まあ、いわゆる、この光ケーブルのPRを中心とした部分が現在流れているわけですけども、まず、そういった経費が実質どれぐらい掛かるのかな。まあ、確かに、町の経費で線は引いたというものの、放送そのものの、送信に関してはウイंकにお任せしておるといふ部分があるんですけども、さようチャンネル1チャンネルを流す事によって、恐らく経費が掛かると思うんですけども、概略どれぐらい掛かっているんでしょうかね。細かいところ、そういった事、これ聞いて無かったもので、恐らく自分所のケーブルだから金が要らないという事はないと思うんですけども、やはり、放送業務そのものを姫路ケーブルに委託している以上、いくらかかるかと思うんですけども、大体月々、どれぐらいかかる予定になっているんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 分かる範囲で、担当課長からお答えさせます。私は、はっきりと、それは答えることはできません。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） それでは、お答えいたします。月々いくらいるかというのは、未だ調査はいたしておりません。例えば、番組を姫路ケーブルで1本撮ってもらったら何ぼというのは、お聞きしとんですけれども、それから、今南光、三日月地域で流れておりま

す分につきましては、無料の形で流しております。それから、この姫路ケーブルの分は、姫路市の方が、その広報の媒体として使っておりますので、そういう部分が参考になったり、今後、料金を詰める上で参考にはなるのではないかなというようには、ちょっと思っておるんですけども、今のところは、番組制作は1本何ぼというぐらいなところの詰めであります。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） まあ、今現在、1本何ぼという契約というふうな部分で、

〔まちづくり課長「いや、契約は未だしてません」と呼ぶ〕

7番（松尾文雄君） 契約は未だですか。まあ、あの、今のところ無料と言う部分があるかと思うんですけど、やはり、そのさようチャンネルをいかにして利用するか、特にこの商店街の人に、これは入らな損やなというふうになる必要があると思うんですよね。やはり、この今、こう推進していく中で、やはり、そのさようチャンネルの中身というのは、しっかり伝えていかないと、中々加入されないんじゃないかなと。例えば、商売人さん1つにしてみたって、いわゆる、そのさようチャンネルを利用する事によって、同じケーブル内、姫路ケーブル内だったら、どこでも見れるわけでしょ。例えば姫路でも、そういった事が見れるという部分があります。だから、そういった利点というのは、やっぱり伝えるべきですよね。例えば、先ほども言われましたけれども、同僚議員が言ってましたけれども、雇用問題でもそうですね。求人募集するんに、そのさようチャンネルを使う事によって、新聞折込ですと佐用郡内だけです。例えば、それがさようチャンネル使う事によって、姫路市から全部こちらまで行くというふうな部分がありますし、かなり有効的な利用方法があるかと思います。そういった部分を今の間にしっかりと説明して行く必要があるかなと思います。だから、当面確かに防災無線とさようチャンネルと並行と言われてますけれども、やはり、そういった部分は、さようチャンネルを中心とした形で流して行くんだという事を明確にしておかないと、さようチャンネルを見る必要もないんじゃないかというふうになりますんで、例えば本日の、こういった議会でも、今防災無線では、今朝も言ってましたけれども、一般質問やりますよと。非常にね、佐用町そういった点ではね、住民に対して冷たいんです。いわゆる今日と明日と一般質問言うてね、確かに言うてます。しかし、やはり、そこでもう一歩必要なのは、誰がどういった項目でやりますよというぐらいいは、やっぱり流す必要があるんです。そやから言葉が非常に難しいとなれば、いわゆる今文字放送で当面流すとなれば、そういった文字放送を使うというふうなことも充分できるかと思います。そういった事を、今のうちに考え今の推進していく時に、住民に説明していかないと、佐用町もこないだうち説明があったみたいですけども、佐用町の住民の人、あまり理解してないみたいです。テレビには必要ないしな、どういしたらええんや言うて、聞かれますからね、やはり、いやそうじゃない、行政のいわゆる情報というのは、将来的には、さようチャンネルで皆流すから、やはり今のうちに入るべきだろうというふうに、私は、言ってますけども、行政の方が中々そこまでよう言わんという事らしいです。説明の中で、非常に、ちょっと控えめなんでしょうけれども、やはり、それは言うべきですよ。やはり、その放送内容に関しましては、やはり、もうちょっとしっかりと伝えていかないと加入率も悪くなるかと思います。加入率が悪くなる事によって、使用料が高

くなる可能性がありますよ。だから、今説明をドンドン、ドンドン、進めていかれているわけですけども、そう言ったきちとした形でね 2011 年には、最終的には、こういった方向でさようチャンネルをしたいというぐらい進めて行っていただきたいと思うんですが、いかがでしょうかね。できますか。非常に厳しいでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答弁願います。はい、町長。

町長（庵逄典章君） とりあえず、今、その特にね、町内を含めて佐用町の説明をずっとやってきております。担当課長が、どのような感触を持ってるか、そういう事を含めて、聞いて答弁をさせていただきたいと思います。ご指摘のように、将来はね、光ファイバー網、これの通信網を利用してですね、行政のいろんな活用にも使って行きたいという事で、先ほども、答弁しましたように懇話会なり専門の皆さんにも一緒に考えていただこうという事で、先般懇話会を立ち上げたところですし、そういう中でもね、充分その提言をいただいて、また行政としての方向を、きちっと出して行きたいというふうに思っております。課長。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） 議員がご指摘のことは、最もだと思います。そういう中で、今番組、さようチャンネルが一番の媒体でありますので、この部分をどう充実して行くかというのを、今まさに検討しておるところなんですけども、これは、一部南光、今三日月地域については、光ファイバーの推進の状況の絵と、それから、今流してますのは、合併した状況で、いろんな祭りとか、そういう事の絵を流しております。その中で、身近な人が出たり、いろんな事があるんで、かなり感心は持って見ていただいております。それで、今年度、今推進しておる中では、いろいろ本当にご理解をいただきまして、共聴区域等では、共聴区域等の説明の中では、特に加入金がいくらかとか、内容がどうかという話のどこへかなり進んで行っとなんですけども、議員ご指摘のように一番心配しておりました、直接受信の地域でありますけども、それにつきましても、自治会長さんなり議員さんのご理解によりまして、説明会もさせていただきましたけども、そう悪くない反応であると。後は、どこまで加入していただけるかという事が大きな課題になっております。その辺をできるだけ、うちとしては、この事も見てもらって佐用の情報は、これで見て、これで話題にさせていただいてという事で、できるだけローカルな部分を目指したいという事では、思っております。その中で、行政情報は、文字情報が中心になるといいますし、後は、ウインクの姫路チャンネルいうのがあるんですけども、その中で姫路市の分の放送であったり、それから内容見えますと、安富で授業参観の風景を出したりとか、太子町からの太子町だよりとか、そういう事も出してますので、言われたように、佐用町から姫路の加入所帯に向けての、その発信もできるというふうに思っております。それから、さようチャンネルの中では、今の来年 4 月には、全体が映って行くわけなんですので、その段階で、ある程度どこまでやれるかという構成につきまして、まあ、できるだけ詰めて行きたいと思います。最終的には、その日を、デジタル化に変わる時点までには、詰めるんですけども、まあ、来年の全体が見れるまでには、何ぼかの放送内容を、ある程度固めたものを見たい、詰めたとは思っております。それには、費用の面とか、いろいろ係わりますので、その辺につきましては、また上司の方のご指示を得ながら、詰めて行くことにはなろうと思います。まあ、あの姫路の、ちょっと番組等見ますと、消防局からのお知らせとか、いろんな形の事ができ、それからビデオを撮る部分につきましても、その、市民の方、市民

言いますか、町民の方で、こういうのに感心も持っておられる方があって、市民が出せるビデオコーナーがあったり、まあ言う町民が、ビデオを出して、それを流せるコーナーというのを持てたり、それから、まあ、段々こういう講習を受けよう中で、町民ディレクター制度というのがあるんですけれども、そういう事で、いろんな所で撮ってもらったりするというような事も考えられますので、徐々に、ここの部分をどこまでやれるか言うのは、今からの詰めなんですけれども、できるだけ佐用の情報は、ここで流すようにして、これを見ていただいたら話題も通じるし、乗り遅れへんなということへ持って行きたいとは思っております。以上です。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7 番（松尾文雄君） 今ね、課長言われましたように、説明会の中で、そういった事、充分に詰めていただければ、非常に加入率も上がるかなと。特に、今説明会いろいろされてるんがね、各集落単位とか、そういうふうな部分なんです。やはり、これからは、いわゆる商工会とか経営者協会いろんなところがあるかと思うんですね。営業に使えるところが。そういった所にも説明をしていき、そのさようチャンネルの充実を図るというのが、必要になるかと思います。やはり、そういった説明をしていかないと加入率は上がらないというふうに思いますよね。そやから、そういった事を考えていけば 1,000 軒省いてありましたけれども、あれは、早急にやね、補正予算で挙げてもらって、1,000 軒分を加入していただくんだというのは、やはり、数字的に表す必要があるんですよ。今回挙がってないんですよ。この 19 年度補正予算に。やはり、それが町が本当にやる気が有るか無いかというのはね、数字で表れて来る。ほんまにこれ何とかせないかん言うたら、補正で挙がってこないかんのんですよ。やはり、そういう事が必要になるかと思います。そういう事を特にお願いしたいなと思います。

もう 1 点、最後にね、今現在、さようチャンネルアナログ放送なんですけども最終的に、やはり、これもデジタル化になるわけですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） 今のところ、確実に決定じゃなんですけども、まあ、ウインクの方で、そのデジタル化に向けての検討をしております。そういうふうに費用も掛かる事なんで、いう事でいう事ですけども、デジタル化に向くとは思うんですけども。はい。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7 番（松尾文雄君） そりゃ、全てがデジタル化になっているわけですからね、さようチャンネルもいち早くデジタル化せなあかんわけでしょ。だから、そうなれば、来年の 4 月には、全町光が引くわけですから、当然その時にはデジタル化ができるような状況、ほんまはね、やらないと駄目なんです。そやらか、先先言うたらあかんけども、20 年度の予算では、それ挙げとかないけませんよ。やはり、それぐらい行政が、行政が進んでやった事やからね、責任持って最後までやらないかんわけですから、やはり充実のできるさよう

チャンネルにしていきたいと思います。

以上で終わります。

議長（西岡 正君） 松尾文雄君の発言は終わりました。

ここで休憩をしたいと思います。

再開を、あの時計で 3 時 10 分といたします。

午後 0 2 時 5 3 分 休憩

午後 0 3 時 1 1 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き再開をいたしますが、松尾文雄議員の方から、病院へ通院の為という事で、早退という事で、届けを受けております。

それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

8 番、井上洋文君の発言を許可いたします。

〔 8 番 井上洋文君 登壇 〕

8 番（井上洋文君） 8 番、公明党、井上洋文でございます。私は、今回 2 点の質問を行います。

第 1 点目は、中心市街地活性化について行います。本町に大型店が出店した為に、従来からなる小売業者は大きな打撃を受けております。売り上げ不振と後継者難により店じまいする経営者またバイパス通りに次々出店をし、町中の空洞化が進み、毎年毎年、活気を失っている商店街。駅につながる本町の中心商店街は、そうした事により虫食い状態になるならば、佐用は魅力のない町になってしまいます。中心の魅力がなくなるとは、町の求心力がなくなり、宍粟、姫路と近隣の影響下に入るという事になってしまうのではないのでしょうか。人口減少、少子高齢化の到来に若者から、高齢者まで過ごしやすく、コンパクトでにぎわい溢れる人が中心となるまちづくりを目指すべきと思うが、町長の意欲ある答弁をお伺いいたします。

佐用町総合計画の中の具体的な取り組みは。

（イ）、魅力ある商店街の形成。

（ロ）、空き店舗活用事業の推進。

第 2 点目は、学校図書館の充実、整備についてでございます。

子どもの活字離れが問題となる中子どもがより読書に親しむ環境を作るため、子どもの読書活動の推進に関する法律が平成 13 年に成立しており、同法によって学校図書館の充実を含む子どもの読書環境の整備についての地方の責務が明記されており、本町の各学校においても、朝の読書運動等の取り組みに、いち早く対応されているところであります。同法の執行を受け、平成 14 年度から平成 18 年度までの 5 年間、学校図書館図書整備のために地方交付税措置がされ、また新たに 19 年度より学校図書館、図書整備計画として 5 年間地方財政措置が決まり蔵書を増やす費用と古い本を更新するための買い替えに充て、学校図書館図書標準の達成を目指すようになりましたが、本町の取り組みはどのようにされているかお伺いいたします。

以上、2 点、この場から質問を終わります。

議長（西岡 正君） それでは、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） それでは、井上議員からのご質問にお答をさせていただきます。

まず、魅力ある商店街の形成ということでありますが、商店街の状況は、町の経済活動から生まれて来るものであり、その町の活力のバロメーターでもあろうというふうに思います。佐用商店街は新町の中でも商店街らしい商店街でありますが、ご指摘のように商業形態の変化、また人口の減少、少子化などマイナス要因が大きい中で、徐々に空洞化が進んでいる事も確かであります。これまでも、色々とその対策について、商工会また、商店街とも協議をし、議論してきたところでありますが、そういう中で佐用商工会の青年部と、色々と元気な商店街をつくろうという事で、頑張っているところであります。しかし、社会状況の大きな変化の中で、従来の方法では、中々有効な対策が打ち出す事が見当たりません。これからの時代に合った、商店街のあり様、対策を考える必要があるというふうに、常日頃思っているところであります。ご質問の具体的な取り組み状況であります。まず、「魅力ある商店街の形成」につきましては、現在佐用商店街において雨水排水整備を実施しているところであり水路の暗渠化によるお客様の通行者のスムーズな日替わり片側駐車車の推進と歩きやすく安全に買い物が出来る商店街をめざしているところでございます。雨水排水整備完成後におきましては、道路の美装化等にも今後検討したいというふうに考えております。また、「店舗活用事業の推進」につきましては、地域住民をメンバーとした「空き店舗対策を考える会」を立ち上げられ、対策協議、視察研修等を実施していただいているところでございます。何分にも店じまいされた店舗は住居としての併用店舗が多く、貸し店舗としての利用は中々困難を極めておりますが、商工会も来年4月を目途に合併協議が行われております。今後におきましても商工会等関係者、商店街関係者等のご理解、ご協力を得ながら引き続いて検討協議を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますように、お願いを申し上げます。

学校の図書等についての、読書についての答弁につきましては、教育長の方からさせていただきます。教育長、お願いします。

以上、私の答弁としては、これで終わらせていただきます。

議長（西岡 正君） それでは、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） それでは、引き続きまして井上議員の学校図書館充実整備についてという質問にお答えさせていただきます。

学校図書館整備計画5箇年計画として、平成14年度より18年度まで学校図書館、図書標準の達成に向け、整備充実を目指して来たところです。その具体的な内容につきましては、毎年学校規模に応じた予算措置を行い、学校図書の冊数増加と更新を行ってまいりました。各年、年度末には、学校の図書達成状況を各学校に行わせておりますが、その結果、一部達成率の高い学校また一部かなり達成率の低い学校がある事が分かっております。この達成状況の低い学校におきましては、学校統合及び学校改修工事等の際にかなりの冊数を廃棄しておる、こういう現実もあります。更に、逆にですね、達成率の高い学校については、古い図書がかなりの冊数あると言えます。子ども達が、手にも取らない古い図書については、廃棄すべきではないかご指摘受けるかも知れませんが、図書には、耐用年数という物が無く、見た目痛んでなければ、中々学校現場として廃棄しにくい面があります。更には、1冊でも多く蔵書を置きたいと、こういう思いも強くあります。そういう意味で、図書の更新は、充分に行えているとは言えませんが、図書の増加は、着実に進んでおると、そのように理解しております。先ほど、井上議員のお言葉の中にも

ありましたように、現在各学校では、朝の読書タイム等の設置により小中学校共に全校読書を実施しております。子ども達の読書意欲を高めるべく取り組んでいるところでありますけれども、今後におきましても心豊かな児童生徒の育成の為に学校図書館の充実に向け、教育委員会としても、図書の増加は勿論のこと必要な図書の廃棄も行い、図書の更新を図るよう各学校に指導していきたいと考えております。以上であります。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） それでは、再質問させていただきます。

1 番の中心市街地活性化についての質問なんですけども、これまた町長、答弁しにくい事かも分かりませんけれども、4 町が合併しましてですね、そしてまあ、この新佐用町になったわけなんですけども、この中心市街地の活性化という事について、どうですか、旧町にもですね、そのそれぞれの商店街、まあ、

、この町として、今後、将来を見据えて、この旧町ですね、佐用町、今のこの商店街以外の商店街をどのようにするか、援助して行くかどうか。この中心の佐用の商店街だけを援助して行くような方法を取られるのか、そこらの事を、ちょっとお聞きしたいんですけどね。

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵逄典章君） まあ、商業活動という物をですね、直接その行政、町が援助して行く部分というのは、中々難しい点があると思います。で、まあ、やはり、この商店、商業施設というものは、その地域に住む方々の生活に必要な、そのいろいろな品物、物資を供給して行くという中で存在しているわけです。ですから、それが人口が多ければですね、その商業施設、商店が沢山集まって、商店街という形を形成をするわけです。それが、少なければ、商店が点在するという形になります。ですから、まあ、これまでですね、やはり長い歴史の中では、その地域の中で、全ての物を普通日用品を含めてですね、こう賄っていた、そういう中では、その地域地域に、まあ、商店街というものが生まれてきていたわけなんですけども、やはり商業形態の変化の中でですね、そういう物が、段々と変わって来たというのが現状です。ですから、それぞれの地域に、未だ旧の商店街というものが、形態が残りですね、また、その中で実際に営業をされている所と、お店が無くて住宅に変わっている所、色々あるわけなんですけども、まあ、やはり、そこに生活に必要なですね、日用品なり生鮮食料なりですね、また衣料なり、そういう物が、やはり住民の皆さんが必要とする中で、それが、今後とも、こうお店として営業が成り立っていくんだらうと思います。町としては、そういう買い物がしやすいというのは、その買い物だけじゃなくってですね、皆さんが活動しやすい移動しやすい、そういう道路であるとか、危険を、危険な形ではなくって、ゆっくりと歩けるような歩道を作るとかですね、そういう形での整備というものが、町の役割だらうと思いますので、まあ、後まあ、当然まあ、この駐車場の問題とかですね、そういう点については、当然まあ、沢山の人が集まる所について、公共的な施設として駐車場等の整備なんかは、商工会を通じて商店街なんかと一緒に、支援をしていくという事も、当然あるとは思いますが、それは、その地域の商店街のあり様、状況を見て地域の皆さん方の生活にどれだけ寄与できるか、必要かという事で判断をしていかなければならない事だというふうに思いますけれども。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） あのと申しますとね、新しい新都市計画法と中心市街地活性化法というのが、今回昨年ですか、できた訳ですけども、その中には、その中心市街地、コンパクトシティ、何でも揃ったような、そういう都市を、その中心地を作る為には、援助しましょうというような法律なわけなんですけれども、と言うと、この佐用町なんかの場合、特に今回、その限界集落等ができてですね、実際にやはりお年寄りの方が、1人や2人残られておると。その方が、そこでは生活でいないから、やはり、こちらへ出てこうとした場合に、佐用町以外のその住宅に出られてもですね、また、その足の問題等があって、ちょっと、まあ足と言いましたんですけども、言いな直しますけれども、交通の不便な、そういう所の住宅に入ったとしても、中々その中心地まで、その買い物にも来れないというような事であれば、この佐用町の、この商店街はですね、そのコンパクトシティ的に、その住宅も揃った、何でもかんでもが、この佐用の中心地で、揃って行くような方法を、今後していかなかったら、これは、生き残れないんじゃないかと思うわけなんですけれども、そこらをですね、どのように考えておられるか。ただ、そら言う、先ほど、町長が言われたような、それぞれの商店街についてはですね、そういうやっぱし、まあ必要性はあると思うんですけども、佐用町の、その大きな将来的な事を考えた場合にはですね、この顔である、この駅もあるし、この行政も揃ってるこの地域をですね、この中心市街地活性化法に則って、その、やって行くというような、そういう大きな、その決意がですね、町長、そこらをちょっとお聞きしたいんですけど。

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵逄典章君） まあ、あの中心市街地活性化法で、こういう地方のですね、商店街の、新しい、その行き方、活力ある商業活動ができるようにね、支援をしていこうという事での法律があるわけです。ただ、それには、地域の、それぞれの事業者が、皆さんが、それに一緒にですね、参加をして、当然協力して一体的な計画をつくっていかなくゃいけないわけなんですけども、それに則って、佐用町の場合はですね、1つは、先ほど、お話ししましたように、ゆっくり買い物ができるような、安全に買い物ができるような、形で、この道路なんかの整備を、まずしようという事で、この水路の開渠になっている所なんかを暗渠にしてですね、できるだけ人が歩きやすいような、そういう形をつくろうというのを、1つ、これ、そういう中から生まれて来た事業なんですね。実際、ですから、ただ、この今、井上議員がおっしゃられるように、じゃあ、このコンパクトシティという事で、この佐用の商店街だけでね、が、その全ての物が賄えるかって言うと、なかなか、消費者に対して、それだけの十分な物が提供できるだけのね、やはり物が揃っているという事になると、なかなか、難しいし、既に大型施設が、進出してですね、商業の形態、買い物の形態も、やっぱし町民の民さん方の、買い物の形という事も、長年変わってきているわけですね。ですから、今必要なのは、高齢者とか、その地域の中で住む、一部分については、当然、この必要な、この商業施設、商店街だとして、これから、それぞれの地域で、やはり、こう商店という物が存在しないと困るわけなんですけども、ここの佐用町の、今の商店街だけをね、であって、他の所がいならというような事は、なかなか難しいと思います。ここだけに人が住んでるわけではありませんしね。確かに周辺地域の高齢者の皆さんで、生

活が難しい、非常に不安であるという中で、これからは、町営住宅等の中にもね、入ってこられる事は、当然あります。ですから、そういう意味では、段々とそういう町の中心部に人が集まって来るという事は、それは1つの生活のありようとしてはとしては、これはまあ、一人ひとりの個人から見れば、当然そういう状況にあるんだというふうに思いますけれども、まあ、その商店街の皆さん方も、そういう、これから高齢者なり独り暮らし皆さん方、そういう方々に来てもらうだけではなくってね、やはり、その人と常にコミュニケーションを取って、いろいろな面で、その生活を支援するという形での商業活動というものもね、必要かなと思います。例えば、まあ、電気とか水道とか、そういう物にしても、1人で生活している人にとって見ればですね、中々直ぐにこう、故障を直したり、いろんな対応ができないという事があるわけですね。ですから、そういう、その地域の、やはり、コミュニケーションを活かした、そういう、まあ商業のあり方という物が、やっぱり私は必要かなというふうに思いますけれども。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） と言いますとね、この今回の、その中心市街地活性化法という、この法はですね、法律で定められておる、いろんな税制的なそういう援助とかですね、それから、補助金それからまあ、規制緩和等そういういろんな、その支援が行われると。それは、この今は、この佐用町の、この中心の、佐用の商店街を中心にした地域だけしか、それは該当せんという事ではないんですか。と言う事であればですね、その事に対して国から援助受けられた時に、その佐用の顔の、この商店街等を含めたこの中心地を改革していくという事が、大切じゃないかと思うんですけども。他の所はですね、極端な話したら、南光町にしても、三日月町にしても、旧上月町にしても、その法がですね、適用されるのであればですね、全体の適用を変えていったらええんですけども、その法の適用は、この新佐用町の中心しか、中心地活性化法ですから、この中心しか活用できないという法律じゃないんですか。

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵逄典章君） 中心地市街地活性化法いうの、非常にまあ、もう歴史があるんですけども、そういう物を取り入れながら、まあ、商店街の中で旧佐用町の商店街で、新しい商業施設なんかを、中核施設をつくろうとかですね、駐車場を考えたいとか、空き店舗なんかを活用する事を考えたいとか、今までもやって来たんですね。しかし、それが中々実際には、まあ商店街の皆さんの全体の、やっぱり、協力というのが、一箇所にまとまって、1つの例えば駐車場作るにしても、そこだけというわけにいきませんから、できない所もあります。できたのが、そういう、今水路等を整備しながらですね、これからまあ、道路等の整備なんかをやっていこうという事と、それから、まあ、空き缶の缶環館というようなですね、商店街の情報センターのような物を設置して、若い人達がいろんなユニークな商工会の青年部なんかの活動をしていっているというのが、現在の活動なんですけれども。ですから井上議員が言われる、中心市街地活性化法に基づいて、どんな事業をするか、どういうふうなね、やっぱり、個人個人の事業ですから、それをまとめて1つの施設をつくるというわけにもいきませんし、その、やはり、町ができる事というのは、そういう商店街の、言えば買い物がしやすい環境づくり、そういう事しか、中々見当たらないわ

けですね。はい。ですから、それを具体的に、井上議員が、どういうふうな事を考えたらいいような事が、もし考えておられるんだったら、また私も聞かせていただければと思うんですけども。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） いや、私は、その質問をしょんですけどね。その町長言われたね、中心市街地活性化法というのは、今まではそうであったと。中々活性できなかった。補助金を使ってしまえばっかして、中々できなかったという事で、昨年ですね、新活性化法ができてですね、この中に町が基本計画を立てて、そして、まあ、中心市街地活性化協議会等の意見、皆さんのいろんな、その商店街なり、いろんな方の意見を聞いて、そして、基本計画を作成して、それを内閣総理大臣に認定、申請をすると。内閣総理大臣は、基本計画を認定するというような、流れがですね、今までと、全然、変わってるという事を、私、聞いとんですけれども、これは、ちょっと、私も県の方へ確認しましたんですけども、これは、佐用町も該当するという事なんで、いろんな事を検討しながらですね、佐用町としては、今まで、いろんな、その缶環館とか、いろんな事をやってるけど、商店街とか、この中心地をどうするかという、もっと大きなその将来を見据えたですね、そういう計画を、皆さんの意見を聞きながら、県の指導も受けながら、その立ててもいいんじゃないかと思うわけですけども、そこら。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） はい、それについては、私も、ちょっと、申し訳ないですけども、勉強不足です。その、旧のですね、中心市街地活性化法というものが 10 何年前にできて、その中で、これまで商店街のいろんな協議をして来たと。しかし、まあ、それが大型店舗等が、まあ、こう進出した中でね、商店街の中にも核施設をつくろうというような話もあったわけですけども、実際そういう事も中々できませんでしたし、まして、やってたら、非常にまた、後大変な、いろんな負担の問題も出て来たという事もあるんですけども、その後ですね、こういう新しい、そういう法律ができたのであれば、私も、まあ、こちらも行政としても、充分その点については、認識はしていないという事と同時に商工会なりね、商店街の方もですね、そういう事について、未だ何のお話も、私の方も、そういう受けていないんですね。だから、やはり、これは両方でね、こう商工会、商店街なり商工会の方もですね、これまでも、そういう事で取り組んで来ておりますのでね、新しい法律の中で、どんな事ができるかという事については、今後商工会また商店街の方々の方と事務局の方を含めてですね、考えて検討してみたいと思います。勉強していきます。

まあ、商工観光課の方も、担当の方ですね、研究するように指示をいたします。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） まあ、あの一番これ、時期的、まあ、天の地って言うんですか、一番やっぱし、その高齢者が増えて来て、この高齢者がやはり、そういう中心地でないと、

やはり生活ができないような状況の中になっているという事でございますし、また、この佐用町は、その交通の要所でもあるし、空き店舗、これ住宅と兼用の所が多いという、町長の答弁ありましたけれども、そういう空き店舗もあると。また、人の輪である、このいろんな、缶環館とか、いろんな、そういう若い人がやる気を出してる。無関心で、段々、段々、その廃れて行くという状況やなしに、新しい、そういう芽が、ドンドン出かけてるというその時にこそですね、こういう法律を、町長、検討されるという事で、今、答弁ありましたけれども、一番大切な時に、やはり 10 年なり 20 年後を見据えたそういう政策をですね、展開していかれるよう、よろしくお願いいたします。

この件については、終わらせていただきます。

続いて、学校図書について、教育長から答弁ございましたけれども、どうですか、学校図書館の考え方としましてですね、佐用町には、こういう立派な図書館があるわけですが、本当に学校図書館というのは、必要だと。いやもう図書館へ行行ってですね、そして本を探したら、これは学校の図書館じゃないんじゃないかというように思っておられるから、そこらの件、どうですか。

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） 当然、必要だと思っています。しかし、ここで、先ほど来学校図書館と、館という言葉が付いておりますが、図書室というのが、現状であります。で、家庭の中でも、子どもの本、まあ、大人、親が、普段使う辞書とか、そういう物が身近にあるという事が、非常に大事な事でありまして、学校の施設の中に図書室、図書館、そういう物が身近にある。これは、学校の環境としては、大変必要だと思っております。なお、今学校では、少し工夫をしまして、中々その休憩時間とか、そういうところに、図書室へ、図書館へ行く子どもが少ない。ちょっと多目的室とか、それから、学校によりましては、普通の廊下ではなくって、ちょっと幅の広い廊下、渡り廊下を設置している学校もあります。そういう所に書架を置いて図書室から、少し本を持って来て、身近に本があると、こういう環境づくりにも努めていところですよ。

議長（西岡 正君） はい、いいですか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） 最初に、その図書館やない、図書室やという事を言われたんですけども、これ教育委員会から、その報告が出たんについては、図書館と書いてあるから、図書館と言うたわけなんですけれども。

ええ、図書館のような所は無いですね。

それで、あの、ちょっと聞きたいんですけども、まあ学校の図書室をですね、図書室にある本は、これは、まあ学校で習った事の、そのまたもう 1 つ、その生徒また教師もそうですけども、展開していくための、やはり図書室やないかと思うわけなんですけれども、この図書室が充実している所というのはですね、この公立のこういう図書館がある。その図書館の利用度もやはり高いと。生徒もその学校の図書室と同時に、その公立の図書館も利用すると。また卒業してもですね、その学校の図書室が充実してる所は、やはり、その読書をする率が高くなっているという報告が出ておるわけなんですけれども、そういう面

で、その学校の図書室の、やっぱり重要性という事なんですけども、先ほど、答弁がありましたように、私も利神小学校、ちょっと、その本が少ないんじゃないかという事で、行かしていただいたんですけど、やはり徳久小学校、先ほど教育長の答弁がありましたけれども、徳久小学校と比べてですね、3分の1ぐらいの割しか、この蔵書がないし、また図書標準としては、これは46.3パーセントしか、これ報告見ましたら無いんですけども、これ達成する為にですね、どのように、その今後、やはり、財政的にも、やはり難しい面があるかと思うんですけども、これは交付税措置になっておるんで、中々難しい所もあると思うんですけども、この朝の読書運動等について、特に、まあ、佐用町教育委員会、素早く取り組んでいただいたんですけども、そういう面からしてですね、この学校全体としての整備も必要ですけども、せめてこの達成状況を見ましたら、低いんで、100パーセントになるようにですね、努力をしていただきたいんですけども、そこらの決意はどうですか。

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） 井上議員おっしゃいましたとおり、利神小学校と徳久小学校を見ますと、3分の1ぐらいです。で利神小学校におきましては、学校統合がありました。その時に、相当処分をしておると、そういう報告を受けております。それから後に、18年度までですね、順次学校に図書費としての予算は計上して、補充をして来ているところです。そういう中であって、現在こういう状況であるということ。で、少ないからと言って、ここだけ1年に、70パーセント、80パーセントの達成率の予算を置くと。これは中々できない部分があります。で、現状に合わせた、書を、図書を購入というのが、学校も基本的であります。例えば新刊が出た。これを入れるとか。今1年生では、こういう物が必要だから、これを入れるとか。そういう、その年その年にですね、金額的予算は、学校規模それから生徒数等々で、おおよそ決まるんですけども、その中身については、学校独自で検討して購入を進めておりますので、率が低いのは、充分こちらも理解しておりますが、学校14校の全体を見ながら進めておりますので、その点、ご理解賜りたいと思います。以上です。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） まあ、利神小学校の場合は、そういう統合等もあったという事なんですけれども、これまあ、全体的に統合してない所、中安小学校なんかでもですね、これ63.9パーセントという、低いわけなんですけれども、何とか、やはり100パーセントに達成できるようにですね、努力をしていただいて、この読書についての、前向きな姿勢でやっていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

議長（西岡 正君） 井上洋文君の発言は終わりました。
続いて、20番、吉井秀美君の質問を許可いたします。

〔20番 吉井秀美君 登壇〕

20 番（吉井秀美君）

20 番、日本共産党の吉井秀美でございます。

私は、4 項目の質問をこれよりいたします。

まず 1 点目に、下水道料金の問題ですが、ある小規模な集落の役員さんから集会所の下水道料を何とかできないか。住民が減り高齢化が進み、いろいろな面で、各戸に掛かる負担が増えてきているなかで、ほとんど集会所を使わないのに毎月 2,000 円の支払いは重し、納得しにくという意見がありました。

そこで、集落集会所の下水道接続状況と、料金徴収状況について伺います。

、各集落集会所の水道使用料は、どのような状況であるかを伺います。

、水道料金のように使用した分だけ徴収する従量制にするよう求めたいと思います。

次、2 点目に、佐用駅南公園の件について、お尋ねをいたします。

、地元秀谷では、道路からと駅のホームから、良く見通せるように、植栽の剪定や間引きなどを行い、更に落書きを消すなど、奉仕作業を度々され、明るい公園づくりに努力されていますが、それでも、高校生らの行動について、度々警察に巡回を要請する状況があるというので、今ある東屋の腰板は早急に取り払い、風通しの良い公園にするように求めます。

、おじいさん、おばあさんが、小さいお孫さんを連れての利用が多いようですが、タイヤのブランコではなく普通のブランコにという要求があります。小さな子どもが、安全に遊べるようにアスレチック的でない遊具を設置するよう求めます。

3 点目に、宅老所開設を目指すグループや N P O 団体に支援施策を求める質問をします。

、宅老所は、法令に提議のない民間独自の福祉サービスを提供している施設であり、高齢者が同世代、他世代との交流により要介護状態になる事を予防し、心身の健康保持・増進を図ることを目的としています。地域に根ざした小規模なグループホームや宅老所が必要とされていますが、町長は、どのように考えられますか。

、定年退職後、自宅を改修し宅老所を開設したいと考えている人もあります。開設や運営に関してアドバイスや研修、施設整備に対しての補助金を出せるよう条例の制定を求めます。

、空き家、空き店舗、行政施設など活用できる物があれば、情報提供の体制をつくることもあわせて要求します。

4 点目に、佐用保育園改築について質問いたします。

、2009 年度までの計画で、佐用保育園の移転改築に取り組まれています。現在の状況と今後の具体的なスケジュールについて説明をいただくと共に、子育て支援センターの建設について、どのような考えを持たれているのかをお尋ねします。

、少子化の中で子育てをいろいろな形で手伝いをしていこうという動きが起きています。子育て支援センターでは、子育てボランティアや子育てサポーターといった人材の確保から研修まで幅広く活用できる物にという要求があるので、検討を求めたいと思います。

、新しくできるセンターがより良い物になるよう、幅広い分野の意見を聞きながら、事業を進めて行くことが大事だと考えますが、どのように準備をされているかお尋ねします。

以上で、この場での質問を終わります。

議長（西岡 正君）

それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵逎典章君 登壇〕

町長（庵逎典章君）

それでは、吉井議員からのご質問にお答をさせていただきます。

まず、集会所の下水道接続状況と料金徴収状況であります。全体で 124 箇所の集会所で接続されておりまして、集合地区の月額料金が 2,000 円で 86 箇所の集会所、個別処理区の月額料金が 1,500 円、38 箇所の集会所です。いずれも料金の滞りはございません。また、未接続の集会所は 41 箇所となっております。

次に、集会所の水道使用量の状況であります。町水道のみの使用量調査であります。年間使用量で、1 立米から 178 立米までと大きな幅が、差がございます。大部分は、月当たり 3 立米以下のような所が多いように聞いております。

次に、集会所を基本料金なしで、水道使用量のみでの従量料金にできないかとの質問ですが。下水道使用料は、固定経費を負担する基本料金と変動経費を負担する従量料金で成り立っております。基本料金は、使用量の有無に関係なく賦課される料金で、管理委託料、人件費、電気基本料、借入金の返済元利金等の固定経費で、条例で一般家庭で 3,000 円、集会所で 2,000 円と定めております。従量制の料金部分は、汚水使用量によって変動する経費、つまり従量電力使用料、薬品費、脱水汚泥処分費等でございます。集会所は、小さい大きい関係なく、トイレとしての使用だけで大差ないとの判断で従量制部分を請求しないという体系といたしております。電話料金同様、利便性、快適性を加味しながらも低料金で当時調整いたしておりますので、この低料金について、ご負担をいただきますように、お願いしたいと思っております。

次に、佐用駅南公園の東屋の改修ということについてでございます。佐用駅南公園は佐用駅利用者の駐車場と併設して西側に公園として設置をいたしております。東屋は、公園の東側、駐車場寄りに設置してありますが、議員のご指摘は、高校生等が東屋を利用する際腰壁が高いので目隠しになり風紀上良くないというので、腰壁を撤去するようにというご質問であります。東屋の東側、北側の二方は、高さ 50 センチほどの腰壁が張っております。側の道路からも全体が見渡せますし、腰壁の高さ程度までに植え込みもございます。むしろ撤去すればですね、東屋の腰掛としての使用感が失われることとなりますので、撤去すること自体はあまり、この風紀上と言われますけれども、その点についても、意味がないように思います。また周りの植え込みについても、地元関係集落に委託をして、年間こまめに刈り込み等管理をしていただいております。現在もやっておりますが、出来るだけ見透しがきくように、植え込みを刈り込んで低く保つようにしていただくようお願いをしていきます。

次に、遊具のタイヤを使ったブランコから普通のブランコに交換してはとのご質問であります。遊具は、全体的にアスレチック風、遊具キットのような感じで設置をいたしております。特に使用に関して地元からのご意見も聞いておりませんので、今直ぐに交換することは考えておりません。今後耐用年数が来るような状態であれば、その中で、また新しい施設を設置する時に考えたいと思います。また安全を期すために、遊具の点検等は、適時実施をいたしているところでございます。

次の、宅老所に関するご質問でございます。現在、町内には介護保険の入所施設として特別養護老人ホームが 4 箇所、老人保健施設が 2 箇所ありデイサービスの事業所も社会福祉協議会によるものが 3 箇所、民間の特別養護老人ホームによるものが 2 箇所ございます。昨年より始められた小規模多機能型の施設が 1 箇所あり施設の充足率は、他市町村に比較して大きく上回っている状況でございます。また今後も新たに小規模多機能型施設を建設したいとの要望も受けております。

ご質問の「宅老所」につきましては、高齢者の皆さんが今まで生活されてきた、より身近なところで生活していただけるための施策として、良い施策だというふうに思います。地域の高齢者を少しでも支援するための活動は、町内でもいろいろな人々やグループによって展開をされております。例えば、各集落で行われております社会福祉協議会による「ふ

れあい・いきいきサロン」や、ボランティアによる「ふれあい喫茶」なども町内各地で行われるようになってきております。また、集落の老人クラブを単位とした「健康づくりのためのデイサービス」も旧佐用町だけだったものを、新町全体で取り組むようにもいたしております。このような地域での取り組みに対して、町と社会福祉協議会では、できるだけの便宜をはかるよう努力をしておるところであります。

ご質問の定年退職後、自宅で「宅老所」を開設したいとのことですが、開設に関する相談につきましては、それぞれの社会福祉協議会また施設なんかなどのケアマネージャーとか専門職に相談をいただければと思いますが、施設整備に関する補助金については、改修の内容やその事業をいつまで継続していただけるか、また事故の発生した場合の対応方法など多くの課題があると思われますので、現在制度化はいたしておりません。また、活用できる空き家や、空き店舗などの紹介の支援体制づくりは、今後高齢者の介護問題だけでなく、町全体の課題であると思いますので、今後の課題とさせていただきます。

次の、佐用保育園の改築と子育て支援の総合的な施設の建設につきましては、昨年度より役場内部で準備を進めてまいりましたが、本年度いよいよ用地確保について土地所有者との話し合いのもと協議を進め、今月中に買収予定の用地の測量業務を発注する予定であります。これは土地所有者の希望もありまして、用地の境界を設定し、その後分筆登記を行うためのものがございます。この用地が確定いたしますと、長期的な視野に立ち佐用保育園の園舎、遊び場となる園庭、また園児送迎のための安全な進入路とか駐車場スペースの確保などを考慮し、合わせて総合的な子育て支援センター機能を設置、併設する考えで、検討してまいりたいと思っております。このため本年度内に基本計画と実施計画を策定をし、できれば平成 20 年度の着工を目指したいというふうに思っております。併設予定の「子育て支援センター」の内容は、当然子育て支援センターとして、ボランティアやサポーターの育成など、将来的な子育て支援の総合センターとして機能させるべく、多くの要素を取り入れていきたく思っておりますので、できるだけ幅広く関係者の意見を取り入れながら、建設に関する検討会も開催をしたいというふうに考えているところであります。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 集落集会所の下水道料金の問題ですけれども、これは、現在のやり方で行くというご答弁でしたけれども、私が自治会の役員さんに聞きますと、やっぱり使った量を払う、こういう形にして欲しいという要望があります。で、ちなみに栄町、私が住んでいる所でございますが、戸数は 100 戸あまりですけれども、2006 年の水道の使用料が 1 年間で 320 円で、支払い時期は、4 月 26 日に 100 円、8 月 26 日 100 円、1 月 26 日 120 円、2007 年度は、3 月 27 日に 120 円、5 月 26 日 120 円、7 月 26 日 120 円、1 年で 3 回しか使用料を払っていないという、この集会所がこの程度の使用状況なんですね。それは、それ程、集落によって大きな差があるとは考えにくいんですけれども、私が相談を受けました集落も、非常に年間の住民の使用が少ないという事で、そこに毎月 2,000 円の基本料を払うのは、これは負担が重いと、こういう非常に、切実なね、意見です。ですから町長は、今答弁されました、いろいろな維持費からね、負担をしていただかなければならないという、そういう考えでなくって本当に、使用実態を考えた料金徴収にしていた

だきたい。もう一度、ご答弁をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、快適なですね、生活を送りまた環境を改善していく為に、この水道、下水道施設という物を建設して多額の経費を掛けております。で、実際にですね、いただいている料金だけでは、これも、その運営、実施、この施設を管理運営して行くことはできません。一般会計からも、かなり繰り入れて、これを皆でこれを維持しているわけです。ですから、安いにこしたことはないことは分かりますけれども、そういう考え方ではなくてじゃなくてですね、やはり、皆でこれを維持して行くという事を考えていかないとですね、実際に、じゃあ誰が後、この部分を負担していくのか。これは、やはり誰かが、やっぱり負担をしていかなければならないわけです。今使った量だけと言われますけれども、そういう意味では、集会所については、使っておられる量というのは、少ないだろうという事で、使った量の料金はいただいているんです。これは、基本的な施設の維持管理やそれに係る経費を皆で負担していこうという中で、一般家庭より安い金額で、設定をしようという事で、これは、議会の皆さん方にもお諮りをして、決定をしている事です。ですから吉井議員がおっしゃるのは、やっぱり、そういう考え方ではなくってじゃなくて、私は、そういう考え方で、やっぱり、これからは、やっていかなければならないんじゃないかなというふうに思っております。まあ、あの、確かに 2,000 円という金額はね、水道料金と比べれば高いかという事は、それは、分かります。しかし、それだけ、この汚水またこの糞尿をですね、まあなり、そういうそのトイレの汚水を処理して行くのに、やっぱり必要な施設として、あるわけですから、やはり、確かにお金を負担するのは、大変だとは思いますが、それを皆がやっているわけですから、ひとつ、それはご理解をいただきたいと思います。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） あの経費がたくさん掛かるから、皆で負担していかなければならないというのも、1つの理屈ですけれども、基本料金制という事になりますと戸数が多かろうが少なかろうが、関係なくて集合型に繋いでいれば 2,000 円。で、合併浄化槽の地域ですと 1,500 円。こういうふうな事が、じゃあ各集落間で平等間を感じられますか。100 戸ある私達の集落でも、使っていないのに毎月は、しんどいなというのが、これはね、栄町は繋いでませんけども、こういう話があるという事を言うと、それは、しんどいなという話になるんです。それが、まあ 10 軒そこらのね、集落で、それも段々高齢化が進んで来ているなかでね、やっぱり、その辺は、考えて行かないといけないと思いますが、いかがでしょう。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、設置をしてですね、こう皆、こういう施設を建設をしているわけです。今栄町の方が未だ繋がれていないという事ですけれども、まあ確かに、その未だ、全体でね、繋がれて、供用、繋がれていただけてない、使っていない家庭もありますし、そういう中で、公共施設については、できるだけ早くね、使っていただくように、

こちらをお願いをしていかなきゃいけないなというふうに思います。ただ、あの、そりゃ確かにね、まあ 10 戸ぐらいの集会所もあるんかも知れませんが、しかし、まあ、基本料金として、それは、そこにトイレを設置して、その污水施設を、処理施設を使うという事の基本料金というのは、一応その何戸だから、戸数がいくらだから、いくらにするというのでは、基本料金にはならないわけです。ですから、それはある意味では、その後、家庭でもですね、1 人の家庭でも 3,000 円ということであり、1 人ずつ後増えれば何人という事で決めているわけですからね。ですから、後その考え方としては、その基本料金を安くして、後それなら、その分を全体としては、やっぱり経費が掛かるわけですから、皆さ方、その多い所は、その戸数に合わせて負担を増やすというような事をね、同時にやっぱり考えていかないと、この部分だけを安くすると撤廃するというような事はできないと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） それでは、この料金のあり方についてですけどね、最初の答弁では、これは、皆で負担しなければいけない、で、今のご答弁では、それでは、負担をね、戸数が少なくって、そういう所を基本料金を下げるとのことになると、片方の方でまた考えなければならぬと。そういうご答弁と受け止めたんですけれども、それならば、この回答いただく時にですね、もっと内部で良く研究していただいて、どういう方法が集落の負担を小さな集落の負担を軽くできるだろうかという所まで、検討していただきたかったなというふうに思います。だから、町長のは、もう全然、この今の 2,000 円、1,500 円は変えないというご答弁なんですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 私は、最初にですね、1 回目の答弁をさしていただいて、吉井議員も再質問をいただいているわけです。それに対してその中から、意見も話を聞きながら、私も、そういう考え、実際に必要なポイントとしては、経費が掛かる。その経費分はですね、やっぱり誰かが負担をしなきゃいけないんだから、それは、やっぱり確保していかなきゃいけないだろうと。しかし、吉井議員は、そういう、その 10 戸の所、少ない所があるんだという話ですから、そういう事を考えるなら、私は、そういうね、基本料金を安くしてそのかわり多い所については、それを増やして行く、そういう考え方で、総額は、やっぱり確保して行く事を考えなければならぬんじゃないですかという答弁をしているわけじゃないですか。それで、何でいけないんですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） 吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 私は、その質問は、小さな集落ほど負担が重くなっていることについて、これは改善をしていただきたいという質問をさせていただいておりますから、それ

ですね、やっぱりその基本料金にしましても基本料金制を取っている所であっても、2,000 円という佐用の金額には、近隣ではありませんし、で、あの、特に集会所のような、公共性のある所についてはですね、もっと負担を軽くして、私は、最初に言いましたように使用した分だけを、徴収するという形にさせていただきたいという要求をしているんですけども、それについて研究していただけますか。下水道課長。検討していただけます。研究していただけます。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あ、1 年間にですね、その何立米しか使われない。水道の使用料とすれば、そういう事だという事ですけれども、ですから確かに、今集落もドンドンと数の少なく、戸数の少なくなっている所もあります。増えているところもあるわけですが、そういう中で非常に、その格差というものが大きいという状況であればですね、先ほど私言いましたように、全体の、今納めていただいている水道、下水道料金というものを、やはり全体としては確保しながら、じゃあ、それをどいうふうに、今後また調整をしていくかという事になるんだと思います。吉井議員が言われる従量制にするだけというようなね、そこだけを見る、見直すというような事は、これはやっぱり、先ほど言いましたように、これだけの経費をやっぱり誰かが負担するという観点から、それは、できませんというお話をさせていただいているわけです。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番(吉井秀美君) その最後のご答弁は、私は納得できるものではないんですけれども、その負担を軽減していく必要がある所について検討していただくということで、今回そういうふう to 受け止めさせていただきます。よろしいですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、あの、決めた事も皆さんで、また協議をして、それで皆さんが、そういうふうな必要があるという事でね、また全体のご同意がいただければ、絶対変れないという事はあり得ないわけです。ですが、まあ、今の使用状況、合併して未だ1年、2年経っておりませんけれどね、他のいろいろな、今集落の負担の問題があります。そういう事の全体の中でね、1つの課題としては、今後研究をしていく事の1つかというふうに思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 2 点目の問題ですが、これも、今その腰板をです、外すと座る所の背もたれが無くなるようなご答弁だったんですけれども、これについても、横のバーは残す事ができるわけですから、地元の人です、無い方がすっきりしていいと言われていた意見を聞いておりますので、その辺は、もう一度、取って不都合はないと思うので、もう一度、ご答弁、お願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、町長。

町長（庵逄典章君） これがあって、何が風紀に非常に影響があると言うん。これが、僕、私は、これが有る無しにかかわらずですね、そういう、その高校生が、どういう状況にあるんか、どういう事してるのか、私は見てませんけども、あそこ、あれだけオープンな公園の中でね、50 センチ程の腰板が、そういう事に大きく、その影響があるというようなものでもないと思うんですよ。で、折角、ああして、腰板があって、子どもが、小さな子どもでも、座ってでも、座れるようにしてあるんですからね、それを、わざわざね、取り壊す必要性はないというふうに思っております。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 取り壊すって、東屋は除けるわけではないんですよ。取り壊すって言われるから。

〔町長「腰板を取り壊すんでしょ」と呼ぶ〕

20 番（吉井秀美君） 外す程度なんです。それは。はい。

これはね、今非常に植木を刈り込まれてね、見通しが良くなりましたけど、以前は、もう大変な状態でしたけども、それは、多分町長も、そういう事があるから地元の方にもお願いして、木も切られたんだと思うんですけれど、今でもね、ああいう状態であっても、やっぱり地元の方は気を付けて、度々散歩をしたり、そういう事でね、小さな子どもが行きやすいように、やっぱり公園を明るい雰囲気にするように努力しているという事を、おっしゃってますし、やっぱり警察に巡回を度々お願いするという事を言われるようなね、状況があるわけですから、で、見通しは良くなってるんですけど、こうやって見ると見通しは良くなってますけど、交通量も割合少ない所ですから、町長が、まあ、そうむきになって言われますけど、問題があるのかと言われますけども、それは、地元の方の意見を良く聞いてですね、無かった方がいいわねと言われるような物ですから考えていただきたいという要望なんです。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、地元の方って、どなたが言われているのか、私は、地域の自治会長からは、直接その要望なり、話は聞いた事はございません。で、昨日も、私もその点、どういう状況なのかも見えております。駅のプラットホームから見てですね、植木も高木な植木もあります。それ刈り込んだなかです、腰板を外す外さないは、あまり関係ないようです。植木の今の刈り込んだ状態でもね、大体同じぐらいの高さに刈り込まれて

おります。で、道路側から見ればですね、2方向だけの腰板ですから、充分全体が見渡せるようになっています。ですから東屋としてね、あえて腰板を取り払わなくても、壊さなくてもいいんじゃないんでしょうかと言ってる。話をしているわけです。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） まあ、あの、私は、地元のね、やっぱり子どもを連れて遊びに行っている方から、そういう意見を聞いているので、町長は、自治会長からそういう事を聞いていないとおっしゃいますが、自治会長さんが先頭に立ってね、植木の刈り込みから落書き落としからされてるわけですから、それだけの奉仕はね、作業はね、いつも気を配ってされている状況であるという事は、認識をしておいていただきたいというふうに思います。

それから、3点目なんですけれども、宅老所につきまして、質問通告書に飯田市と豊郷町の宅老所等整備運営費補助金の資料を付けさせていただいておりますけれども、飯田市、それから後佐賀県もあるんですけれども、その支援をする相手方というのは、特定非営利活動法人NPOに限る。こういうような条件もあります。で、豊郷の方は、民間の医療法人とか農協とかも、入っているんですけれども、他の所は大体NPO法人であって、そして継続性が確保できるという条件が付いて活動している所に支援をするという制度を持っております。で、飯田市につきましては、改修経費の4分の3。上限が750万円。豊郷町では、施設整備費が200万円以内。設備整備費が15万円以内。施設の運営費を月3万円、こういう形で、されております。で、私が言いたいのは、佐用の施設数色々今、増えてきておりますけれども、介護保険で、介護保険に至る前の人ですね、そういう方達が、安心して生活できる、そういう場所としての宅老所というのが、これからも必要だという事で、考えています。で、18年の介護保険法の改正から小規模多機能施設、これが宅老所をモデルにしたという事で、その地域で生活できる。自分の今までの生活を壊さずに継続して、生活できるという場所として小規模多機能の施設が制度化されたわけなんですけれども、これが、やはり中々難しい。全国的には、あんまり増えていないというのが、やっぱり経営的に見ると要介護3以上の人になると介護報酬がね、ぐっと上がりますから、それよりも介護度が低い人、要支援状態の方が多く利用されると経営が成り立たないという問題があって、病院とかですね、既に施設を運営している所が小規模多機能を取り組む事があっても中々これを独立して取り組んでいく事ができないという事で、全国的には中々増えていかないんですね。という事で、私は、佐用の高齢化も30パーセントを超えておりますし、そういう中で、地域で、やっぱり今後、あちらこちらに増設と言いますか、宅老所が必要だと考えるんですが、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） そういう施設がですね、場所が必要だと思うんですけれども、その必要だという事とですね、今吉井議員が言われる、そういう宅老所に来られる方というのは、介護度が低い。まあ、介護認定を受ける前の人、そういう事の中でね、経営がどうなっていくのか。今吉井議員が、そういう、今後退職されたような方ですね、つくりたいと言われるのは、ボランティアとして、そういう活動をしたいという事で、そういう施設をつく

られるのかね、やっぱり、1つの施設、経営として考えられるのか、そこで、非常に大きく違って来るのではないかと思います。やはり、経営としてですね、1つの施設として、考えて行くという事であれば、それと、そのやっぱり、そこに責任と今後継続していただけるかどうかという事になると、その対象がですね、法人格を持つNPOであっても、法人格を持った所という、ここの資料付けていただいているところにも、指針をそういう事でされておりますとね、だから、そういう多機能型であればまた国の制度に則って、その施設の設置はできるわけです。だから、現在、まあ、佐用町においても、既に開設している所もありますし、これから開設したいという所で準備をされている所もあるわけですからね。まあ、あの、先ほど言われているのは、これは、ボランティアでやろうという事なんですか。そこのところは、ちょっと、はっきりしていただいた方が話がしやすいと思います。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番(吉井秀美君) ボランティアに近い形になるというふうに思います。そうでないと、その、そこで働くという、働いている人にですね、給料とか払って行くと非常に難しい。経営的にね、大変な問題も出て来るので、神戸新聞にはるか前に出たんですけども、お年寄りらの笑顔が見たい、中町の主婦達が宅老所の開設準備に追われている。お年寄り達が自由に過ごせる拠点とし、介護や食事、入浴、送迎などのサービスも提供する。NPO 法人として県から認可されおり介護保険を利用できる。介護保険の人ばかりじゃないんですけども。で、この中で、この中心になっている人がね、看護婦の方、60 歳。スタッフ 4 人という事で、退職をされて、そのメンバーの中には、特別養護老人ホームで働いていた方もありますし、そういった方達がね、自分達も将来、そういうのんびりと過ごせる自分の家という形で生活する場が欲しい、そういう事を目指してつくっているんですね。で、色々と努力されて、家を建て、そして庭とか畑、そういうのも自分達で作って、お年寄りに、元気なお年寄りに、そういった事を楽しんでもらいながら、自分の家として、集って欲しい、そういうような目標があるわけですね。で、私が聞いている人のお友達もご主人が定年退職をしてから、その、ヘルパーの資格取得などにチャレンジしておりまして、で、奥さんが経営をされていた美容室を改修して宅老所を開かれた、そういったケースもあります。やっぱり一番問題になるのは、そういうスペースを、スペースやサービスを提供したいと思っても、最初のお年寄りが使えるような、家にする為の改修費ですね、そういった物が、非常に高くつくという事で支援が欲しい。こういう事が、一番の要求、そういう事です。その辺の事で、それとあの、行政がやっている所では、朝来市。ここは、社協が指定管理者になって、やっているんですけども、2箇所、旧の朝来町にある施設をそのまま引き継いでいます。で、介護保険の対象者と、そうでない人も利用できる。で、軽い認知症の人も利用できる。で、認知症にはなっていないお年寄りも利用できる。そういうような形でされています。で、やっぱり、ここでも、その社協の事務局長さんが言われるには、その介護保険にかかる前の人も必要ですということで、誰でも利用できるようなね、そういう施設というのが望まれていると思います。佐用に、今のところは無いらから、あったらいいなというふうに思われている方は、多くあると思うんですけども、実態が中々分からないと思いますけど、こういう事は、やっぱり進めていかないとけないと思います。いかがでしょう。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、そのボランティアに近いというところで、その程度が、どの程度かという事が、やっぱり問題だと思いますけども、そういうやっぱりボランティア精神を持ってですね、考えて取り組んでいただける人が、沢山あればそれは非常に地域としてもありがたいなと思います。ただ、やはり、中々それぞれの、そういう気持ちを持っててもね、それを続けて行く事、しかも、その介護なりお世話するっていうのは、非常に時間と手間がかかり、労力がかかります。で、それを本当に、そのまあ、毎日ですね、こう続けて行っていたらいいのかどうか、やはり、今各地域でね、そういう取り組みの1つとして、ふれあいサロンとかいきいきサロンとかいうような形で、やっていただいておりますけれども、それにしても、月1回とかですね、週1回というのが中々難しいという状況です。まあ、個人の方がですね、そこまで、そのボランティア精神の中で、本当に、それを本当にやっていただけるのであれば、町としても、それだけね、そういう支援をしても、それは、充分、それは、まあ、そういう支援、思いに応える事が必要かと思ひますし、素晴らしい事だと思うんですけども、まあ、一般的には、やはり国の、そういう多機能型の、小規模施設等があるようにですね、10人ぐらいの人をお世話するにしても、10人ぐらいなスタッフが実際にいます。現在、三河の尾崎病院さんがされている所を見に行ってもですね、本当に、これだけ沢山のスタッフがいるのかなというぐらいの人が居て、中々経営的には、非常に難しいなというふうに思ひます。だから、まあ、そういう中で、これから、もっともっと、そういう施設が必要だという事であり、の状況が生まれて来るんでしょうけれども、もし、そういう本当に続けていただいて、責任持ってやっていただけるような方がいらっしゃるのであればですね、そういう事は、充分、まあこれから話し合いをさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） あの、私は、制度を持って、こういう支援をするので、町としては、取り組んでいく人はいないかというようなPRの仕方が要るんじゃないかなというふうに思ひます。それで、継続の事を町長は、おっしゃいましたけれども、やっぱり、その公金を使って助成していくわけですから、それは、きちんとNPO法人、こういうものの立上げ、そして、後の運営についても、セミナーとか、そういった事で、支援をしていく、こういう事が大事だと思いますが、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） ですから、私は、元々ね、そういう制度の中で、やはり、町がお願いをし、町がやる以上は、個人ではなくって、そのやっぱり、法人格を持って活動していただけるという事が前提なんだろうというふうに思ひます。ただ、今吉井議員は、個人的にも、そういう事やりたいという話がありましたから、また、そういう話をさせていただいたんですけどもね、で、その制度に則ってであれば、今、現在の、この小規模多機能型の施設、制度、この設置制度、これは、もっと使えばかなりお金も、予算もですね、

事業費もかなりの事業費が出るわけです。ですから、その辺、まず町がそういう制度がありますからお願い、やっていただけませんかというのであれば、そういう今の制度をね、やっぱし、PRしながらやればいいんじゃないかと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） あの、まあ柔軟に考えていただきたいと思うんですが、本来は、朝来のように行政が、その介護保険のラインを引かずにね、必要な人を必要な所で、そういった事業を行うというのが、私は、大事だと思うんです。ところがまあ、そういうのは、中々進まない。で、今そういうボランティアでも支援したい。そういうような気運もありますから、そういう所に、佐賀なんかではね、NPO法人の立上げから宅老所開設まで、こういう開設実践講座開いたり、そして宅老所開設予定者に対する助言は随時受け付けておりますし、で、まあ開設して、それから動き始めてからですね、その、そこで従事する関係者に対して、資質を向上させるとか、そういった意味での研修会の開催とか、こういった事を行政がやってるわけですね、本来行政がやるべき仕事を民間にやってもらう。その為に、いろいろな支援をしていくと、そういうような事にはなりませんか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、あの、ちょっと私もね、それ全ての事が分かりません。担当課長の方が、良く、そういう事については、分かってるかもしれませんから、とりあえず、いっぺんは、担当課長に答弁をさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） ちょっとまあ、さっきから吉井議員がおっしゃるように、いわゆる介護保険制度とそれに移行する前の、ある程度障害はあるんですけども、その要介護認定の受けてないお年寄りに対する施策というところで、丁度制度の谷間のような状況はあるんですが、たまたままあ、救われますのは、先ほど、町長の答弁でもありましたように、今社会福祉協議会が、各集落単位で実施してもらってます、いわゆるふれあいサロンとかですね、ふれあい喫茶というのがですね、18 年度の実績で言いますと、佐用町で 556 回開催していただいて、その参加者の人数が、1 万 9,400 人です。約 2 万人の方が、参加していただけてます。この辺が、毎日開設というわけには、中々地域によってはいけないんですが、多い所では、20 数回開設してもらってる地域もありますし、たまたま 1 件の、その地域でもあります。で、1 つは、私ども今までずっと、その地域の中で考えるという面ではですね、先ほどこれは別の案件で出てました、それぞれの地域に、あまり日中使われない集会所が、それぞれきちっとした格好であります。もし、そういうボランティアの方がいらっしゃるのであれば、その地域で話し合っていてですね、その集会所等有効活用していただいて使われれば、直ぐに民間の、非常に自分の家を提供してまでという、奇特な方もいらっしゃると思うんですが、地域の話し合いの中で、その地域の人を、自分達地域の人が支援して行くんだという体制づくりが、今のところ佐用町にとっては一番望

ましいのかなと。で、その為に、さっき言いました社会福祉協議会も助成金約 200 万余り、それぞれの地域、助成していただくという制度化もしておりますので、そういう中から始めさせていただけたら一番良いのかなというふうに思います。

それと、その拠点の施設、家をまず改修しなくてもですね、これは、以前の南光の例なんですけど、地域の方が、ご主人と奥さんと一緒になってですね、地域の、まあ、宅老所ではないんですが、こういう支援体制をつくろうというグループをつくられてですね、町のいろんな行事には、ご主人が自分の車で送迎する。で、まして、月 1 回は、たまたまた多賀の地域でしたので、播磨園がありますので、播磨園の施設を利用させていただいて、園制と交流したり、それから月によっては保健師が訪問してですね、高齢者の、そのお年寄りの血圧測定したり、健康のお話をするという現実的な取り組みも、地域のあちこちで、ポツポツ行われておりますので、そういう形の中での運営が今後一番望ましいのかなというふうに考えられてます。まあ、具体的な、是非ともその宅老所をやりたいというご相談があればですね、また福祉なり介護の方へご相談いただければ、どういう対応が取れるのか、技術的なことは、どういう事なんか、一番大変なんは、経費的な問題になると思いますので、その辺も充分聞かせていただいてですね、ご相談にはのせていただけたらというふうに考えております。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、後、5 分でありますので。

20 番（吉井秀美君） 先ほどの、ふれあいサロンとかいうのはね、あくまでも、そのボランティアで、こう私が質問している宅老所とは、また正確が違うんですね。で、元気なお年寄りがお茶とパンとをいただきに行こうかなというのと、それからお世話がいる、ケアがいる人。ねっ。で、場合によっては、泊まらないといけない事態も起きる。そういう宅老所。お泊りです。宅老所ね。

福祉課長（内山導男君） それだったら、介護保険に認定してもらわないと。

20 番（吉井秀美君） いや、だからミックスなです。朝来にしてもミックスなです。で、結局、介護 3 以上でないと、中々使えないものが多い。で、まあ、支援は、支援でありますけども、制限があります。ねっ。宅老所は、もっと、緩やかで法的に、もっと開かれてるんです。で、それをやりたいと。で、それは必要だという事を、私は、認めていただきたい。研究していただきたい。そういう事なんですね。分かっていますでしょうか。

それで、佐用保育園改築について、幅広い意見を聞く、関係者の意見を聞くという事ですが、こういった委員会とか建設委員会とか、いろいろあると思うんですが、メンバーとか、その辺は、考えられておりますか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい、今、研究しております。

20 番（吉井秀美君） 何人ぐらいですか。

町長（庵逄典章君） 未だ、分かりません。

20 番（吉井秀美君） はい、終わります。

議長（西岡 正君） それでは、ここで休憩をとります。55 分まで休憩をさしていただきたいんですが。

ここでお諮りをいたしたいと思うんですが、本日、時間を延長したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。ご異議ございせんか。もう 1 名だけと思ひているんですが。少し、休憩さしていただひてお願ひしたいと思ひます。

時間の延長、お諮りしたんですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） はい、異議なしと認めます。

午後 0 4 時 4 3 分 休憩

午後 0 4 時 5 5 分 再開

議長（西岡 正君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

1 番、石堂 基君の質問を許可いたします。

〔 1 番 石堂 基君 登壇 〕

1 番（石堂 基君） 失礼します。1 番、石堂です。

今回、一般質問で 2 項目、質問の方あげさせていただいております。

まず、一項目目、少子化対策事業の取り組みについてという事で、本年度の少子化対策の為の具体的な取り組みについて、お伺ひしたいと思ひます。

それから、二項目目、行政組織の効率化についてという事で、まず 1 点として、職員の定数適正化計画の策定状況もしくは有無についてという事で伺ひをいたします。

2 点目としまして、本年度勸奨退職実施要綱に基づく退職予定者数について伺ひをしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

議長（西岡 正君） それでは、町長、答弁願ひます。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、石堂議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、少子化対策事業の取り組みについてということでございますが、少子化対策には、2 つあると思ひております。1 つは、やはり少ないこの子ども達をいかにしっかりと育て、教育、子育てをしていくかという課題と。もう 1 つは、やはり子どものこの出生率をいかにして増やして行くかという事でございます。

まず、少子化対策のための具体的な取り組みについてでございますが、子どもの出生率を増やして行く方策という事であります。安心して子どもを産める環境作りの一環として、健康課の所管として 4 月から「特定不妊治療費の助成」と昨年 7 月から「妊婦健診の無

料化」制度等をおこなっております。また、子どもが産まれた後の施策として、きめ細かい新生児訪問事業や1歳6ヶ月や3歳児の乳幼児健診の実施をしております。ここで発達障害などの問題が見つかりますと、その後保健師による訪問や相談を受け、緊急度を要する児童に対しては、精神科医師や専門医師に紹介をし、また県の健康福祉事務所とともに巡回相談なども実施して、保護者の子育て不安の解消と障害児童の早期対応に取り組んでおるところでございます。また、この医療費の軽減の為にこの4月から小学校6年生までの医療費の無料化という事にも取り組んでいるところでございます。また、昨年7月からは圏域の3市3町でテクノポリス科学公園都市で始めております療育相談事業も定着しつつあり来年4月からは、本格的な児童デイサービスも開始することといたしております。また、働くお母さん方の支援として町内12の保育園を運営し、その中で8保育園では、時間を延長しての保育も現在行っております。その他、子育て学習センターとしての「ママブラザ」も旧町ごとの4箇所で開催し、また社会福祉協議会による「町の子育て広場」や、「子どもの居場所」事業も開設をいたしております。放課後の児童対策としての「学童保育」も昨年度から町内1箇所ではありますが、マリア幼稚園に委託する形で始めているところでございます。特に本年度からより充実した子育て支援体制をつくるため、福祉課の中に「子育て支援係」も設置したところでございます。この子育て支援係では、本年度いよいよ計画を進めていきます佐用保育園の移転改築と併設する子育て支援センターの建設のための準備を進めております。また合わせて国や県からの指導に基づく少子化対策や児童虐待などの対応など、子育て支援を要する方の相談調整窓口の機能も果たすこととしております。また、本年の1月には、子育てに関する関係者の協力を得て、初めての「子育てシンポジウム」も開催し、全町的な啓発活動にも取り組み本年度も継続して開催をする予定でございます。国や県においても、少子化対策については大きく叫ばれておりますが、中々効果的な具体策はなく、苦慮しているのが現状でございます。

本町でも、やはり、安定した生活設計のできる就労の場の確保や結婚相談また魅力ある住宅の提供など子育て環境の充実など、総合的な施策の中で少子化対策に取り組んでいかなければならない問題、課題だというふうに思っております。

次に、行政組織の効率化についてでございますが、平成17年10月に合併して旧4町の職員・2事務組合の職員をそれぞれ引き継ぎ、スタートをいたしました。旧町から行財政改革を進める中で退職の勧奨や退職者の不補充により職員の削減に努めてまいりました。財政状況が厳しさを増す現状を踏まえ、今後とも行財政改革基本方針に基づいた定員管理に取り組む必要があるというふうに考えております。ご質問の職員定数適正化計画の策定状況もしくは有無についてですが、佐用町定員適正化計画、平成18年度から平成22年度までを平成19年3月に策定をしたところであります。次の、本年度の勧奨退職実施要綱に基づく退職予定者についてであります。現在2名が予定者となっております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） まず、一項目目の、少子化対策事業の取り組みにという事で、再質問を始めさせていただきます。

ちょっと質問の方の通告書を、あまり詳しく書いていなかったのが、ちょっと漠然とした問いになってしまって、子育てのイメージでの回答というのが、主に冒頭の方にありました。具体的には、後段の方で述べていただいたように、本年度その少子化対策、特命と

いう事じゃないんですけれども、係りを選任して進めて行くというふうなところ当たりから、こう回答いただいたらなと思っていたんですが、と言いますのも実は、この項目については、昨年の6月の一般質問でさしていただいて、子育ての部分に関したら、ほぼ今と同じような形で、回答をと言うんですか、18年度の事業予定、あるいは、これから先の計画についてのお話をいただいたところです。端的に言いますと、その時の町長の答弁を引用させていただくと、非常に緊急的な課題であると。且つ重要であると。当然、国あるいは県、それからどのような形で、この少子化対策について進めようとしているかというような事の状態も含めてお話をさしていただく中で、町全体いろんな福祉あるいは医療、学習環境も含めてですけれども、総合的に取り組まなければいけないことやという事で、私は、もう少し太い形で、少子化対策のスタッフ、陣立てがされるんじゃないかなというふうに感じておったんですけれども、以外や本年度の4月以降の体制で行くと係りを新設して、で、なおかつ、その中で当面する業務とすれば、先ほどお話がありましたけれども、支援センターなんかの計画あるいは、保育所移転という事で、少し本題と言いますか、環境面での整備から入ろうとしているので、それ以前に、私は、この新佐用町としての少子化対策、少し広い意味での計画づくりっていうのを、この時期にやらなければ、とりあえず個別の、その具体的な事象に対応して行くというんじゃないしに、一体今現在の現状がどうなんや。そして課題がどうなんやというような、そういう計画づくりが必要じゃないかなというふうに思うんですけれども、これについては、県あるいは、国も当然、もう三次あるいは四次ぐらいになりますけれども、何回も計画の見直しをやっておると。ところが残念ながら、本町の場合においては、そういうような、少子化対策という事で限定しての計画等の物がつくられていないというふうに認識しておるんですけれども、その当りは、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） はい、ご指摘のように、総合的にもっと少子化対策を、現状把握と分析から含めたですね、そういう検討の中で今後の方針を作って行く。これは、子育てエンゼルプランとか、そういう事での、今までの総合的には、そういうプランづくりはしてあるんですけれども、やっぱり佐用町にとって、今後何に本当に力を入れていかなきゃいけないかという事を、考えて行く事が重要だというふうには、認識はしております。ただ、まあ当面のですね、そういう環境面の課題というの、やっぱり急務でありまして、この度の参事、子育て支援担当参事につきましては、今新しい施設の、この計画づくりとか、そういう各それぞれ、いろんな担当課で行っている子育て環境の対策の、と言いますか、子育てに関するいろんな事業を調整をすると。統一、調整をして、まあ、一体的な、やっぱり佐用町としての事業展開を行って行く調整係として、今活動しているところです。ただ、まあ、先般も担当等も話をしておりますけれども、やはり、現在佐用町の中で、実際に、子どもの数が確かに全体としては、少ないんですけれども、子どもを持っている家庭が1夫婦、どれぐらい実際には、子どもがいるのか、そういう事もですね、しっかりとやっぱり把握をしていかないと、子どもを作ってください、産んでくださいというような事を言ってもですね、実際には、その昔のように、1夫婦4人も5人も子どもを育てるという事は、基本的に、それは無理な事です。まあ、出生率が1.2とか1.3とかと言われる中で、実際、じゃあ佐用町は、どういう状況にあるのか。またそれを2、3に持って行く為にはですね、どうしたらいいのか。こういう事も、やはり1つ分析をしていかなきゃいけないだろうという事を指示して、まあ、いろいろと他の担当課の協力を得て、今分析をさせているところです。で、それによって、今の中間的な調査の結果にしますと、佐用町では、大体2名、大体2人ぐらいではないかなというふうに思います。思っております。もう少

し、その 18 歳以上になりますと、これが 1 人という事に、もうカウントされなくなってしまうので、もう少し増えるのかもしれませんが、やはり何と言っても子育て、少子化対策の 1 つは、やはり、ここで若い人達が結婚をして家庭を持って、その生活設計をしていくという、そういう 1 つの大きな流れというものがですね、定着をしてこない、その中々全体としての、この子どもの数を増やしていく事が難しいなというふうに、その分析の基に見てですね、思っているところでございます。そういう事で、担当においては、ただ人数が少ない、体制が未だ弱いという事は、ご指摘のとおりですけれども、今後、そういう体制をですね、徐々に強化をしていきたいというふうに思っております。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 確かにあの、子育てあるいは少子化っていうふうに、文言は違いますが、ほんとにこう、狭い佐用町内で小さい子どもたちを産み育てていくかということになれば、やはり本当にあの町内全体、見渡して総合的にみんなが協力し、知恵を出し合ってという方向になるのかなと思います。ただまあそれをするにしても、今の現状を内部的にはもうすでに、それに対して動きだしているということなんですけれども、色々な団体関係者あるいは私たち議会人もだと思えるんですけれども、いろんなところから、どういうふうな要望があるのか、あるいは意見があるのか、アイデアがあるのか、そうした機会を是非作っていただきたいと思います。

先ほどの答弁の中に、今現在子育て支援等というふうな形で町が進めているかということで話がありまして、これまあ、昨年この場で質問させていただいた時に、少し問わしていただいたんですが、エンゼルプランに変わる合併後策定されたものなんですけれども、次世代育成行動計画、これについて少しお伺いをしたいのですが、担当課長の方をお願いしたいんですが、昨年度質問させていただいた時に、この行動計画について、各年度において一応それらの成果を実施状況ですね、これらの評価をする組織を設置するという事で、これは計画書の巻末の方にも書いてあって、設置をして、その設置した組織の中で、例えば 18 年度のこの実施状況について、評価をしていただく。なお且つ評価されたものについて、一般に公表して、それによって必要に応じてこの計画自身を見直すというふうになっておる訳なんですけれども、18 年度について、こうした、その実施状況、評価の組織ですね、これについて設置をされましたか、あるいは設置をされていると思うんですけれども、これらについての 18 年度の実施状況の評価ですね。こういうようなものが行われたか、或いはそれに伴って、19 年度の見直しをどのように進められたか、ちょっと手短にご回答願います。

議長（西岡 正君） はい、町長よろしいですか。

〔福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 課長。

福祉課長（内山導男君） そいじゃ、私のほうから具体的に。先ほど、ご指摘のありました、いわゆる次世代育成支援行動計画につきましては、新佐用町としましては、平成 17 年合併と同時に作った計画であります。というよりも 17 年度の作成ということが規定されて

おりましたので、合併前それぞれの 4 町が合同で作りまして、10 月 1 日合併と同時に新町の計画にしようという計画書に出したものであります。これにつきましては、目標年度平成 21 年までということで、それぞれの当時、国の方から流れてきておりました、項目に従って、目標事業量等出してその達成率を出す形になっております。18 年度これを検証するための、きちっとした新たな組織というのは立ち上げておりません。ただ 1 点、この中でもこの次世代計画の中でも、触れておりますように、虐待、児童虐待の関係の要保護児童の調整会議というのが、これは児童相談所等の方からの指導もあって、この組織につきましては、立ち上げさしていただいて、それぞれ代表者会議等で児童虐待を含めた全体的な子育て支援の会議をもたしていただいております。今年度以降になるんですが、基本的にはまあ、この間、国の子育てに関する中身も若干変わってまいりました。先だって 5 月の 30 日に県において、少子局の新たな事業等が示されておりますので、その事業に基づきまして、本年度からですね、この次世代高度支援育成計画の見直しの組織を立ち上げていきたい。併せて何回も出ておりますその、移転します佐用保育園と併せての子育て支援センターの中身もその中で充分検討させていただけたらというふうに予定をいたしております。以上です。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂基君。

1 番（石堂 基君） 残念ながら、この行動計画の方の実施状況を検証する組織ってというのが、18 年には立ち上がってないということで、本年度にそしたら支援センターなんかの計画案からも含めて検討する。そうした組織が作られるということで、それに期待をするところでありますけども。

ちょっと引き続き担当課長の方にお伺いをしたいんですが、課長の方はこれ、ご存知ですかね。佐用すくすくマップというもんなんですが、町長もご存知ですかね。これ、ご存知っていうよりも、もう既に中身は、ご承知になってると思うんですが、これは、例えの話でこれからお話をさしていただくんですが、これは要は、子育て支援マップですよ。小さい子どもに関する医療・福祉そうしたものあるいは遊び場というような事業が各広場、プラザで行われているか、そうしたものから病院関係も含めてですね、網羅されてる内容なんですけども、私昨年 6 月、この関連で一般質問させていただいた後に、これ課長に言ったか、担当者の方に言ったか、ちょっと定かに覚えてないんですが、こういうものが今地域のボランティアの方で作られ始めていますよと。町として関わりがないことないから、積極的に関わっていったらどうですか。てなことをちらっと言ったんですけども、残念ながらこれ出来上がったものは、あくまで、そのボランティアの皆さんで作成されたもんだと思うんです。そりゃあ、いろいろな関わり方いうんか、それまでに社協系列でこれ、やられておられますし、どっかの福祉財団の募金をもらわれてやられてるんで、それでかなと思っちゃったんですけども、それにしても行政が全く関わってないというのは、少しこれ残念な話なんです。少し時間が経過して去年 12 月にいただいた、この総合計画のなかみると、この中にこういうような支援のマップづくりを、町がやりますというふうになっとなってますよね。先ほどお話にあった、この支援行動計画、この中にもマップ作りというのが出とんですよ。何が言いたいかわいたら、この行動計画自身いろいろな目標項目が、まあ 100 何項目あるんですよ。で、その中で大半が旧町でやられてた項目を、実施します、実施しますという事でですね。それから、新たに国あるいは県が示す内容については、検討をするという表現で、全部この表中に出とんですよ。唯一、この 100

項目の中で、2つだけ、いついつまでに作成予定となってるのが、このマップづくりとファミサポ、ファミリーサポートの件ですね。多分この2つぐらいだと思うんですよ。それぐらい町が念頭に置いてやるでって言いよったやつを、この計画書に上がってですよ。一方でやりよんが分かつんのに、何でそれに行政が係われなかったんか、あるいは、係わる意思がなかったんか、そのあたりを少しお聞かせください。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 非常に申し訳ないんですが、そのすすくマップについてはですね、私ども、実際にそのボランティアでやられてる時のは、ある程度遅くまで知りませんでした。で、まあ各集落の遊び場を調べたいという話は受けておったんですが、そういう形で、他の民間財団の助成まで受けてやられるというつもりは、全く非常に申し訳ないんですが、承知しておりませんでした。その後ですね、いろいろな形で社会福祉協議会の方から助成していただいてですね、その後、その社会福祉協議会の方の仲介によってですね、今現在は、佐用町のホームページにもそのマップの一部を掲載させていただいておりますし、特に、今準備を進めておりますのは、今年度これも国の方から新しく出て来たんですが、こんにちは赤ちゃん事業という事で、新生児の訪問をしようというところですね、その物を一部医療機関の心療科目やなんかが変わっておりますので、その編集をされた方の了解を得てですね、最新版にして印刷をさせていただいて、その訪問する時に持って行かしていただくというような、後の活用面ではですね、今現在調整させていただいている途中であります。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） あ、町長ね、私、これ別に、これを作る過程とか、これの出来上がりについてどうこうじゃないんですよ。何が言いたいと言ったら、要は、町が作った計画書の中で、いろいろ書いとんやけども、2つぐらいは何とかやれるだろうと町が言うとうやつ、で、それを片側で平地の住民がやね、やりかけておるわけですよ。で、その情報も一部流したんやけども、実際には、それをくみ上げて町と一緒に協力して、その人らとやるっていう事ができなんだという、これ代表例だと思うんですよ。というのは、何が言いたいと言ったら、それぐらい、こうした計画書の中で書かれている事っていうのは、絵空事とは言いませんけども、やっぱりもっと住民の声とか地域の状況をつぶさに、職員が、あるいは、町長が担当が、見ていく必要があるんじゃないかと。これら、それから漏れた、ほんまにいい例だと思うんですよ。で、漏らさないという話じゃなしに、ようは、こういうふうな努力を、もっと重厚なものにして行政と一般の方が協力してね、ほんまに子どもらの為に何ができるんやっていう、この人ら係わっとう人なんか、非常に純粋な思いやと思うんですよ。それにプラス行政が持ってるノウハウ、そういうような物やっていけば、もっともっといい物ができる。或いは活用できるものができる、そうした事をその子育てだけじゃなしに、少子化、これから検討される少子化全体についてね、やっていくという事を念頭に置いていただきたいんです。つまり、行政サイドが一方的に、国県の指示に基づいて、1つの計画をつくるとか、今やられている事を、こうした物に活字にするとか言うんじゃないしに、もうちょっとひらばの声とか現状っていうのを認識を深めていただきたいというような思いで、これを一例として上げたんですが、いかがでしょう

か。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁。

町長（庵逄典章君） はい、聞かせていただいて、そのとおりだと思います。あの、まあ、私も、それも見させていただいて、まあ、これ社会福祉協議会も一緒にある程度支援しているんじゃないかと思うんですね。で、やはり社会福祉協議会も1つの行政、福祉行政の実際の実施部門だというふうに、私は思っております。そういう中でね、もっとやっぱし、社会福祉協議会との通常いろんな事業では連携を取っているんですけども、職員がそういう事に感心を持ち、また積極的に係わろうというね、常に意欲を持つという事。これ非常に大事だと思いますし、その辺が欠けている点についてはね、今後やはり、取り組みの中で、今言われるような計画をつくっただけで終わってる場合が非常に多いという事は確かだと思います。それを検証するにしてもですね、実際に自ら目で確かめたり、いろんな人との意見を聞いて確かめていくというようなね、そういう姿勢が職員には必要だというふうに思いますので、充分、反省材料とさせていただきます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 積極的なご回答いただいてありがとうございました。いずれにしても、少子化について本年度から具体的に人も張り付いて進めていくというなかで、私達自身もそうですけども、何かしら、こう協力できる事はやりたいと。あるいは、一般の方の中にも多く、そう望まれている方もいらっしゃると思いますので、是非そうした機会を少しでも多く持っていただきたいと思います。

2 項目目の方の再質問に入させていただきますけども、ご回答いただいたように職員の定数適正化計画については、一応まあ昨年の今年の2月でしたか、総合計画あるいは行革プランの資料という事で間にコピーされてあったやつですね。案という事であったやつですね。を、私ら議会の方も見させていただきました。で、なぜ、あえて、こういうふうな質問させていただいてもらってるかというと、じゃあ案が、いつ計画になって成立したんですかって事なんですね。先ほど 19 年の3月にという事ありましたが、じゃあ、あの時に示された、今現在ホームページで、これ入手する事もできますけども、これでいいですよって、僕あの何か自分で言った覚えもないし、あるいは、この内容について、総合計画あるいは行革プランについても、もう少し、住民の中で声を聞く機会っていうのが、あるだろうなっていうふうに思っていたんですが、残念ながら無いと。で、今現在できているこの定員適正化計画ですか、17 年から 21 年までのやつ。で、これについて、全くもう変更の余地なしいうんですか。今現在、19 年3月で策定された物は、もうこれでとりあえず 17 年から 21 年までは進むという事で認識してよろしいんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵逄典章君） これは、1つの国なり県からの指示の下にですね、行政上そういう、その、国、協議をして、県への、こういう計画という形で報告をしていくという、そういう手続きの中でつくったものでありまして、議会で承認をいただくとか町民の皆さんに見ていただいて、これでいいかどうかという判断をいただくというような、それは本当、そ

というレベルの物をですね、まあ、できれば一番いいとは思いますが、中々やはり、充分皆さんにご承認をいただける、理解をいただけるという事が非常に難しい問題です。合併後、即そういう定数というものに対しては、財政的な面も含めて1つの計画の中で、一応つくった物でありますので、これは、1つの基準と言いますか目安であろうというふうに思っております。だから、それ以上に、今後行政改革を実際の行政改革を進めていかなきゃいけないということですので、それが全て100パーセント固定されてたものではないという事は、勿論の事でございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） それでは、この計画書の書とは書いてないんですが、計画書の中の内容について2点程確認をしたいんですけども、この、あの適正化計画まあ実際には、各市町の今の人員ですね、これを各部門別あるいは年齢別あるいは年齢別に網羅し自治省が定めるところの定員モデルというものを比較して、今何人増加してますよという事で、それについて、どういうふうな形で将来的に削減あるいは適正にしていこうかというような事を示す計画書なんですね。これ、町長の方と認識を密にしたいんですけども、この中で類似団体別職員数という事で定員モデルというのがあるんですね。で、これあの別に合併した後じゃなしに、旧町の時代から各町とも、この定員モデルに基づいて条例の中の定数というものを概ね定めていたと思うんです。で、今回この計画書で出ているのは、類段モデルで普通会計部門だけですけども230というのが出ておるんですね。直近の18年4月1日の、要は合併した後の、この新佐用町ですよ。いろんな施設数、道路延長、面積、人口、世帯数それらも網羅したもので引っ張ってきますと219っていうモデル数が出るんですね。要は、219人おったらできますよと。できますよって言うのは、ちょっと語弊がありますけれども、まず、これを目標にして定数管理を進めていくという、そういう認識でいいわけですね。これが、まず1点目。

それから2点目として、この計画書の中で定員管理の重点事項及び主な適正化手法というのが、要は、どうやって将来的に、これだけ超過しよう人数を適正にやっていくかっていう項目が1番から10番まであるんですが、残念ながら、この中に、今現在制度上、こういうような職員数を減らしていく手法として2点目でお伺いしている早期退職者ですね、勧奨制度、これらについての記述が無いんですね。で、あくまで要綱として町が持っているから、あえてこの中に書いていないのか、それを別に積極的に使っていった勧奨を積極的にやっていった、職員減らすともりがないで書いてないのか、その2点についてお伺いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。はい、町長。

町長（庵道典章君） あの、まあ長い行政の、その歴史の中でですね、その町の形というものがつくられていく上では、その当然類段の1つのモデルというものが、ひとつ示され、大体比較ができていくわけです。しかし、こうした急激な合併をした中でですね、確かにその人口とかだけで、その比較をすると、そういう類段であれば230人とか210何人という数字が出て来るわけですけども、それをですね、目標に当然この10年間でやっていくとなれば、これは、もう施設を本当に統廃合していくとかですね、まあ、こう住民サービスの上でも大きなその痛みを伴うという事をやっていかなきゃできません。で、それは、

やっぱし1つの目標と言いますか、そういう物があるという事は、充分認識しながらですね、じゃあ佐用町の住民サービスなり行政運営を、形、佐用町の町の形、いろんな施設を運営していき、まあサービスをしていく、それが、どれだけ今の財政の中でやっていけるかという事で片方では、その職員の必要数というものも出してこなきゃいけないというふうに思っております。ですから実際に今22年で379人。これは、1つの定年退職なりを含めた中で出してきている数字ですけども、勸奨制度、今言われましたけども、これは早期勸奨という形でのね、制度というのは、これは終わっておりますけども、そうやね。一応3年間でその早期退職の勸奨をしておりますけれども18年で終わってるという事ですけども、これから一般職の勸奨退職要綱というものは残っております。だから毎年勸奨については、これは、進めていくということで、これ以上の、やっぱし職員削減は、行っていけるように努力していかなきゃいけないというふうに思います。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） 勸奨退職実施要綱に基づくのは18年で終わっているというのは、旧町の段階ですよ。当然新町になってからもその要綱っていうのは、引き続き残っていると思うんですけども、残ってますよね。財政課長。

で、あの、今現在の勸奨退職実施要綱で辞める事のメリットですね、旧町の時は割り増しっていうふうに僕、聞いてたんですけども、今現在の要綱に基づいて早期退職する。例えば、その若年の方、50歳以上が対象だったと思うんですけども、この要綱に基づいて退職すると、どういうメリットがあるんですか。これ、総務課長の方に聞くんですけども。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（達見一夫君） メリットと言いますと、普通退職と、それから勸奨退職の退職金の差、例えば、1例で申し上げますと18歳で入られて50歳で退職する場合、後10年普通でしたら60歳ですから10年残っております。この場合で計算をさせていただきますとその退職時の給料月額が40万円としますと普通退職でありますと40万円掛けるその勤務の32年、これの支給率が54.444ヶ月ですか、これが普通退職の退職金。それから、今申しました勸奨でいきますと10年間残しておりますので、1年間につき2パーセントの加算と言う事は、20パーセント、その退職時の給料に20パーセント加算ができますよという事は、8万円増えますよ。その8万円に54.44ヶ月を掛けますと約435万円ですか、その分が普通退職より多くなる。そういう制度があります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） すみません、先ほど再質問したところに、もう一度戻るんですけども、そのようは、定員モデル数の認識で若干違うんですけども、これについては、少し、まあ今日、私の方も時間がありませんので、またいずれかの機会にお話なり、さして

いただきたいと思います。要は、長期的にですね、この定員モデルっていうのは、例えば旧町が色んなこれまで、ここ 20 年 30 年、私が在職していた時の記憶なんですけれども、例えば、ほ場整備始めましたとか、あるいは下水道事業、水道事業始めましたという時に、当然、そこに係わる人数っていうのは、技術職なんかも含めて、何名或いは 10 人規模で増加するわけですね。その時にも、この定員モデル数の定数の中で、一般行政職の人数、一般事務の人数減らして、その部署の職員数を増やして来たというような事で、やっぱり、この定員モデルっていうのは、自治体が定数を適正に管理していく中で 1 つの大きな柱だと思うんですね。これを長期的な目標ですっていうような言い方をされるっていうのは、どうかなというふうに思うんです。確かに昨年以降、合併のいろんな一般質問、あるいは委員会の中でもそうですけども、他の議員なんか職員数の多いや少ないという話の中で、ずっと町長は、その合併による特殊事情みたいな事で言われますし施設数なんかはどうなんやという事を言われますけれども、ただ、そこらも含めて、こうした定員モデルの数に限りなく近づける、それプラス、じゃあ、この町内で突出している施設数、例えば、笹ヶ丘、保育所数がたくさんあるんやとかいうのを加味して、じゃあ目標値がいくらなんやというような物を、定めないと、こうした計画っていうのは、非常に意味がない。で、今現在、よくよく見ると、これ 120 名の退職者で、その内の 3 分の 1 補充で 10 年で 80 人削減を行っていくっていうだけなんですね。要は、目標値が全く見えないという事なんです。

で、ただ、その、これがそうした具体例を示すような計画じゃないという事を冒頭におっしゃられましたんで、これ以上は言いませんけども、やはり、1 つ数値的な目標っていうのは、5 年あるいは 10 年で、もう少し明確に持つ必要があるんじゃないかというふうに思います。それは別にしまして、先ほど総務課長の方にお伺いしました。今現在要綱としてある勧奨早期実施要綱ですね、これについて、今現在私、ちょっと表現間違っってメリットと言ったんですけども、決してまあ、メリットじゃないわけで、制度上で受けられる優遇される部分、何て表現したらええかよう分かんんですけど、要は、その早期に辞めて、少しでも町の財政事情の悪化に負担を掛けないというような思いとか、あるいは、その職員の中の新陳代謝言うんですか、そういうような物を早める為に、少し自分が早く身を引こうとかというような思いで、これに手を挙げたいと言った時に、私は、先ほど、この要綱に基づいて、どれぐらい退職金が増えるんですか、まあ増えるんじゃないに、僕は、少ないと思うんですけどね、丸々 60 まで働いて、当然のことながら退職金もらう方が多いわけですから、で、それと比較した時に例えば、さっき総務課長が例で言われた、50 歳ですね、仮に 40 万、今、給料月額があったとした場合の想定で行けば、10 年早く辞めて 430 万なんですね。普通に辞めると違って。で、それを今度、その方がずっと、これ 10 年間に在職した場合の経費負担考えると、まあ月額 40 万のままで、仮に昇給無しとして計算してですね、年間 15 ヶ月ですから、600 万ですか、600 万言う事ないな。50 歳で、もうちょっとあるだろうけども、まあ、ええですよ。それで 10 年間ですわな。とんでもない数字ですね。実際、その人がここで後 10 年残して辞めると、おると町が支払いしていく、財政負担というのは、それから考えれば、僕は、この勧奨制度というのを、もっと重厚にしてもいいんじゃないかなというふうに思うんです。で、これについては、以前、何かの機会で、こう町長も、それを匂わすような表現を、チラッと、そこら辺も考えないかんのやけどなみたいな事を言われた記憶があるんですが、具体的には、じゃあ、どれぐらいっていう金額的な目安っていうのは、私示せないんですけども、全国の例から言えば、先ほど、総務課長が説明いただいた、この要綱に基づく月額給与の加算分ですね、1 年早く辞める事によって、2 パーセント、最高 10 年で 20 パーセントというものを、これはまあ、国も持ってる制度なんで、ここまでは、多分一緒だと思うんです。プラス、全

国の多くの合併後こうした計画を進めている市町の中では、合併時に、特昇ですね、もう明らかに、その佐用町なんかの場合は、県の退職手当組合に加入しておるわけですが、退職手当組合以外で、特昇分を加えて少しでも加算する措置というのを付け加えていきよんですよね。僕は、どうしてもね、こういう様なものを、まだまだ必要じゃないかなというふうに思うんです。残り 10 年残して退職金が 400 万増額。これじゃあちょっとね僕は、魅力的じゃないと思うし、やっぱり勢いを付けるのには、10 年分の給与とは言いませんけども、その 2 割、3 割程度を金銭的に補填できるような、そうした物を制度としてつくらないと、やっぱりこの勸奨制度自身、もっともっと有効に職員の方に利用されるっていう機会が少ないように思います。で、最初回答いただいたように、今年も 2 人、去年も 2 人ですね、実際には、もう少しの人数っていうものを、多分想定された方は、望まれていたと思うんですけども、どうも今の現状でいけば、こうしたペースで中々その足の足は伸びないというようなんですけども、その制度の充実について、町長のお考えありますか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵逄典章君） はい、まあ、あの、私も、そういう職員のですね、生活の保障という事も、これは、この合併という事は、職員それぞれの責任であるわけではないんで、これも必要だと思います。ただ、その退職については、退職金については、退手組合に加入して、そこでその制度の中で、支払っているという事です。だから今、石堂議員お話のように、それを上回る物については、町が独自に予算化をして、それを支払っていかなくちゃならない。だから、この点についてですね、そういう、ある意味では、優遇と言えるかどうか分かりませんが、その通常の退職より退職金で、少しでもカバーをしていくという事を、取るという事は、一方では、理解もされる面があると思うんですけども、町民から見てですね、公務員の退職金それが、そのかなりの額がある意味では税金から支払われると。そういう制度以外にね、この点についての、やはり批判を受ける事も確かだと思うんです。で、ここが非常に難しいところだと思います。まあ、計算上ね、確かにその方が、10 年間勤めるのと、見れば、その給料から見れば、計算すれば自ずと分かるんですけども、ただ、じゃあ、そのただで払っているわけじゃなくって、それは、その方が労働の対価として受け取っている給与ですから、だから、その労働が無かったと、もうしないという事で辞めるわけですから、その中々じゃあ、全くね、それを保障していくという事自体が、また理解ができない、されないというところがあります。まあ、そういう事で、旧の、これまでは、1 号俸辞める時に上げて、まあ、その退職時にまた上げてというようなんでね、いろんな優遇策は取られて来たんですけども、そういう事が、やはり適切でないということで、それを廃止してきた経過があるわけです。中々他の市町も同じような問題を抱えていると思いますから、この辺は、町民と言いますか、国民全体の理解を得られるような中で、やっていかなくちゃいけない事だと思いますのでね、研究をしていく事は必要だと思いますけども、即今、そういう制度を作るという事は、回答はできないと思いますね。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） ちょっと飛躍した数字言いましたんで、あまりにも上乗せを多くし

ろというふうにとられたんかも分かんのですけども、今現在、勸奨制度の特例として出してる部分についても、一応国の基準には従ってるとは言いながら、これ町の持ち出しですから、それを重厚にしろと言う事なんで、あたかも新しい町一般財源で、ごぼっと 500 万程上乘せとか言うんじゃないんで、今現在、仮にも、さっきの想定の話ですけども 400 万あるところを 400 万じゃ、ちょっと辛かろうと、せめて 800 万、まあ 1,000 万とは言わんけどもみたいなイメージでお話をさせていただいたんですが、取り方として全く新しい制度作るんじゃないにね、この制度自身をもう少し重厚にする事によって、早めに手を挙げる人が増えて行くんじゃないかというふうに思っております。まあ、こうした発言の趣旨って言うのは、当然この横にも書いてありますけども、早くこの組織を適正化の人数に持って行くという事も去ることながら、職員体制、組織の新陳代謝だと思うんですね。で、この計画書の中にありますけども、それぞれ年代別の構成もありますけども、やっぱり、あの残念ながら中々上が太くて下が細い。非常に、これから、ここの地域を、こう地域づくりなんかを進めて行く若い職員の世代というのが非常に少ない。やっぱり、そこら辺にもう少し手厚く働き手を増やして、そうする事によって、地域に、そのまま居ついてくれる若者も増えて行くだろうというような思いも含めておりますので、是非また引き続き、即決今日の中で考える余地はないというふうな事だったんですけども、また次回、このような形でお話をさせていただいたらなと思います。

以上で、私の方の質問を終わります。

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君の発言は終わりました。

お諮りします。後 6 名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程を終了したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。これにて本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、明 6 月の 14 日、午前 10 時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。どうもご苦労さんでした。

午後 0 5 時 4 1 分 散会